

平成29年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

平成29年11月30日（開会）

平成29年12月22日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十九年第四回定例会議録

(平成二十九年十二月)

垂水市議会

















1. 開 議 .....	1 6 8
1. 議案第 6 6 号～議案第 7 4 号 一括上程 .....	1 6 8
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 閉 会 .....	1 7 2





















































































































































































う思いで、出店は断っているということを言われました。それは本当に立派な考えだなというふうに思っておりまして、先ほど温泉のキャンペーンということも言われましたけれども、それを含めて、もうちょっと全体でそういう全てのイベントに関して、市内の中で連携してお金が落ちるような、具体的な取り組みというのをなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、その点についての考えは。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 池之上議員の御質問にお答えをいたします。

イベント開催における経済効果につきましては、直近に開催をいたしました、先ほど議員からもございました千本イチョウ祭では12月10日現在で5万3,300人の来場者がございます。

（発言する者あり）

ことしは葉のつきも良く全体に天候的にも恵まれたこともありまして、滞在時間が長かったのではないかと推測をしております。

これまで市内のコンビニ、あるいは飲食店の来客数を調査をいたしましたところ、全てではございませんが、大きく増えたとの報告もございました。

さらには、道の駅たるみずにおきましても来館者数が増加をしております。特に、12月3日は一番の見ごろを迎え、大野原いきいき祭の当日に開催されましたことにより、千本イチョウ来場者も昨年を上回った状況でございます。この影響で道の駅たるみずの来館者は、通常週末は2,000人程度でございますが、3,872人の来場者でございました。ちなみに、来館者数、ゴールデンウィーク時の実績に相当するものでございます。

また、あるコンビニでは、昨年度の同日と比較をいたしまして114%の売上げが伸びた店舗もでございます。さらに、飲食店の中には、通常の休日ランチ営業時には100人前後であったものが、12月3日には220名の来客でにぎわっ

たとの報告もいただいております。

その他の市内の数店舗の聞き取り調査を実施をいたしました。結果でも同様、千本イチョウ祭期間中の来場者は増えているという報告をいただいております。

増加いたしました背景につきましては、本課でも11月24日に各報道もあり、来ていただくようPR活動を行ったと同時に、これまで温泉施設だけで特化した取り組みをしておりましたけれども、その他の店舗での取り組みができないかと検討をいたしました結果、本年度、新たにこの時期に合わせまして観光協会主催によります市内46店舗が参加をいたしますスタンプラリーを、本年11月25日から来年2月末日まで実施しているところでございます。

そのほかにも、さまざまなイベントで本市を訪れていただいている状況もございしますが、今後はあらゆる手段を講じて、地元店舗等への経済効果が波及するよう取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

**○池之上誠議員** いろいろ繰り返しのこともありましたけれども、目新しいところはスタンプシートと、商工会でですね、やっていますけど、観光客ですよ、そのスタンプシートをもらってもたまるわけがない。それはいいとしても、要は今言及したような取り組みをしているということは評価をしたいというふうに思っております。

先ほど、市長から交流人口の話がありましたけれども、観光庁の数字です。この124万というのも日本平均の年間消費額です。あと、外国人の泊りと、1人1回当たりが13万円、それで国内の日帰りの場合は1万5,000円、先ほど言われましたけれども、そのとおりになんです。果たして、垂水がこのとおりのお金が落ちているかということ、とてもじゃないけど落ちないでしょう。

それで、今先ほど道の駅も来場者が増えたと言われましたけれども、1年目から12年目までの総売り上げ、あるいは総来場者の表をいただきました。それ平均した場合、総売り上げが43億3,000万、来館者が平均して75万人、ということは、1人頭574円。1万5,000円とは大分開きがある。この垂水市の年間消費額も多分124万使えば立派な家計だろうと思いますが、それより多分低いだろうと思いますけども、実数を見てやっぱり考えないといけないんじゃないかなど。できれば、今この道の駅だけの574円と言いましたけれども、それをまだ市内全体に広げて落としてもらうという仕組みをつくらなければ、いわゆる交流人口と定住人口というところの比較に追いついていけないというふうには思うんですよね。そういうところで、市長、そういう思い、全体でお金を落としていくような取り組みと。今課長が取り組んでいらっしゃるとおっしゃいましたけれども、市長の思いはどうでしょうかね。

**○市長(尾脇雅弥)** 私自身はまちづくりの政策の中心として、今経済政策として6次産業化と観光振興ということを上げています。垂水市がどんな方法で、言葉でいったら食べていこうかという中で、垂水市の水産業、あるいは農業、これをもうかる仕組みをつくるというのが6次産業化でありまして、あと地の利を生かした観光振興、観光振興に関しては、垂水という地形上縦長でありますので、それぞれ3つ拠点をつくりましょう。もちろん、これだけではありませんけれども、その1つが道の駅たるみず、これも今単価悪いという話もありましたけれども、もともとは何もなかったところにあの場所ができて、トリップランキングでは1,117のうちの4番目までは来た。課題は単価を上げていくということだろうというふうに思います。

森の駅に関しても、夏場は非常にこれまでも

よかったわけですから、数年前に前市長がコテージをつくって宿泊という形がとれて、また、つい最近では民間の皆様の力をおかりして、これまで指定管理前、約2万人ぐらいの宿泊から5万人ぐらいということで、確実にその分はアップしていると。これに加えて、南の拠点、もう一つ浜平の今荒れ地に近いあの場所にそういったものを建設して、専門家の数字として大体80万人は来るという話をさせていただいておりますので、そうしたときに200万人ということで、先ほど申しあげました10万人というのは、想定の中で日帰り客が6割、宿泊が1割、外国人が3割とした場合の想定でありますので、じゃあ現実そうなのかと言われると、そこはそこまで届かないのは現実でありますけれども、確実に15年ぐらい前の42万人の交流人口、あるいはそれに関する経済効果に比べると、年々アップしていることは間違いなことであろうと思いますし、人口減少社会の中で、人が増えていくことを望んでいるわけですから、前段として多くの皆さんに垂水に来ていただいて、将来的なものにつなげていきたい。大きなところでは、国策としてそういうことを考えておられると思いますし、鹿児島県、先ほどありました大隅観光でみんなでやっつけよう。我々は垂水市ですから、まずは地元の宝をしっかりと磨く中で連携をしていくと。

今、池之上議員がおっしゃるような、そのことの連携とか強化がさらに必要ではないかということに関しては、全くそのとおりだと思います。100点とは言いませんけれども、毎年毎年工夫を凝らしながら、少しずつ成果が上がっているということは御理解いただけると思いますので、今後さらにどういう、もうかる仕組みの部分にもっと工夫、連携ということも含めて、垂水に落ちていくように工夫を凝らしていかなければならないというふうに思っておりますので、また御提言いただければという

ふうに思っております。

**○池之上誠議員** 年々成果が上がっているということは私も認識をしておりますので、御努力には敬意を払いたいというふうに思っております。今後とも活性のためには交流人口、定住人口、これ以上増えないでしょうから、交流人口というのはさもありなんというふうには思っておりますけれども、市内全域に落ちる取り組みを考えていただきたいというふうに思っております。

ということで、1回目、観光行政終わります。

2番目の垂水高校ですが、いろんな補助金とかについての実績等聞きました。東進については3年目ということで、ことし成果が出るだろうというところなんですけれども、やはり垂高の場合、推薦校というところで、国公立、そういうところに1人、2人は入れるだろうと思います。ただし、せっかく東進をするのであれば、進学が一番先じゃないんですけれども、そういうところを実績を上げていくというので、垂高から一般でどこか国公立に入るとなれば、鹿屋高校に行く人が垂高に来るかもしれん、そういう実績を本当につくっていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

そして、課長が垂高がよくなれば、市外に行く子供たちも垂高に負けずに頑張るという気持ちになるんじゃないかと言われましたけれども、果たしてそうかなと私は疑問を言いたいと思います。

というのは、ほかの市民の方に聞きますと、中央中から垂高に行く方が2割と言いました。私は4分の1、25%というふうに認識していましたが、2割だと。じゃあ、あとの8割の人は就職なり、あるいは市外への進学をしていくというところなんです。そういう子供たちには何ら支援策はないということ。それでまた、今度国会の中でも私立高校が所得制限があるんですけれども、垂水市の場合は、ほとんど皆さん

がその無償化の枠に入るんじゃないかというぐらいの金額ですが、そういうところで子供たちも無償化になれば進路先が選択が広がっていくと思うんですね。そうした場合には、じゃあ垂水市としては垂水の8割の子供たちには何もしないで、垂高だけの存続のために1,000万近い市税を投入していくのかという言葉もあります。

だから、この振興策の是非というところについても、市民の方からはそういう声が上がってきている。そのことについて、当面は存続で動かれるでしょうけど、そういう声もあるというところではどういう見解を持たれているか、その点についてお聞きをしたいと思います。（発言する者あり）

**○教育長（坂元裕人）** そもそも、この垂水高校の支援につきましては、いわゆる垂水高校の存続に特化した支援だったということでスタートしたわけで、それから非常に時間も経過する中で、今、池之上議員が御指摘のような声も出てきているんじゃないかなと思います。

しかしながら、スタートはそういうことであったということと、そしてまた、課長のほうから先ほど説明があったことにつきましては、私はいわゆる直接の支援と、そういう間接の支援の2つがあるんじゃないかなというふうに思っております。

1つは、いわゆる垂水高校に通う子供たちが直接補助等でもらう支援ですね、そして市外に通う子供たちも、やはり先ほど課長のほうで出たような、垂水高校、地元にあってやっぱりよかったと言える時期が来るでしょうし、そこで頑張っている子供たちがいるならば、やっぱりそれも心の支えになっていくのかな、それを間接的な支援というふうに私は自分なりに整理しているところなんですけれども、そういうことで、8割の子供たちには心の中でエールを送りながらも、まずは垂水市の、いわゆる垂水高校の存続のほうに力を入れていきたいなと思って

いるところでございます。

**○池之上誠議員** はい、よくわかりました。当分は存続のためにという設置目的のために頑張っていられると思いますけれども、8割の子供たちは自分たちで、無償化になればある程度親の負担も減りますけれども、経済的な面も1つありますね。例えば、経済的にも無償化になれば減る。そして後の面も活性化の面についたら、なくなればなくなるでしょうけれども、やはり子供がそこから自由に羽ばたいていくけれども、垂水の子供たちには半分出るよ。どこでも行きなさい、半分出るよちゅうのはまた違った子供ができるかもしれない。そういう展望もやっぱり含めていきながら、存続のためにやるのはいいんでしょうけれども、10年先、15年先を見ながら考えていられるのもありじゃないかなと思いますので、その辺はまた検討いただきたいというふうに思っております。

この点については終わりたいと思います。

続きまして、南の拠点ですが、また時間大分減ってまいりました。議論できる内容であるというふうにおっしゃいましたけれども、私ども本会議の冒頭で、基本設計と実施設計のことで話をしましたけれども、本当にこの事業提案をされたとき、施設整備に4億3,000万というのを聞きました。そしてまた、この図面ですね、別図1でもらった図面ですけれども、立派な図面ができています。我々の認識の中じゃあこういうのは基本計画だと、基本設計だと思っているんですけども、これを元にして見積もりをされて事業提案をされたと思っているんですけども、話をしていく中で、若干違うのかなというふうに思ってしまう。

その辺の認識のずれというような課長、説明できますか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 基本設計ではないかということでございますけれども、基本設計はあくまでも契約が成立した後に出される図

面だと考えておりますので、現状では基本計画、基本構想の類いに至るものであるというふうに認識しております。

**○池之上誠議員** 基本構想の中身だということで、そういう中の基本構想というところで6億近い事業費をかけて我々に提案をされているわけですが、本当にこう何か、中身を聞きたいけど、わからないなあというところなんです。この辺については総務文教委員会に付託をされておりますので、その中でいろんな資料を提供してもらってもいいし、言えばまた、ちゃんとそういう事業主に、事業本体の人たちに来てもらって説明してもらっていいだろうし、何かやっばこう説明を、疑問が晴れるような、私一人かもしれないかもしれませんが、疑問をもっているのはね。だからそういうのがちゃんと説明できて、ぱーんとかうこうですと議会が納得できる上で議案を採決をできたらいいいと思っておりますので、そのあたりについてはよろしく願いをしておきます。

次にですね、未取得の部分が三筆あるというところで、この件に、推測で言いますので、実際どことどこというのは言えないかもしれないけど、非常に大きな民間整備エリアの土地だろうというふうに私は思っているわけです。そうした場合に、景観上も非常にこの南の拠点を境するような、本当にこう重要な位置の土地が断念せざるを得ない状況に今はあるという中で、本当にこう平面計画と、今先ほどエリア外として申請変更していると言いますけれども、これについてはいろんな施設、B棟を含めた施設、トイレ含めた施設、そういうところも全体計画として平面計画を見直す必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、これは私の意見ですから、なければなけれでいいです。その辺についてはどう思われますか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 配置計画の見直しが必要ではないかということでございます。

それについてお答えいたします。

用地取得が困難となりました三筆を計画エリア外としましたことから、一部配置計画の設計変更がございました。変更内容でございますが、エリア外となった三筆は、当初グランピングエリア及び子供広場エリアの一部として整備する計画でございましたが、グランピングエリアは南の拠点エリア外の隣接地で再検討することといたしまして、子供広場エリアはエリア南側へ配置をする設計変更を行っているところでございます。

**○池之上誠議員** であれば、当然そういうところもこの契約を含めた中で、全体的な南の拠点づくりというところでやっぱり議会にも説明が、そういう計画変更しているのであれば議会にも一般質問でなくてもあるべきじゃないかなと思いますが、これはもう答弁いりません。そういうふうに私は思います。それが協力してつくっていくのにつながるんじゃないかなというふうには思っておりますので、お考えをいただきたいなというふうに思います。

続きましてですね、その土地開発公社です。国と市と民間とというふうに資金の回収を考えているというところでございまして、ちょうどこの国交省が取得するのが決定したのが、6月23日の6月議会の一番最終日です。最終日に、最終日上程されて、最終日に採決したんですけども、私から言わせてもらえれば、どたばたの中で決まってしまったなというふうには思っております。結構大きな問題で、ですけども、私はそのときにも駐車場というのはあくまでも国交省が整備をするんでしょと、だからその部分は先行投資をしてあとは国交省が買うんでしょ、整備するんでしょと聞いたら、「です」というような意見を言われた。私はずっとそのことを、土地開発公社が先行投資だからいいんじゃないのという思いでやったんですけども、その辺が若干違ってるなと思ってるんです。

それであれば、もしそうでなければ駐車場部分も市が買って整備をしてということで、市の持ち出しが非常に大きくなってしまおうと。最初のころ、南の拠点をつくる時のコンセプトといいますか、市からはあんまり持ち出さないようにやりますというところで、この広大な浜平の地域を南の拠点として整備をしていきますということをおっしゃったんですけども、だんだん市の持ち出しが多くなっていくんじゃないかという懸念を持っておりますけれども、その点についてはどうですか。最初の我々に説明したところからだんだん市の持ち出しがなし崩し的に大きくなっているような気もするんですけど、どうでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 駐車場整備の方向性につきましては、議会のほうでも説明をしております。国の駐車場整備につきましては、簡易パーキングとしての整備、道路事業としての整備となりますことから、全エリアについては国交省の用地取得ということではなく、国が整備する道路、駐車場としての整備エリアの数字的なもので決定されるということでございました。ただし、そのエリアにつきましては、道路の導線でございますとか、バス停の設置でございますとかいう部分で、なるべく広いエリアを国に購入していただけるように交渉を続けながら整備をし、先ほどの答弁でございました台数分を確保するような方向性で調整を進めているところでございますので、当初全体を、駐車場を国のほうの整備ということでございましたけれども、それにつきましては、早い時点できちんと国で整備をしていくというふうにはお伝えをしてきているところでございます。

**○池之上誠議員** そのお伝えをしたのが、私は聞き逃したんだと思いますが、本当につい最近まで先行投資をして、国がその部分はするんだよというところで思っておりましたので、「え、え、え」というところがまた出てきてしまった

もんですから、聞いたところですが、いずれにしてもこの駐車場というところは普通何も生産性がない、そりゃあ車はいっぱい停まればいいかもしれないけど、生産性はないところ。言え塩漬けですよ、もう。買ったはいいけど駐車場のために市がその土地をす。民間エリアとかB棟とか、そういう建物があって目的があって整備をするから別にいいんだろうけども、やっぱり駐車場というのは何も生まないんじゃないのかなというふうに思うわけです。

だから、言え計画変更、今修正していると申すけれども、できればこの全体を考えて駐車場をもうちょっとコンパクトにすとか、その大きな台数を得なくてもいいからもうちょっと小さくして民間エリアを広げるとか、あるいは公園とかその辺もまたこっちの北側のほうですね、に持ってこないといけないでしょうからその辺についてもまた広げていくとか、できるだけであれば駐車場を少なくして塩漬けでもない土地を造成していくということも考えられるんじゃないかと思うんですけれども、このことについては課長に言っても、政策ですから市長なんでしょうけれども、要は9月議会でも課長の答弁の中で市長が8月オープン指示されておりますと、だから我々事務方はそれに向かって一生懸命やっておりますということを言われました。その中で市長、今私が言いましたけれども、どういうふうに思われますか見解をお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 今の御質問でございます駐車場を見直すことで市の投資が少なくなり、有効活用ができるということの御指摘だろうというふうに申す。現在、整備を進めている道の駅は、道の駅としての認定を受けるために必要な機能について国と協議を今、進めているところでございます。駐車場整備につきましては、国整備部分と市整備部分があることについては、ただいまの説明で御理解をいただけたと

いうふうに申すけれども、市整備部分につきましては、設備用車の駐車場としての機能のほかに、防災対策の一環として災害時の救急や救援や、支援基地等の機能を発揮させるためのオープンスペースとしての確保も必要であるというふうに考えております。

議員御提案のそこを見直しをして、商業スペースを増やすというのも一つのお考えだというふうに申すし、理解をするところでありますけれども、全体広域的なスペースの中で、いろんな方が来られるときには、やっぱりそれなりの大きな駐車場スペースというのは必要だというふうに申す観点から、算出したところでございます。

また同時に、市民生活を守って、地域経済の拠点となるという目的から現行案を進めていきたいと考えておるところでございます。

**○池之上誠議員** ありがとうございます。

質問としては以上のような感じでしたが、もうちょっと時間がありますので、これは通告をしておりません。打ち合わせはしておりますので。ことしの流行語大賞というのがありました。そのことで、考えているのは何かということでお聞きをしたいんですけれども、せっかくひな壇に課長さん方が座っておられますので、目と目が合った方を御指名したいと思いますが、皆さん目を避けていますが、会計課長、どうですか。答えられますか。ことしの流行語大賞です。

**○会計課長（川畑千歳）** 二つほどあったかと記憶をしております。

一つは「付度」でなかったかと思えます。もう一つが「インスタ映え」でしょうか。

**○池之上誠議員** 「付度」と「インスタ映え」、言わなくてもテレビでいろいろとニュースになったりそういうところでございます。しっかりと今度の契約問題もしかり、大きな問題でございますので、しっかりと説明責任をいただきたいと思えます。

以上で、ちょっと長くなりましたが、「ちん」の前に終わりたいと思います。

○議長（池山節夫） 次に、持留良一議員の発言を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、質問に入りたいと思います。

12月議会は来年度を展望しながら議論していくことが求められていると思います。私もこの時期、市民の命と暮らしを永劫守る立場で次年度の予算編成に当たっての申し入れも行っていきます。来年度は国民にとって特に命と生活にかかわる社会保障が医療、介護を中心に全分野で国民負担の給付削減が打ち出されています。これらの改悪を許さない取り組みと、市や市民の暮らしを守る砦としての役割及び責任がさらに強く求められています。その立場がしっかりと発揮されることを求めて質問に入っていきます。

最初の質問は、請願と議決、それを受けての市の対応についての質問です。

請願が採択されたことは政治的に大きな意味があると考えます。御存じのとおり、請願は憲法第16条に規定された国民の権利として公の機関に対して要望を述べる行為です。また、法律ではその処理の経過とその結果の報告を請求することができますと規定されています。議会としても請願の実現のために努力をしていくことが責務ですが、市長及び執行部機関は、議会の意思を尊重し、誠意をもって措置し、議会からのその処理の経過と結果報告、請求されているときは報告しなければならないとなっています。請願は執行機関に送付されたと認識していますが、これに当たっての採択された2つの請願について質問いたします。

1つは、小中学校給食費の負担軽減に取り組む自治体が増えてきていますが、理由として、子育て支援、定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環として捉え、食育の推進を挙

げる自治体が増えています。どのような見解かお聞かせください。

2点目は、国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願について、どのような受け止めを、どのような形で議論されたのか伺います。来年度も引き続き国保保険税の軽減のための法定外繰り入れを行い、国保税値上げを回避することが求められていると考えます。国保法に規定されているように、国保は社会保障制度であり、国保・都道府県下その方向であればあるほど、国の責任は重たく、自治体としても制度を支える義務があります。そのためには、払える国保税、保険証1枚でいつでも誰でも必要な医療が受けられる保証をすることが市の責任として必要ですが、見解をお聞かせください。

次の質問は、南の拠点事業に関して契約等の締結について伺います。

いよいよ、南の拠点事業問題も議会としての最終判断をすることになりました。そこで一つ、契約書を審査するに当たり、資料等の提供は十分だったと考えておられるのか、市長の見解を伺います。私は契約書を審査する前段として事業の採算性や安定性を担保するために、事業計画や事業見通し、見積もりなど提出してほしいことをこの間要望してまいりました。市民の間からもこんにちの情勢や立地条件等から、事業が成り立つのかと疑問を出されています。

この点の調査なくして契約書の議論は成り立たないものです。そんな中、9月議会でも私の質問に対して市長は、提出される旨の回答をされましたが、未だに提出されていません。市長は、審査に十分な資料は提供されていると判断されているのか伺います。

2点目は、銀行とのダイレクトアグリーメントなど、交渉しない前提にしている契約にはどのようなものがあるのか伺います。

次に、道の駅交流施設指定管理者の問題について、今問われている公の施設のあり方と、官

製ワーキングプアをつくらないために、生活できる賃金と人間らしく働くことのできるため、何が必要なのかを質問したいと思います。ひとつは指定管理者の評価、いわゆるモニタリングをどのように実施しているのか。さらに、専門的見地を有する外部有識者の導入は図られているのか伺います。

次に、労働法の遵守、雇用、労働条件への配慮規定の記載は、選定時に示されているか、協定等に記載はされているか、公募の要件の一つとして労働者の賃金単価基準を設定する必要があると考えますが、見解を伺います。

これらを実現するためにも選定委員会に社会保険労務士と労働組合関係者を選出することが不可欠だと考えますが、考えをお聞かせください。

次に、介護問題について質問いたします。

来年度、第7期の事業がスタートします。大きな問題は介護保険料の問題です。保険料の負担が高齢者の生活に大きな影響を与えています。それは、全国的には高齢者の3人に2人が住民非課税で貧困率27%に達し、高齢者のいる世帯の4分の1以上が自主的に生活保護基準以下の生活を送っていることとなります。

本市の高齢者の生活費がもっと深刻だと思います。この実態からも65歳以上の介護保険料の負担が生活圧迫の大きな要因になっているのは明白だと考えます。

そこで1つ、数字を収納、収納率と滞納者数はどうなっているか。

2点目、差し押さえをすると罰則の適用はどうか。

3点目、制度発足時の保険料と第6期の保険料の差はどうか。

4点目、この間の年金水準は物価指数マイナス4.7%という目減りになっていますがどういう認識か。

5番目、介護保険料は低年金、無年金、低収

入者の高齢者の負担能力を超えている現状があります。ゆえに、保険料の引き下げ、据え置きは高齢者の生活と命、暮らしを守るためにも不可欠だと考えます。基金等を活用して保険料の引き下げ、据え置き等をする必要がありますが考えをお聞かせください。

最後に、安心して子育てができる、そして全ての国民は貧富の差にかかわらず、また疾患の別なく希望ある社会を実現していくというのが政治の責務であり、そのために努力していくことが一層求められています。このような観点から次の点について質問いたします。

1点目はゼロ歳児への子育て支援の問題です。日本では子供の子育てへの社会的サポートは極めて、際立って弱く、働くことと、子供たちを産み育てることの矛盾が広がり、出産、子育てが困難な国になっていると指摘されています。それをカバーするように自治体は頑張っているのが現状です。そこで、子育て支援の経済的に軽減する取り組みでゼロ歳児おむつ支援の取り組みについて。新生児にかかわる費用はどのぐらいか。鹿屋市の事例はどうなっているか。経済的支援で安心して子育てできる環境を整えるためにも検討の必要性があるか、見解を伺います。また、地方交付税は新生児1人当たりどのぐらいの額になるのかお聞かせください。

2点目は障害者の福祉向上と経済的負担の軽減を図るために在宅人工呼吸療法または、在宅酸素療法、両者の経済的支援の検討を求めたいと思います。在宅酸素療法とは、慢性的な呼吸不全などの患者が家に設置した酸素濃縮装置や酸素ボンベを使って行います。先般、在宅酸素療法者から国民年金での生活で7,000円もの電気代を払うのは大変だ。止めると命の保証はない。他の生活費を減らして電気代を払っている。このような人たちもいるんだということで市長に支援を求めてほしい、要望してほしいということが訴えられました。そこで、1点目は在宅

人工呼吸療法または在宅酸素療法者の数を把握されているのか。要望等はないのか。2点目、人工呼吸酸素濃縮器使用電気料は月どのぐらいか。3点目、鹿児島市の助成内容と検討の必要性について見解を伺います。

不十分な点については再質問をしていきたいと思えます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 持留議員の小中学校給食費の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

現在、本市の学校給食につきましては、小学生が月額4,000円で年間4万4,000円。中学生が月額4,750円で年間5万2,250円であり、全額を食材費に充てております。過去5年間の給食費の平均納入率は99.5%で、保護者からの給食費納入によって円滑に給食が提供できているものと感謝しております。

議員御質問の請願を受けまして、どのような議論がなされたのかということにつきましては、県下の他市町村の状況や、補助をする場合に必要となる経費等について再度検討をしているところでございます。

平成29年度、全ての児童生徒の給食費を全額補助している市町村が県下で4市町村あり、一部補助をしている市町村もございました。また、就学援助制度における学校給食費の支給割合につきましては、本市では平成28年度から70%を80%に10%引き上げましたが、県下では100%支給の市町村が13市町村ございます。さらに多子世帯の場合、無償及び一部補助を検討しているところもあるようでございます。

なお、本市におきましてはブリやカンパチ等の地元食材の補助を行っておりますが、他市町村におきましても食材等を指定して補助を行っているところもございます。

次に、給食費の無償化または一部補助を行う場合に必要な経費でございますが、完全無償化を実施するとなりますと、29年度現在で年間約

4,100万円が必要となります。教育委員会といたしましては、子供たちに生涯にわたり、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むために学校給食はただ単に食の提供をするだけでなく、健全な食生活を実践することを学習させる「食育」という観点からも大変重要であると考えております。

また、垂水の豊かな食材を積極的に活用した献立を提供するという地産地消の取り組みにつきましても同様に大事なことでありと認識しております。

持留議員御指摘の第3回市議会で、学校給食の負担軽減を求める請願書が採択されましたことを受け、今後とも就学援助等との関係を合わせながら、どのような軽減策が実現できるのか、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） 国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願の受け止め方と考え方についての御質問にお答えいたします。

平成30年4月から始まります国保制度改革は、都道府県と市町村が共同で国保を運営する仕組みにし、将来にわたって持続可能な国民皆保険制度を確立することを目的に行われる改革でございます。新たな国保制度の財政運営については、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保治療費納付金や標準保険料率を決定する役割を担います。一方市町村は、県が示す標準保険料率を参考に税率を決定し、国民健康保険税の賦課徴収を行い、県に国保事業費納付金を納付する役割がでございます。

県と市町村のそれぞれの役割を踏まえ、事業の広域化や効率的な事業運営を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針ととして、鹿児島県健康保険運営方針を本年11月に県が策定しております。この国保運営方針の中に規定されている赤字解消削減に向けた取り組み

としまして、平成30年度決算で解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、平成32年度においても赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、平成31年度中におおむね5年度以内の財政健全化計画を作成して、赤字解消に努めることとされております。

本市は、平成24年度以降連続して法定外繰り入れを行い、赤字補填を行っておりますので、このまま税率改定を実施せずに平成32年度までに赤字解消ができなければ、この健全化計画を作成し、段階的に税率改定を行い、法定外繰り入れを解消していくこととなります。

平成34年度以降は県内統一して国保運営方針に沿った事業運営を行うことや、本市全体の財政運営への影響などを考慮すると、現状では段階的な国保税率の引き上げは避けられないと想定しております。

しかしながら、議員御指摘のように急激な税率の引き上げは被保険者へ大きな影響を及ぼしますので、赤字解消のための法定外繰り入れの取り扱いにつきましては、国保事業運営に係る諮問機関でございます垂水市国保運営協議会の御意見なども参考にした上で慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 契約書を審査するに当たり資料の提供は十分と考えているかにつきましてお答えをいたします。

これまで南の拠点整備事業は、施設整備についてPFI事業という事業の特殊性もありましたことから、議員の皆様にはPFI事業の説明会をはじめ、特定事業や優先事業者選定、さらに事業者の提案内容など必要な情報提供に努めてまいりました。現在、優先事業者と仮契約を締結している状況でございますが、これを本契約として効力を有するための手続きといたしまして、本議会におきまして議員の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例

に基づきまして、議案として提案をいたしております。

議案につきましては、これまでの議案と同様に契約書の写しを添付し、お諮りしておりますが、今後、委員会等の審議におきまして審議に必要な資料の提供等を求められました場合は、適切に対応を行いたいと考えております。

続きまして、銀行等ダイレクトアグリーメントなど公表しないで締結している契約はどのようなものがあるのかにつきましてお答えをいたします。PFI事業に関する事業契約以外の契約締結状況でございますが、覚書が1件ございます。この覚書ですが、収益サービス事業者と収益サービス事業の実施に関する事項を定めるもので、事業契約書別紙10覚書に様式がございますことから、内容についてはこの契約書で御確認いただけるものと思っております。

なお、議員から御指摘のありました銀行とのダイレクトアグリーメント、直接協定と呼ばれるものでございますが、これについては本契約締結後の手続きとなりますので、議会での議決後、速やかに締結に向けた手続きを取りたいと考えております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 持留議員の御質問にお答えをいたします。

指定管理者の評価についてでございますが、指定管理者から年度ごとの実績報告はいただいておりますが、評価については実施をいたしておりません。

平成27年総務省は、公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果を公表し、その中で指定管理者の評価について実施している施設は指定管理者施設7万6,788施設中5万8,945施設で76.8%でございます。そのうち、外部有識者等の視点を導入している施設は、2万221施設26.4%となっております。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持ってその

利用に供する施設であり、指定管理者制度はその公の施設を地方公共団体が指定する指定管理者に管理を行わせる制度でございます。

今日の多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る目的でありますことから、これを達成するために指定管理者の評価、公表については必要性を感じておりますので、他市町村の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、労働法令の遵守、雇用・労働条件への配慮、規定の記載は、選定時に示されているのか。また、協定等に記載はされているのかとの御質問でございますが、指定管理者が労働法令を遵守することは当然のことであり、また、選定時には募集要項におきまして適正な労働条件が確保されるかの審査基準以外にも、施設運営に適した職員の配置や、積極的な障害者の雇用、さらには現在勤務している職員の採用に十分な配慮がなされているかなどの労働者側に立った基準も設けております。

基本協定書におきましても、募集要項等及び提案書に従いまして本業務を実施することが求められており、確実に履行されるよう取り組んでまいります。

また、公募要件に賃金単価基準を設定し、選定委員に社会保険労務士、労働組合関係者の参画をとのことでございますが、確かに労働法制に精通しておられる方の意見や判断は必要であると思われまします。しかしながら、垂水市道の駅交流施設指定管理者募集要項並びに候補者選定委員会設置要綱を改正する必要がありますことから、今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（鹿屋 勉） 介護保険料についての御質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の普通徴収の収納率と滞納

者数でございますが、平成28年度決算における現年度分介護保険料徴収率は、99.1%でございました。そのうち、普通徴収分の徴収率は90.2%で、滞納者数は132名でございました。

次に、差し押さえの数と罰則の適用についてでございますが、差し押さえにつきましては、介護保険料のみで判断するものではございませんが、平成28年度で38人ございました。

それから、罰則でございますが、介護保険としては罰則ではなく給付制限の措置でございます。保険料を1年以上滞納すると、介護サービスを利用するとき、償還払いとなります。費用の全額が一旦本人負担となり、後日申請により保険給付分が支給されるものです。保険料を1年6カ月以上滞納すると、保険給付の一時差し止めとなります。費用を全額払っていただき、完納されるまで申請しても保険給付が支払われません。なお、引き続き滞納が続く場合、差し止められている保険給付額から滞納保険料額に充てることもあります。2年以上滞納すると介護サービスを利用するとき本人負担が3割になり、高額介護サービス等の支給も受けられなくなります。ただし、現在これらの措置の適用を受けるサービス利用者は本市にはいらっしゃいません。

次に、制度発足時の保険料と第6期の保険料の差でございますが、第1期の標準介護保険料が3,000円。第6期の標準介護保険料が5,100円。差額は2,100円でございます。この増額の理由としましては、制度の定着や高齢化の進展による介護給付費の増加と、介護保険制度による第1号被保険者負担割合の増が主なものでございます。

また、年金支給額につきましては、議員御指摘のとおりでございます。平成29年4月分から物価変動率をもとに改定されることとなり、平成28年の全国消費者物価指数が前年を0.1%下回ることから、平成28年度の年金額を0.1%

引き下げる改定が行われております。

次に、介護保険料の引き下げ、据え置き対策として基金の活用をとの御質問でございますが、介護サービスの財源は第6期の割合で言いますと、介護給付費総額の50%を国、県、市が負担し、28%を2号被保険者、22%を65歳以上の1号被保険者が負担する仕組みとなっております。

なお、介護保険料は3年間の介護保険事業計画期間ごとに見直すことになっておりまして、計画期間中の介護保険給付費及び地域支援事業費が幾ら必要となるかによって決定するものでございます。

本年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度に当たり、現在次期計画を策定中でございますが、保険料額についても試算を重ねておりますが、制度上既に1号被保険者の負担割合の引き上げが決定しており、ある程度の保険料値上げをお願いしなければならない見込みとなっております。

議員御指摘の介護保険準備基金でございますが、平成29年度末の残高見込みは1億2,165万円でございます。この基金の本来の目的は、介護給付費の想定外の増大に備えるためでございますが、これまでも基金の一部を繰り入れることにより、介護保険料の値上げ額を抑制しておりますので、第7期につきましてもこれまでと同様基金の一部繰り入れにより、介護保険料の上昇を抑える方向で検討しております。

なお、次期計画に限らず後年度における急激な負担増を抑制するためにも、ある程度の基金の保有は不可欠と考えておりますことから、基金の全額繰り入れは検討しておりません。

以上でございます。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、ゼロ歳児おむつの検討についての御質問にお答えをいたします。まず、新生児に係る費用はどれぐらいかとの御質問ですが、議員からもございますように、紙おむつか布おむつかなど、その種類

やメーカーでも違いますことから、一概には申せませんが、いろいろと調べてみますと一般的な紙おむつで1月当たり平均5,000円ほどのようでございます。

次に、鹿屋市の事例についての御質問でございますが、鹿屋市は「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業」としまして、今年度より乳児の紙おむつ購入費用の一部を助成する事業を実施しております。助成内容ですが、乳児の保護者に対して紙おむつの購入助成券を交付するもので、1枚1,000円の助成券を12枚、すなわち1万2,000円分の助成券を交付するものでございます。

次に、これらを踏まえまして、子育て支援策の経済的支援として検討の必要性があるのではないかとの御質問ですが、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおいて、出産・子育て環境の充実は重点項目として位置づけており、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、産み育てやすい環境づくりを進めるよう定めているところでございます。

また、垂水市子供子育て支援事業計画の中間見直しに関連し、本年8月から9月にかけて、市内の全保育園・幼稚園の園児の保護者及び全小学校児童の保護者に対し、アンケート調査を行いました。その寄せられた子育てに関する負担軽減についての意見の中に、おむつの補助制度創設要望もございました。現在、本市では鹿児島大学病院副院長であります大石充教授にスーパーバイザーに御就任いただいたのを機に、これまで以上に健康長寿と子育て支援に力を入れております。このようなことから、子育て世代のニーズに応える形での新たな負担軽減策の検討に既に入っているところでございます。その負担軽減策については、購入しようとする育児助成金額はもちろんのこと、対象品目をおむつに限らず、育児全般に係る用品、例えばおむつ関連用品、授乳関連用品、離乳食関

連用品にまで拡大できないかなど、本市独自の方策を検討しているところでございます。

なお、具体的な助成内容、助成金額等につきましては、これからの検討協議等を踏まえまして、費用対効果を検証しつつ、実施の可否について判断していくことになるものと考えております。

次に、地方交付税は新生児1人当たりどれぐらいの額になるかとの御質問ですが、普通交付税につきましては各行政項目に設けられた人口や面積等の測定単位を用いて、基準財政需要額を算定し、基準財政収入額を差し引き算定するものでございます。高齢者保健福祉費においては、65歳以上、75歳以上の人口を測定単位として用いるものとなっておりますが、新生児については特段測定単位の定めがございません。また、子育て支援等に関する基準財政需要額の算定に係る測定単位は人口となっておりますので、新生児というくくりではなく、人口に含めた形での算定となります。

以上でございます。

続きまして、在宅人工呼吸療法、また在宅酸素療法者への経済的支援の検討についての御質問にお答えをいたします。

まず、在宅人工呼吸療法または在宅酸素療法者の数を把握しているかとの御質問ですが、当該治療を行う可能性が高い呼吸器障害による身体障害者手帳の所持者22人の把握はいたしております。ただし、在宅人工呼吸療法や在宅酸素療法は医師の診断により診療開始されるため、手帳の所持者でも入院等により在宅呼吸療法等を受けていない方や、手帳を所持せず在宅人工呼吸療法等を受ける方もおられますことから、在宅人工呼吸療法者等についての把握は難しい状況にあります。

また、その方々から経済的支援等の要望等はないかとの御質問ですが、手帳所持者で重度心身障害者医療費助成制度利用者の中にも該当す

る方がいらっしゃいますが、今のところ窓口等でこの件についての要望等を受けたことはございません。

次に、人工呼吸器酸素濃縮器使用による電気料は月どれぐらいかとの御質問ですが、これも調べてみましたところ、最も電気代がかかるのは酸素濃縮器を使用する場合で、その酸素の量にもよりますが、月平均1,000円から3,000円程度の電気代がかかるようでございます。

次に、既に助成事業を実施しております鹿児島市の助成内容についてでございますが、確認いたしましたところ平成13年度から人工呼吸器または酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部助成を行っており、助成金額は2,000円となっております。助成対象者については、在宅で常時人工呼吸器または酸素濃縮器を使用している方、身体障害者手帳所持者で呼吸器障害の1級または3級の方。非課税世帯の方のこれら全ての要件に当てはまることと規定されておまして、対象者の把握が困難なこともありまして、助成申請の案内については呼吸器障害による障害者手帳の新規交付の際に行っているとのことでございます。

なお、事業実績につきましては平成28年度で113の方が助成を受けておられるとのことでございます。

次に、本市も検討の必要性があるのではないかとの御質問ですが、県内では鹿児島市と奄美市の2市が助成事業を実施しておるようでございますが、まずは在宅人工呼吸療法者等の実態把握に努め、近隣他市の取り組み状況等も参考にしつつ調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

**○持留良一議員** それでは、続けていきたいというふうに思います。まず、再質問をして、1問1答でお願いしたいというふうに思います。

学校給食費の問題、今後検討もしていくと、

調査研究も行いながら検討も重ねていくということでした。先ほど言われたとおり、非常にこの給食費の問題、重要視されて、特に食の関係、食育はなかなか具体的な中身として動いてきてない部分もあろうかと思いますが、やっぱりそうやってきたとき、この教育の一環であるようになってきたとき、基本である国がこれを無償にしていくというのが本来の、私はあり方だろうかと、いわゆる義務教育はこれを無償とするというそういう前提に立って教育、徳育、食育、体育ということがやっぱり構成されて初めて全面的な発達に寄与するというふうに思うんです。だからそういう意味でやっぱり子供たちの子育てしやすい環境、また経済的な支援そして何よりもそれを支える給食という部分が非常に重要なときになってきていて、やっぱりこの問題をどういう形で議論していくかということは非常に重要な観点だなと思いますので、これはもう先ほど言われたとおり、軽減の検討も含めてさまざま検討していくということでありましたので、今後さらにその点についても検討を重ねていっていただきたいというふうに思います。

この点についてはそのことで終わりたいというふうに思います。

国保税の問題なんですけども、非常に今、市民の皆さんも重要な関心があって、何よりも最大のポイントは都道府県化することによって、今まで構造的な問題、脆弱な財政的な問題、さまざまな問題を解決していくんだと、だから当然、国保税の値上げというのは都道府県化によって解消されていくんだと、もしくは抑えられていくんだというのが多くの市民の認識だというふうに思います。

そうやってきたときに、先ほど段階的な値上げも検討しなきゃいけないんだと、慎重に検討していくというふうに言われたんですけども、やはり第一義的には国が責任を持ってこの問題

の財政的な保障もしていかなきゃいけないんですが、それを支える自治体が、じゃあどうあるべきかということが改めてこの問題で問われていると思うんです。そういう意味ではこの間市も大変努力をされて、ここ数年間法定外繰り入れも行ってこられたわけですけども、要は、私が訴えたいのはこれ以上の市民の負担をさせないと、私が言っているとおり、本当保険証1枚で誰もが必要な安心して医療を受けられる。払える国保税にする。このことが最大の目的であり、今その関係で一般会計から繰り入れをしないとなかなかそうならない。

それは、市長も認めたとおり、はるかに支払能力を超えているんだという認識がもうされたと思いますので、ぜひそういう観点に立って、先ほど言いました慎重に検討していくことはしていくんだと、そういう立場でやっていくんだということを市長のほうで確認できるかどうか。この点再度、請願を受けての形での答弁をお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 国保税の税率改定の考え方についての御質問にお答えをいたします。

先ほど課長が答弁をいたしましたとおり、新たな国保制度では市町村は県が示す標準保険料率を参考に税率を決定し、国民健康保険税の賦課徴収を行い、県に事業費納付金を納付することになりますので、今後医療費適正化等に努めても、段階的な国保税率の引き上げは避けられないものと考えております。

しかしながら、最終的な税率はそれぞれの市町村の権限において決定をいたしますので、一般会計のほかの事業への影響なども考慮の上で、法定外繰り入れのあり方を検討し、特に平成30年度の制度スタート時における被保険者の負担増には十分配慮していきたいというふうに配慮、考えているところでございます。

**○持留良一議員** ぜひそういう立場で取り組んでいただきたいというふうに思います。市民の

皆さん、大変そのことに対して関心もあり、なおかつ期待をされているんだということと、やっぱりそのことによって自分たちの生活、命が守れなくなるということ、最大懸念されておりますので、ぜひそういう立場でこの問題は取り組んでいただきたいと思います。

次に、南の拠点資料の問題なんですけど、先ほど回答があって、今後委員会等でも必要があれば資料は提供していくということに言われたんですが、問題は、もっとなぜこれが早い段階で資料の提供というのがなされなかったのがというのが、私非常に今の時点でも疑問なんです。

例えばこの宇治川の一つの事例があるんですけども、この問題で大きな問題は、いわゆる先ほどから出た観光客の動向の問題で、非常に、余りにも過大な内容であるんじゃないかという議論になって、それが大きな争点になって結局このPFI事業は2回ほど破談になったという、そういう経過もあります。

それと、総務省のPFI関係の調査の中でも、管理者が設定業者の過大な事業予測や選定業者との契約に適切に対応しなかったことを気にして公共サービスの提供が中断したとかいう、こういう事例もあるんです。要はこの中にある需要予測の問題。それからあと、「タラソ福岡」御存じだと思うんですけども、この検証委員会ではどんなことを議論したかということ、結果として需要リスクの管理について、官民の無責任な体制があったというふうなことも指摘をされてます。

要は私たち、この問題をいわゆる契約を、この前からこの問題言っていますけれども、まだ段階にいわゆる需要見通しだとか、そういうことを通しての経営の安定性、これ重要な私たちの論点、契約を審査するに当たっての最大の論点になっていくということも訴えてきました。そしてなおかつ、事業計画、見積もり等もないと、果たしてそれがどう私たちが見て評価でき

るかどうかということがあると思うんです。

副市長にお聞きしますけども、副市長は道の駅の指定管理の委員長もされている。そしてこのPFIのほうもされていると思うんですが、この一連の中でこの事業計画か収支計画書というのは出されたでしょうか。道の駅のほうはどうだったでしょうか。

**○副市長（長濱重光）** 道の駅につきましても収支見通し等は出されておりますし、そのようなことも伺っております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 私も委員だったんですけども、当然やっぱりそのことがないと、じゃあどういう、今後3年間計画をもってやっていくのか。じゃあその収支見通しはどうかということがないと判断ができない問題もあるんです、事業計画も含めてですけども。

当然この南の拠点事業というのは、そういうところが今までなかった。じゃあ、なぜなかったのかということ、私はちゃんと前回も、国のほうもそういうことをまず実施する前の検討の段階で出してと、きちっと議論しなさい。これは選定段階においてもそのことを議論しなさいということ、これを国のほうも指し示してたと。その背景には先ほども言ったように、事業リスクが狂って、結果として施設が破綻とか、中断とかいうことが起きると。それはなぜかということ、事業見通しの甘さの問題。そのことによって、経営の安定性、継続性、これが確保できないということがあったわけです。

先ほど、ちょっと事例を紹介しましたが、そういうことによって一つの計画がいったん中止になったということもあるわけなんです。

だから私たちが最大、今のこの段階というよりももっと早い段階で、例えばもう選定されたその段階でそういうあたりもきちっと提案されて、そうすると議論もさらに一層活発な、多面的な議論ができたと思うんです。それは議決事

項じゃありませんので、一つの議論をする資料として、私たちがこの最終的な南の拠点を考える上で、契約の段階の前でそのことが可能だったと思いますが、市長にお聞きしますけれども、市長は十分な資料提供が議会に提出されたと思われませんか。

**○市長（尾脇雅弥）** 持留議員の御質問でございますけれども、契約書を審査するに当たりまして、資料の提供は十分と考えているかについてお答えをいたします。

これまで南の拠点事業は、施設整備についてPFI事業という事業の特殊性もあったことから、議員の皆様にはPFI事業の説明会をはじめ、特定事業や優先事業者選定、さらに事業者の提案内容など、必要な情報の提供に努めてまいりました。現在、優先事業者と仮契約を締結している状況でございますが、これを本契約として効力を有するための手続きとして、議会において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、議案として提案しております。議案については、これまでの議案と同様に契約書の写しを添付しお諮りをしてしておりますが、今後、委員会等での審議において、審議に必要な資料の提供等も求められた場合は、さらに適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

**○持留良一議員** 私たちは議会基本条例をつくりました。その中で、第9条に議案及び説明資料というもの掲げています。議会に重要な議案、計画等政策、施策、事業等を提出しようとする者は次に掲げる事項を説明するよう添付しなければならないということも掲げているわけなんですよ。だから、そういう意味で本当に、私たちが今この段階で果たして、先ほど池之上議員も言われましたけれども、判断に苦しむと。本当にそれだけに必要な資料が出されたのか。見積もり、事業計画書それから需要見通し等々です、本当に私たちが判断するこの契約は妥当

だというその前に、この事業の計画そのものがどうなんだということがわからないと。果たしてこれで本当に審議に耐え得る中身なのかどうなのか。そのことによって市民に逆にマイナスなことにならないのかどうなのかということもあると思うんです。最終的にはやはり私たちが、議会が責任を負うものがあるわけですから、採択をしたという重みが。そうやってきたときにやっぱりそれに応え得るような資料の提供、提出をしなきゃならない。これも最大事業者側の責任だというふうに思います。

そういうことでは先ほど課長が言われたとおり出しますということをおっしゃったので、私たちは何が必要なかということを整理して提出いたしますので、ぜひそれについては資料です、ね、明らかにしていただきたいと、その確認だけとりたいと思います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 答弁したとおりお出しいたしますので、必要な書類につきましては御提示をいただければと思います。

**○持留良一議員** ダイレクトアグリーメント、この議会後、締結後にそれをやっていくということだったんですが、私ちょっと気になる場所がありまして、例えば市長と議会がこの事業はもう中止を決定しますと言ったときに、銀行はこの問題ではどう対応していくんでしょうか。

議会と市長がもうこの事業はやめると、もうやめないと大変だとなったときに、このダイレクトアグリーメントやっている中には直接協定の締結をしたときに銀行はどういうふうな対応をするんですか。それは、こっちの意向を尊重するのか。それともちょっと待てと、銀行も言い分があるというふうなことになるのか。この辺について。

**○企画政策課長（角野 毅）** あくまでも議決によって事業として出されない限りは、そこら辺につきましては、優先するものはこの議決だと考えております。

**○持留良一議員** 私の聞いたところですね、銀行の存続の意向が尊重されなければならない、そういう内容もあるんだということもお聞きをしています。だからこそ、この契約というのは非常に重要な中身を持ってきている。いわゆる銀行の意向なしには、幾ら議会や理事長が決めたとしても、議会が決めたとしても、その問題については銀行の意見が尊重されるんだということが言われております。これはぜひ、確認をしといていただきたいというふうに思います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 先ほどから申し出ておりますが、議決後に初めて締結するものでございますので、今言われる、議決しなかったときの場合にはこのことの締結というのはいり得ないということでございますので、言われている意味はわかりますけれども、そのようなことではないというふうに回答を確認しております。

ただ、そういう認識を持てという御意見でございますので、そこについては十分に確認していきます。

**○持留良一議員** そういうことです。そういうこともあり得るんだということをぜひ、これ第三セクターと違った形のPFI事業になっていきますので、このあたりが大変重要な点になってきますので、ぜひこの点についてはお願いしたいというふうに思います。

道の駅の問題について移りますが、さまざま、今後取り組む意向も示されていますし、まず、公募要件の一つとして労働者の賃金単価を設定するというのもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。先ほど、公の施設の自主事業と委託事業の明確な区分の定めはあるのかということの関係をちょっと忘れたんですけども、このことについてちょっと回答をしていただきたいと思います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** それでは、持留議員の公の施設の運営の自主事業と委託事業の明確な区分の定めはあるのかとの御質問に

お答えをいたします。

自主事業につきましては、基本協定書に本業務の範囲外の業務として、指定管理者は施設の施設目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとされております。また、自主事業を実施する場合には、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない旨を記載をしております。この場合において、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うこととしております。

このように自主事業が実施するに当たりましては、常に市との協議が必要とされており、両者が合意して実施が可能となるよう定められております。

このようなことから、指定管理者に対し、協定書の内容を十二分に踏まえた取り組みがなされるよう求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** この問題、大変重要な点がありまして、全国的にもいわゆる施設を活用したオプション事業で自分のところの利益を生み出すということがあり、まさにこれ公の施設を利用してのとありますので、どこかでやっぱりきちっとこの問題というのは検討、いわばチェック事項に入っていかなきゃいけないと思いますので、ぜひそのあたりについては取り組んでいただきたいと思います。また、審査事項のその他の事項の中にもきちっと書かれておりますので、ぜひこれは協定書の中で結んでいただきたいというふうに思います。

あと、大事な問題、先ほど言いましたとおり働く人たちの問題があるわけなんです。この問題で、国のほうも1回、指定管理者の運用についてということを出してしまっていて、この6番目に適切な配慮がされるようにと、いわゆる雇用、労働条件、労働法の遵守等含めて配慮がされるようにということが書いてある。そうやってき

たときに、その配慮が具体的でなければいけないと思うんです。私は以前にも指定管理者の実施要項留意事項ということで帯広市の事例を参考に出させていただきました。ぜひ、これは先ほど言いました単価の問題も書いてありますので、あの時点で止まっていると思いませんので、ぜひ検討事項として、何よりも市がつくる公の施設で官製ワーキングプアをつくらないと、つくり出さないということは、最大の皆さんのこの点での問題だろうと思いますので、ぜひその点については取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちなみに、働く貧困層は約年収200万以下ですけれども、この4年連続1,100万人を超えているんです。そうやってきたときにやっぱり私たちはどこでそれをしっかり止めていくのか。また、公の施設として、行政の責任・役割は何なのかということ、ぜひこの点できちっとこういう体系及び文章化できるようにぜひ取り組んでいただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 内容につきましては、議員御指摘のとおりだと思います。他市町村のそういった事例等も踏まえ、今後検討していきたいと思っています。

以上です。

**○持留良一議員** ぜひ、検討じゃなくてつくる方向でやっていただきたいというふうに。ここで働く人たちを守るのは、本当に私たちは市の、行政の立場でしか検討ができませんのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に——あと何分ありますか。（発言する者あり）あと10分。

介護保険の問題に移っていききたいというふうに。先ほどいろいろ言われまして、132人の方が滞納していると、差し押さえ、罰則適用はゼロで差し押さえ38人ということが出てまいりました。1号保険者の値上げの方向がどうも見えてきたということと、一部の基金の繰り入れで

抑制は図っていききたいというようなことを言われたんですが、確かにこの問題で考えなきゃならないのは、もう高齢者の、はるかに負担能力を超えた形になっている。

先ほど言いましたとおり、約当初よりも1.7倍なんです。保険料が1.7倍に平均でなっていると。一方では年金は削減と。じゃあこの中で高齢者はどこをどんな形で負担していくのかわなってきた。特に普通徴収者の方々というのはもう限られているわけです。そうやってきたときにやっぱりこの保険料をどう抑えていくのか。このことは最大の眼目になっていくと思うんですが、ぜひこの問題ではもう少し努力をしていただいて、可能な限り保険料の値上げを抑えていくという方向でそのことを取り組んでいく意思があるのかどうなのか、再度確認したいと思います。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 先ほど、ある程度の値上げをお願いするというのを申し上げました。介護保険料というのは、先ほども申し上げたとおり、50%を国、県、市、あとの残りを第1号被保険者と第2号被保険者に負担していただくという社会保険制度になっております。やはり、保険料というのが3年間に……。

**○持留良一議員** あるのか、ないのかだけでいい。

確認はするのかもしれないかだけで。さっき確認をしましたので。その点についてどうなのかということ。だから市長でもいいんですよ、政策判断だから。

**○議長（池山節夫）** 課長座って。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、お話があったような状況でございますので、高齢化がますます進んでいく中で、給付が増えていきますから、もちろん覚悟を持ってやりますけれども、一方で今垂水市が取り組んでおります鹿児島大学の医学部の大石先生との健康長寿ということで、予防にも力を入れていくと。

先だって行われました11月20、21、22。そして12月2、3で、市内で3カ所5日間行われた中で、多くの高齢者の方に御参加をいただいて、1人当たり2時間ぐらいのチェックをさせていただいたんですけども、細部にわたっているんなチェックをしていただいて、大変御負担もあったんですけども結果的に後のアンケートをとりますと94%の人が大変満足をしたということですので、この予防のほうにも本格的に力を入れていくということが給付費の削減にもつながっていくという考え方で進めてまいりたいということです。

**○持留良一議員** 確かにそのことも重要な観点である。しかし、当面の問題としてじゃあどうするかということで、前も聞いたことがあるんですけど、全国の保険料、独自の減免やっているのは、平成14年度段階ですけれども588と。その中でもさまざま自治体が工夫をしているんです。所得が2または3段階の人を1段階に落として負担の軽減を図るとか、さまざまことを全国で、都城市もそのことを取り組んでいます。6つの条件が必要で、所得・収入が少ない人たちの負担軽減ということで、そういう人たちが対象であったら2または3の人たちを所得1の段階に引き下げると、そんな形で住民の皆様の生活を守ることがあります。

ぜひ、この点についての調査研究もしていただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。独自の軽減策です。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的にはルールに従ってということでありましてけれども、その中でもおっしゃったとおり生活を守るという観点もありますので、その範囲内でしっかりと対応できるものは対応していきたいと考えております。

**○持留良一議員** 全国でも400、500近い、600近い自治体が独自の軽減策を、さまざまな工夫をしながらやっている。要するにみんなで支えながら社会保障としての制度をきちっと維持発

展さしていく。何よりも大事なのはやっぱり、皆さんがゆとり、持続可能な制度としてやっていくということだろうというふうに思います。

あと何分ありますか。（「5分」と呼ぶ者あり）

じゃあ、おむつの問題は私も再質問の中で、おむつだけじゃなくて粉ミルクとか、その点についてもぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。この点で、非常に学べるところがありまして、東近江市はこの中に見守り活動も取り入れているんです。やはり宅配をしていると。ここでは今、高齢者のおむつを宅配をしていますよね、一部。ああいう形で見守りも、先ほど子育て支援の関係でいろいろ言われていたと思うんですけども、こういう中でもこういう見守り活動も取り組みながらやっているということもあります。ぜひこれ、参考にしながら多様な中身で、ぜひ保護者の方々を、子育て支援に取り組んでいただきたいと思います。

最後は、在宅人工、この問題なんですけれども、実態が本当に把握しにくいんですか。それとも把握できないんですか。

**○福祉課長（保久上光昭）** 先ほど答弁の中で申し上げましたように、在宅の方ということになりますと、病气的に入退院を繰り返す方もいらっしゃるわけですので、そういう意味では手帳も持ってらっしゃる方もあれば、いらっしゃらない方もあるということで、その辺は非常に難しい部分があるようであります。

**○持留良一議員** 私は行政には、色んな組織があると思うんです。保健師さんもいらっしゃいます。民生委員さんもいらっしゃいます。民生委員さんて、本当に細かに回っていらっしゃって、誰がどういう状況だということを、ここで連携していけばそのあたりの状況というのは十分把握できると思うんですが、そういうことは不可能なんですか。それとも、今までそういう問題意識がなかったのかどうなのか、この点に

ついて。

○福祉課長（保久上光昭） 今、議員のほうからもありました。そのような方法に加えて、近隣の市でどのような把握の仕方をしているのかもまた参考にしていきながら、より確実な把握の方法はないか、検討してまいりたいと思います。

○持留良一議員 わたしはこの実態というのは何かということ、ある意味この問題に突きつけられていると思うんです。いわゆる申請すればそれで済むとか、役所に来れば済むとかという問題ではないだろうと思うんですね。

やはり本当に行政が福祉の心があるのであれば、そういうことをじゃあどうして把握しているのかとか、こういう人たちが苦しんでいる、こういう人たちが問題を抱えている。じゃあ、どこで救済できるのか、救済できなければ何ができるのか。市長がよく言われているとおり、何ができるのかということをよく、口を酸っぱく職員の皆さんにも言われていると思うんですが、そういうやっぱり視点がないとこの問題の把握はできないと思うんです。

以前私はじん肺の問題も取り上げたとき、本当にその担当課は全く知られませんでした。どれぐらいいらっしゃるのか。じん肺とは何なのかということも言われていました。だから、そういう意味ではもっと行政は目の届くところがいっぱいあると思うんです。じゃあそれは何なのかというと、先ほど言ったみたいな行政が組織をフル活動してそれを把握することは、本当に不可能じゃないと思うんです。そして何よりも重要なのは、そういう中でどういう人たちが苦しんでいるのか。どういう救済の手ができるのかということなんです。

この私に声を掛けられた方は年金で、先ほど1,000円から3,000円って言われましたけど、月々の電気代は7,000円だって言われるんです。年金が4万5,000円です。そうするともう、そ

れだけ払うと、約、相当なパーセントでその問題がそっちのほうに行ってしまうと。そうやってきたらどこをじゃあ逆に生活を詰めるかということになっていくと思うんです。

だからそういうことの対応として市は、きちっとそういう把握をしながらできる救済。1人であろうがきちっとそこには手を差し伸べていく。それが行政の仕事じゃないでしょうか。市長、どうでしょうか。最後の見解をお聞きして私の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 基本的な考え方は同じでございます。

○持留良一議員 非常に残念であります。終わります。

○議長（池山節夫） 本日は以上で終了します。

△日程報告

○議長（池山節夫） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会します。

午後4時54分散会



平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日



本会議第3号（12月13日）（水曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

14番 川畑三郎

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年12月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、1番、村山芳秀議員の質問を許可します。

[村山芳秀議員登壇]

○村山芳秀議員 おはようございます。1年のたつのは早いもので、昨年の未曾有の台風16号の災害から1年3カ月がたち、まだまだ爪跡が残っておりますが、市民生活に落ち着きを取り戻した感がございます。

昨日から活発な議論が続いておりますが、通告書に従って質問をいたしますので、明快な御答弁をお願いいたします。

1点目が、今回、契約議案として出されている南の拠点整備事業についてです。

まず、議案訂正と事業推進体制についてでございます。

今議会の初日に、一部内容の削除の申し出がございました。8月に基本協定を締結後、双方弁護士同士で協議し、事業内容を盛り込んだ契約となるよう進めてきて、先月の15日に仮契約となったということでございましたが、議案発送後、第100条の仮契約のただし書きの部分の削除ができていなかったということで、この部分を削除したいという内容でございました。

1点目の質問ですが、今回出された議案は、

仮契約書といっても、これを議会で審議するものですから、議決後はすぐに本契約となります。11月15日に最終合意があった時点では、削除される部分が記載されたまま、双方の印鑑が押されたということでございます。どうして削除に至らず、そのまま議案として提出されたのか伺います。

また、議案の一部となる仮契約書の写しは、総務課のほうのチェックは受けていなかったのかお伺いいたします。

事業推進体制についてでございますが、先月から、この南の拠点事業の担当者の交代がございました。今回の訂正の件もそうですが、南の拠点整備事業に対する事業推進体制ができていいのかということでございます。

川尻議員も、初日の全協の議案説明の中で、マンパワーの不足を指摘されておりましたが、これだけの事業で推進体制が今のままの体制でいいのかということでございます。

過去、本市にとりましても、大きな事業を進める場合は、係もしくは室を設けて推進体制を図ってきました。垂水中央病院建設や老健施設コスモス苑の建設の対策室にしてもしかり、垂水港の新しい港をつくる振興対策係、道の駅たるみずの地域おこし係、道の駅係など、数年規模で事業推進を行ってきました。

今回の南の拠点整備事業、マリン施設や土地開発公社の今後の事業内容の展開を考えると、まだまだ今後行うべきことやクリアしなければならないことが非常に多いと思われまます。遅きに失したことはございません。道の駅係など、新設は考えられないのか、市長にお伺いいたします。

次に、事業計画の見通しについては、昨日の川越議員や池之上議員の回答でも、大まかな計画概要はわかりませんでした。持留議員が指摘されたように、資料提供が十分なのか、甚だ疑問でございます。

契約書には、総合企業体グループの建物建設及び維持管理等に関する事項、工程日程等は記載されておりますが、全体の需要ニーズや建物の大きさの根拠となる指数等は示されておられません。覚書に記載されております株式会社垂水未来創造商社がどれほどの売り上げ、収益、今後の15年間でどのように事業展開されていくのか、議会に明らかにされておられません。議案審議に必要な根拠となる事業計画の概要が賛否の判断となっていくと思われまます。

昨日、企画政策課長の答弁で、資料の提出をしていきたいということでしたが、どの程度の資料提出を考えていらっしゃるかお尋ねします。

国土交通省の道の駅の部分については、進捗については、川越議員への答弁で大まかな部分は了解をいたしました。

マリンスポーツ施設の事業展開についての進捗状況についてお伺いします。

今のところ、鹿屋体育大学等と連携してマリンスポーツの拠点をつくり、ビジネスモデルを構築していくとのことですが、具体的な進捗状況をお伺いします。特にオープン後の体制についてお伺いします。

次に、民間活力エリアの進捗状況ですが、賃貸もしくは売買によって、土地開発公社の収入を図っていくということですが、どのように計画が進んでいるのか。計画では、垂水未来創造商社がコーディネートして、加工室や民間の店舗展開、特に温泉施設等の計画等についてもあるようですが、この辺がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

あと、海岸整備部門、県の魅力ある観光地づくり事業の関係も、進捗状況がわかれば教えてください。

次に、今回の議案にもなっております第5次垂水市総合計画基本構想（案）についてです。

昨年12月の補正で、策定支援業務の委託費が計上されて以来、1年間でまとめ上げられたも

のです。高校生や一般の公開講座や中学生のアンケート等を経て、審議会でもまとめられました。コンサルを使わずに、市民と職員との手で行った4次計画には及びませんが、コンパクトにまとめ上げられてはおります。4次計画は、そのプロセスにも意義があつて、非常にたくさんの労力、住民説明会など、要した時間も多くて、いわば住民が学びのための総合計画であったとも言えました。

ただ、人口設定については、御承知のとおり、1万8,000という現状との大きな開きがあったことも否めません。今回取りまとめた案では、住民自らという部分は物足りなさを感じますが、中・高校生の意見を取り入れての将来像を強く感じるものとなっております。まずは、担当者の御労苦に対し、敬意を表するものでございます。

ただ、やはり人口減少と少子高齢化がもたらす影響は、今後の10年間にどれほどの計り知れないものがあるか、その怖さがあるのも現実にはございます。

企画政策課長にお尋ねします。平成20年代のこれまでの10年間と来年の平成30年、そして、新しい元号となる9年間の今後10年間の基本構想で、人口減少社会、超高齢化社会の中で垂水市において大きく変わった点、10年後のまちをどうつくっていくか、その違いをお聞かせください。

来年、市制施行60周年記念事業を迎えます。この記念事業についてお尋ねをします。

まずは、記念事業の骨格についてお尋ねします。

冠に「市制60周年記念」とつけて行う通常の催し物等については、省略しても結構です。総務課長にお尋ねします。

次に、垂水市史等についての質問です。

今からちょうど半世紀、50年前に垂水市史の編さん作業が市制施行10周年の記念として始め

られました。当時の町田市長の時代に着手され、下巻の完成は10年後のちょうど市制施行20周年の昭和53年でございます。編集委員会の会長には町田市長、事務局長には当時の教育長である肥後教育長が、編集委員長に、永年大隅史談会の会長を務められた牛根麓辺田地区の永井彦熊さんが就任され、14人で構成された委員で着手をされております。それ以降、垂水市史の上巻については昭和47年に完成し、その後、20年ほど前の平成10年に改訂をされました。明治以降の記載がしてある下巻につきましては、40年前からそのままの状態でございます。

今回、60周年を機に、これらの再編集に着手すべきと考えますが、教育長、または、社会教育課長の御見解をお尋ねいたします。

これで、第1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長（角野 毅）** おはようございます。

村山議員の御質問でございます。議案はどういう経緯で訂正となったのかにつきましてお答えをいたします。

契約書第100条第1項の一部削除を行った経過でございますが、11月22日、本市契約関連アドバイザー弁護士から、第100条第1項について、対象となる条項が存在しないことから、一部削除する必要があるとの連絡がございました。その後、双方の弁護士の間で確認をいただき、契約書の一部削除の手続を行ったものでございます。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 続きまして、議案第66号のチェックについてお答えいたします。

南の拠点整備事業に関する議案第66号につきましては、総務課で議案をチェックしましたが、議案の文章等に不適切な箇所は見当たらず、提出する書類もそろっておりましたので、議案としての提出に不備な点はないと判断して上程したところでございます。

それでは、続きまして、拠点整備係の設置についてお答えいたします。

本市は、平成16年の大隅中央法定合併協議会からの離脱を契機に、単独で自立した行政運営を行うため、それまでの行政改革を抜本的に見直し、新たに新行政改革大綱と財政改革プログラムを策定して行財政改革を断行することとし、平成17年度に垂水市新定員適正化計画を策定し、財政改革の大きな柱として、平成17年4月1日現在の職員数285人を10年間で50人削減する目標を掲げ、最終年の平成27年4月1日においては、計画どおりの50人を削減して、職員数235人の目標は達成いたしました。

この定員適正化計画を断行する過程において、国・県から委譲された事務事業は増加の一途をたどり、社会保障税番号、いわゆるマイナンバー制度の導入、ふるさと納税、地域包括ケアセンターの建設、地方創生を初め、各種事業に伴う事務量も増大して、一般事務職員にかかる負担が大きくなったところです。

企画政策課の体制としましては、平成28年度、ふるさと納税の業務を一部外部へ業務委託するなど、事務分掌の見直しと並行して、南の拠点整備事業に従事する職員を増員して体制を強化しております。

議員がかかわられた平成16年度の道の駅たるみず湯っ足り館建設時は、農林課の地域おこし係を道の駅係に改称し、農林水産省の補助金を利用した物販施設の建設並びに道の駅管理組合という運営企業体の創設など、道の駅業務のほか、地域特産品の振興開発、地域おこしに関する業務を担っておりました。

今回の南の拠点整備に関しましては、施設的设计・施工・運営を民間活力で賄うPFI事業制度の導入という初の試みであること、また、平成16年当時と比べて市の職員数が減少していることから、創設した新たな1つの係で担うより、担当課全体、担当職員全職員で取り組むほ

うが、より効率的な業務遂行が可能であると判断して、係を創設するまでに至っておりません。

国体など、長期にわたる業務が甚大と見込まれる場合は、国体準備係などを創設して対応しているところでございます。

職員数には限りがあるため、事務分掌の見直し、アウトソーシングを行いながら、効率的な業務遂行を目指していただきたいと考えているところです。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員の御質問、事業計画の見通し、内容につきましてお答えいたします。

B棟施設の運営につきましては、9月開催をいたしました全員協議会で御説明をいたしましたが、事業計画といたしましては、6次産業化と観光振興を実現するための計画が提案されております。

収益サービスにつきましては、加工や販売に重きを置いた地元企業支援策の展開、具体的には、新商品開発や品質改善、試験販売、期間限定販売ができるチャレンジショップやキッチンスタジオのテナント経営となっております。

なお、ただ単にスペースを貸し出すだけでなく、運営する商社の機能でもある商品力の向上や販路拡大等の支援についても実施していくこととなっております。

また、委員会への資料の提出につきましては、委員会より提出すべき資料の指示をいただけることとございますことから、指示のある資料については提供していく方針でございます。

続きまして、マリンスポーツ施設等の進捗状況についてお答えをいたします。

海岸部の整備は、県の魅力ある観光地づくり事業を申請しており、本年度分については、遊歩道整備の設計及び整備を年度末までに行うこととございました。

マリン施設でございますけれども、建物の建

設工事は12月1日着工をされております。

なお、施設運営については、5月に、鹿屋体育大学内にマリンスポーツ施設検討協議会を設置しており、スポーツ振興策や安全管理等を含めた協議を継続しているところでございます。

民間開発エリアにつきましては、民間事業者による調査や検討が行われていると認識をしているところでございます。

続きまして、現総合計画・基本計画、構想との相違点ということでお答えをいたします。

現総合計画・基本計画との相違点ということとでございますけれども、両計画におけるまちの将来像と総合計画の策定過程の違いについて御説明をしたいと思います。

総合計画とは、将来のまちを見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応していくためのまちづくり指針となる本市の最上位計画として位置づけるものとなっております。

第4次総合計画策定時点では、市町村合併問題が落ちつき、市民との共生・協働がテーマとなった時代でありました。現在は、人口減少社会への対応のための地方創生が大きなテーマとなっております。このように、総合計画は、時代の変化に対応した計画と言えられると思われま

す。今後も、地域住民自らが願う地域づくりのための地域振興計画に基づくまちづくりを進めていく必要があることから、第5次総合計画基本構想（案）では、まちの将来像を「九つの彩り豊かに健やかな人を育む垂水」といたしました。これは、地域住民がまちづくりの主役となり、地域間や世代間の垣根を越えた助け合い、支え合いの心を育みながら、市内9地区それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを彩りとして表現したものでございます。

また、歴史・文化、農林水産物の食材などの豊富な地域資源を市民、地域、事業者、行政等によってさらに掘り起こし、磨き、積極的に活用しながら、まちを発展させていくという思い

も込めているところでございます。

次に、総合計画策定過程における2つの相違点を御説明させていただきます。

1つ目は、本市の総合計画策定過程において、他市にない特徴でございます公開講座の成熟度に違いがございます。

第4次総合計画策定時の公開講座では、市民と職員が対等に話し合う場をつくる、いわゆる市民参画機会の拡大が狙いでありました。

一方、今回は、市民と職員の学びの機会というよりも、公開講座における議論の中身を総合計画に反映することを目標とした設定いたしました。

この議論のテーマでございますが、市民満足度調査から確認ができました市民ニーズが高い医療・介護体制の充実、働く環境の充実、子育て支援策の3つの政策分野に特化させたことで、市民ニーズの高い政策の議論が反映された総合計画基本構想（案）となったのではと考えております。

2つ目の相違点が、若い世代のまちづくりに対する意見を計画に反映できた点でございます。

本市における人口減少、少子高齢化が進んでいるという現状から、若い世代の意見を計画に反映させることが必要と考え、市内唯一の高等学校である垂水高等学校の生徒を対象とした公開講座の開催と中学生向けまちづくりアンケートを実施し、計画に反映をいたしました。

特に、高校生向け講座では、若い世代のまちづくりに対する思いや考えといったことが市として確認できただけではなく、生徒自身、垂水のことを考えるきっかけとなる大変貴重な機会ではなかったかと考えております。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 市制60周年記念事業の骨格についてお答えいたします。

垂水市は、平成30年10月をもって市制60周年を迎えます。この記念すべき年に実施する各種

の記念事業及び記念行事の準備を円滑に行うため、市長を委員長、副市長を副委員長とし、関係課長で構成する記念事業準備委員会を7月に設置して、記念式典や例年実施している既存事業、60周年限定の特別事業、職員から募集した企画について協議を重ねております。

現在のところ、記念事業として、式典及び市民表彰、記念講演の開催、テレビ公開番組として「開運なんでも鑑定団」の7月収録が内定し、NHKの全国放送公開番組の収録についても申請中であります。

また、MBCラジオ公開番組の収録についても打診があり、和太鼓を中心とした和楽エンターテインメント集団「和楽団ジャパンマーベラス」の9月公演、瀬戸口藤吉翁ふるさとコンサートは海上自衛隊東京音楽隊の出演が決定しております。

道の駅創業祭、カンパチ祭り、ふれあいフェスタ、秋の産業祭、千本イチョウ祭りなどの関連事業につきましては、主催、共催、協賛、後援事業の基準を明確にして、主催及び共催を記念事業として、協賛及び後援を応援事業としての位置づけを行い、多くの市民が参加できるように、内容の充実に努め、市制60周年という節目の年を盛り上げていきたいと考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** おはようございます。村山議員の市史の再編等についての御質問にお答えいたします。

まず、垂水市史は上下2巻になっておりまして、明治以前のことについて記された上巻と明治以降のことについて記された下巻がございまして、上巻につきましては、発行から約23年後の平成10年に残部数が少なくなったことから、時代考証で欠如していた原始時代や中世史部分の追加や誤字修正等を行った上で、上巻の増補改訂版を発行した経緯がございます。

現在におきましては、上巻・下巻とも残部数

に余裕があり、誤字等の修正や追加脚注が必要な事項は、随時、説明要旨を添付することで対応しており、市民の方々等に御利用いただいているところでございます。

また、昭和55年から市史発行後の歴史資料として価値の高い事柄につきましては、垂水市史料集として、平成18年までに18冊の史料集が刊行されており、市史の内容を補完し、充実させるものとして貴重であり、御活用いただいております。

このように、垂水市史料集も整備してきましたことから、確かに、市史の下巻の発行から約30年が経過し、上巻の改訂版の発行から約20年が経過しておりますが、歴史関係者や市民の方からは、市史の再編や新たな史料集作成の要望は現在ございません。

しかしながら、最近において、垂水島津家墓所発掘調査等による埋蔵文化財の発見や歴史資料の寄贈等もございます。

さらに、文化財保護審議委員からの研究報告や垂水市史談会、市内の郷土史研究会と各種研究団体より、新たな史料の発見や文化財についての報告もいただいております。

これを受けまして、社会教育課では、それぞれの新たな成果等をたるみず移動考古展や、市立図書館で昨年から実施しております11月の文化財保護強調週間に合わせた1カ月間にわたる垂水市文化財特別展示等で公開しておりますが、将来的には、まとまった形で記録・編さんする機会が必要だと考えております。

ただし、市史につきましては、市史編さん委員会により、10年の歳月をかけて発行されました。また、史料集につきましても、市史編さん事業の一環として長い期間をかけて刊行されております。これまでの市史及び史料集が内容的に大変史料的価値が高いものであることに鑑みて、今後の市史の再編及び史料集の編集については、十分な準備期間を置いて臨むべきものと

考えております。

以上を踏まえまして、御質問いただきました垂水市史の再編等につきましては、まずは、文化財保護審議会等で学識経験者の皆様に意見を伺い、将来的な取り組みについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。（「発行から30年じゃなくて40年」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい、40年でした。

**○村山芳秀議員** それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、議案訂正と事業推進体制のところなんですが、仮契約書の中身の部分ですけど、何度読み返しても、全てを理解するという、理解しがたい部分もございます。

しかしながら、これは、当局と契約先の企業体グループ、それから株式会社垂水未来創造商社との信頼関係によるところも大きいわけですので、議会としては、その仮契約書は双方覚書を含めて、条項どおりに、今後15年間にわたって履行され得るものなのかどうかということをしてできるだけ細やかにチェックするわけでありまして、内容についてもできるだけして、それを賛否をするわけでございます。

今回、仮契約書の訂正を冒頭にされたわけなんですが、まさに、第100条は議会の議決事項等のもととなるところの条項でございます。また、削除された57条に至っては、収益サービス企業についての条項を定めたところで、これもまた重要な項目の1つでございます。

第100条のただし書きを削除しなければならぬことを気づいたのが11月22日ということでございますが、当然何の御連絡もいただかないまま、また、仮契約書のこの写しの差し替えないまま、議会初日を迎えた次第でございます。

初日のやりとりは、きのうの池之上議員との中でもありましたけど、なぜ、このような重要

な訂正を、わかった時点で、最終仮契約書の差しかえですということで、議案を差しかえていただければ、何ら問題はなかったんですけど、今、引っ張っているちゅうのがもう不思議でありません。

誤字や脱字の部類であればここまでは言いませんけど、契約内容が議会の議決に関する事項であって、ましてや、仮契約書の写しの差しかえ分については当然行われるべきであり、課長さん方の手元に持っていらっしゃるのは、メール等で削除、修正されるだけで十分ですけど、市議会それからマスコミ関係に配布する分を含め、それから、決裁議案として総務課が保管するもの等30部ほどつくれば、すぐ済んだことじゃなかったかどうかと思っております。

議会に対して、初日の訂正で済むと判断したのは、どうしても議会をチェック機関としての重さを見ていないのではないかと、そう思われても仕方がないと思います。削除ミスがわかった時点で、削除する部分を二重線でも引いて、相手方の訂正印したものが最終契約書であるわけですので、それを、我々は、最終契約書という最後の契約書をまだいただいておりません。

市長も、こちらの議員の立場であれば、そう思いませんか。市長、どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 初日に、川尻議員からもそういう御指摘がありました。そのことに関してはおわびを申し上げたところでございます。

○村山芳秀議員 おわびじゃなくて、そう思いませんか。議案が誤字・脱字であれば、我々もそう思うんです。内容が、100条、57条というところにつながっていく。その差しかえが14部刷って配る、半日で済むことです、わかった時点で。保管用とか配るものが初日にあれるわけです。そこをどう思うかちゅうことです。

○市長（尾脇雅弥） それに関しては、これまで担当課長が答弁したとおりでございます。

○村山芳秀議員 これは、やっぱり、私もそち

ら側の立場におりましたので、ここの、やっぱり重要性というのは十分僕は理解ができると思うんです。こういうことが、この南の拠点、一時が万事に通じるというか、そういうことになっていくわけです。

議案が議決になっても、総務課として、議決議案を綴る際も、今の議案を、訂正以前のものであるわけです、今の状態では、それは使えないわけです。

やはり、その事業推進体制に、本当に問題があるのではという部分も、今、先ほどそういう推進体制をつくっているんだと。人員も削減して、そういう状況にはならないと。お1人の担当者に仕事上の比重、ストレスが過重にきているのではないかというようなことです。総務課長が、今、先ほどは理由に上げましたけど、再びこういう交代劇が起こらないとも限りません。

先ほどありましたように、私も振興対策係とか地域おこし係、道の駅係、そういう1人係長体制、2人、3人という業務の煩雑さの部分で経験をいたしましたけど、確かに、企画政策課には、それ相当の人員が配置もされておるようですが、チームでやる大切さもわかりますけど、プロジェクトの場合、責任を分担するというのも大切ではないでしょうか。

このことが、やはり長時間労働であったりとか、やっぱり一定程度のサービス残業といえますか、私も現役時代、保健福祉課などで、今もそうですけど、7時ごろまで残って残務整理やパソコン整理をするというのが、もう当たり前のようにございました。

市長にお尋ねしますけど、今後も今の体制で行かれるのか、南の拠点事業の関連がマリン施設の今後の運営や土地開発公社の売買、それから、賃貸の一部の事業推進が一段落するまで、新たに係または室を設けて、人を設けて、その推進体制を確立するというお考えはないか、再度お伺いします。

○市長（尾脇雅弥） 南の拠点事業に関しては、本当に大きなプロジェクトであって、人的なもの、仕事の量もかなり精神的にも大きい影響があったというふうに思っております。

ただ、この12月議会に、今、御提案をさせていただいている部分というのが一つの大きなボリュームの部分でもあります。ただ、委員会の中で、川尻委員から指摘があった人の問題とか役割分担の問題も今後検討していかなければいけない課題でもありますので、そのことは、再度いろんな角度から検討して、全体的なことと踏まえて協議をしていきたいというふうに思っております。

○村山芳秀議員 ぜひ、事業推進体制をつくって見直しを行っていくということを、これは要望しておきます。

事業計画の見通しですけど、今後運営主体となる株式会社垂水未来創造商社が商品開発や販路拡大をプロデュースする地域経済の司令塔の役割を持つということですが、これまでのところ、関係者からの具体的な計画が明らかになっておりません。

今後ということですけど、その実態もわからずに、市議会が建物運営に関する議案だけを通すということは、やはり不親切であって、徹底した審議が必要なのではないのでしょうか。

仮契約書、覚書書にある株式会社垂水未来創造商社の具体的な事業計画の見通しについての内容を、この商社自身が議会に対して説明をするということは、市長はお考えでないのか、ここをちょっとお伺いします。

○企画政策課長（角野 毅） 垂水未来創造商社としての運営のあり方についてということですが、先ほど委員会の資料でということがございましたけれど、そのような要望があれば、ぜひ、お伝え願えればと思います。

ただし、非常に急な要望になりますので、商社としての体制が緊急に委員会に間に合うよう

であれば対応したいと思います。そのような要望があればということでお受けいたしておきます。

○村山芳秀議員 商工、管理運営が予定されているこの垂水未来創造商社ですけど、去年の7月に設立されたばかりで、現在、ふるさと納税のコールセンター業務、これも委託をされて行っております。この商社の業務の内容については深くは知りませんが、これから年末に向かうふるさと納税が本当、多重に増えてまいります。

今後、南の拠点事業に関する事務などもどうなっていくのか。市が行うところ、商社が行うところ、今のままの体制でいいのか疑問を感じるところもございます。

これは、質問外かもしれないんですが、委託先ちゅうのは、商工会とかそういうところは考えられなかったのか、この辺も私は思うところがございます。

マリンスポーツに行きます。

マリンスポーツの事業展開、垂水市土地開発公社が取得する民間開発エリアの具体性に乏しい気がいたしております。マリンスポーツに関しては、私も市民スポーツ係時代に、旧垂水南中学校があったところで、シーカヤック大会、2回担当したことがございます。10年ほど前です。

当時は、鹿屋体育大学の海洋スポーツセンター、それから、国立少年自然の家、南中や柘原スポーツクラブなど関係団体が集まって、海上保安部の許可をとりながら、安全性や自然条件等を考慮して実施をしております。これは1日だけのイベントということで、通年型のビジネスモデルとなり得るのか大変危惧をしているところです。

新城の国立少年自然の家の海浜活動施設、専門性の高い職員がいらっしゃいますが、少年自然の家の稼働率を参考にまで申し上げますと、

これ、11月から4月は閉じております。5月から10月までの半年間で、昨年度が47日間、1,996人の利用者、ことしが54日間、2,060人、2,000人前後の方々が利用されております。いずれも教育研修や一般の方々の利用者でございます。

地域振興計画の中では、来年度240人、平成31年度には960人ほどの利用者を見込み、教育旅行を受け入れ、それぞれ5校、10校と見込んでおられます。

現在、考えていらっしゃるのが、こうした教育的要素を含んだものなのですが、指導者の雇用、民間事業者の運営、マリンスポーツ人口、海の持つ危険性、浜平海岸の自然条件、いろいろ考慮した場合、オープンから三、四年で軌道に乗るか大変心配をされるところです。

多額の建設費に加えて、それに運営費をどうしていくのか、お考えがあれば、再度お聞かせいただきたいと思っております。ここの部分も、未来創造商社が委託先とか、そういうふうになっていくのか、運営はどうなのか、教えていただければと思っております。

民間活力エリアについては、とにかく具体案が示されないためにまだ議論ができないわけですが、造成工事を含めた販売価格、賃貸価格、具体的な計画案の提示を早急をお願いいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** マリン施設の運営は厳しいのではないかとということでございます。それについてお答えをいたします。

先般、鹿屋体育大学海洋スポーツセンター協力者会議が開催をされました。体育大学の教員や学生等の理解が進んでおり、先進事例等の紹介もいただいたところでございます。施設運営には、ビジネススキル、インストラクタースキルが求められますので、今後、マリンスポーツ施設検討協議会の検討結果で運営主体先が決まることとなると考えております。市や大学のバ

ックアップ策についても準備をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** 最後ですけど、市長、今回の南の拠点整備事業、市長の肝いりで始められておるわけなんですけど、本当にこう、急ぐべき事案なのかどうかというまちの声やら建設業者のお声もお聞きします。特に、昨年台風災害があつて、復旧工事等にかかわっていらっしゃるわけなんですけど、緊急性という声がございます。

それから、10月以降の新聞等を見ても、やたら曾於市とか志布志、大崎の記事を目にしております。曾於市末吉町のほうにふるさと納税でグラウンドゴルフ場をつくったとか、大崎町がゴミリサイクル10年連続日本一とか、それから3年後の平成32年には、志布志まで高速道路が、東九州自動車道が開通するとか、国道220を取り巻く環境の変化を感じずにはられません。10月には、フェリーが25便に減便となりました。それから、桜島フェリーの乗降客数の減少などもニュース等で伝えられております。

きのう、市長は、専門家の意見では80万人来ていただけると答弁をされておりました。やはり、垂水港から鹿屋市に至る国道220号の将来性、特に、牛根にあります道の駅たるみずとの客層の違い、やはりそういうことを考えていけば、非常にこう心配される要因がございます。

市長、この「南の拠点整備事業」という名称なんですけども、そろそろもう変えてもいいのではないのでしょうか。浜平が南かというような議論もございますけども、もう道の駅の愛称とか、事業名ですので、仮称でも結構だと思います。やはり、どんどん、そういう、定着するようなお名前をもう出していいころと思っております。

さっき企画政策課長のほうでありましたけど、6次産業化とか、食品加工、そういう具体的な

雇用計画、そういうのもどうなっているのか、いつ、出されるようなことですが、これまでの経験から言いますと、やはり市役所の果たす役割というのは大変重要であり、当分は続くと思っております。ぜひ、情報公開とともに推進体制の見直し、それから、そういう資料提供をお願いしまして、この質問は終わります。

次の第5次総合計画の基本構想案についてです。

相違点を御説明いただきました。計画の最終年度と申しますと、2027年でございます。2027年と申しますと、今、ちょっとにぎわっていますけど、リニア中央新幹線の開業が予定をされております。品川と名古屋を40分で結ぶという超特急でございます。

今回の基本構想案ですが、「九つの彩り」という言葉がございます。各校区の特性を生かしたまちづくりには共感できるものが多くありますが、今まで地域づくりを振興計画でやってきた、それをよりきめ細やかに展開されるというふうに理解をしております。

市内の半分以上の人口を占める垂水校区につきましては、さらにきめ細かい展開が必要ではないかというふうに感じます。今回の基本構想の中で、目につく言葉が、「地域の宝物」とか、あと、「文化・伝統」という言葉でございます。10年後のまちづくりに人材育成に重点を置いて、誇りに思う心を育てるという姿勢、これはぜひ、次世代へ引き継げる施策を基本計画、実施計画の中に盛り込んでいただければと思います。

ただ、一方では、厳しい現実が待っているということも事実でございます。2025年、団塊の世代が後期高齢者を迎えて、今の本なんかの予想でも医療保険の破綻とか、医師不足とか、そういうのも懸念をされております。

市内の不動産業界でも、ここ数年、優良住宅としてアパートとか、コーポとか建っておりますけど、余った土地にコーポを建てて家賃収入

を得ようと。やがて、空き部屋の率が上がって売りに出るのではとか、そういうこともまことしやかにささやかれていることもございます。

あと、空き家対策、休耕地、さまざまな問題が出てきます。私どもの牛根地区でも、10月には高齢化率が50%を超えました。2人に1人は高齢者という現実でございます。松尾集落はもう2戸になりまして、振興会の維持がもう困難というふうにもなっております。こういう集落の消滅というのもここ10年で起こり得るという部分も現実として迫ってきます。

私、1万3,000人というのを否定するわけでもないんですけど、現実的には厳しいものがあることを覚悟しないとイケないと思います。今月、1万4,674人ですか、来年の4月基準日にはさらに厳しくなっていくと思っております。

時間がないので次に移りますが、いろいろな法定外繰り入れ、繰出金、公共施設の改修、さまざまな厳しさの現実の中で、身の丈に合った基本計画、実施計画を立てていただきたいと要望しておきます。

60周年の記念事業についてです。

過去、節目節目に当たりましては、その過去を知ることによって、未来へつなげていくという部分がございます。ぜひ、明治維新150周年、瀬戸口藤吉150周年、再来年には、垂水小学校150周年、松ヶ崎小学校も150周年、そういうことも迎えていきます。合併をせずに60周年を迎えた、この、私も今60歳です。ちょうどそういう意味深い年を迎えます。ぜひ、記念すべき年ですので、もういろいろ知恵をひねって、やっていただきたいと思っております。

この改訂版の件なんですけど、先ほど下巻については明治以降と、言えば20周年までしか残っておりません。60周年も、この40年間で何も記載をされていないという状況です。上巻については平成10年に、もう20年ぐらい前になるんですが、改訂はされましたので、これ、残部数

があるとか、そういう問題じゃないと思うんですよね。やはり、そういう、60年という区切りで、下巻については4年半余りでできております。昭和49年ぐらいから着手されて、だから、そういう部分も考えて、ぜひ、これ、前向きに考えていただきたいんですけど、教育長、いかがでしょうか。

**○教育長（坂元裕人）** 先ほど課長のほうからも答弁がございましたとおり、この市史編さんにつきましては、非常に時間がかかるということもございますので、また文化財保護審議委員会の方々等の意見も聞きながら、時間をかけつつ、チェックする方向等も見据えながら、今後、検討してまいりたいと思います。

**○村山芳秀議員** ぜひ取り組んでいただきたいという要望をしておきます。

市制10周年で市の花、市の木、高峠つつじ、それから牛根松も決まって、そういうのも最近では、とんと聞かないんですけど、これらを再度、日の目が当たるといふか、牛根松、一旦、枯れておりましたけど、大分復活もしているところがございます。今度、向こうのほうに、瀬戸口藤吉、それから和田英作の顕彰碑等も移転をされます文化会館あたり、そういう、もっとやっぱりアピールする部分があってもいいのではないかというふうに考えております。

市制60周年に関しましては、盛大にお祝いができるような形、来年、その道の駅、新しい道の駅の部分がどうなっていくか、まだ不透明な部分もございますけど、ここいらも含めて、記念すべき年にふさわしい30年度、平成時代の最後の時代となるように、当局のほうも頑張りたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池山節夫）** ここで暫時休憩します。次は10時40分から……、村山議員、早く帰ってください。

ここで暫時休憩します。次は10時40分から再

開します。

午前10時31分休憩

午前10時40分開議

**○議長（池山節夫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

**○北方貞明議員** それでは、早速、質問に入ります。

市制60周年記念事業については、先ほど村山議員が質問し、当局が答弁されたので、それで理解いたしましたので割愛させていただきます。

次に、垂水市職員の働き方改革について。

国の働き方改革は一億総活躍社会の実現に向けての取り組みであると思っております。少子高齢化社会が進む中、将来、人口減少が予想され、いかに労働力を確保するかが問題の一つと考えております。垂水市では、働き方改革、どのような取り組みをされているか、まずお聞かせください。

次に、南の拠点整備について。南の拠点整備での土地交渉について伺います。

まず、一般論として伺います。南の拠点整備の中に、50年以上前に土地を購入し、現在まで畑を耕作された方と、土地登記人、それに関係される方々、そして、死亡、所在不明のため、これまで未登記のままの土地は、土地の権利者は誰なのか、一般論で教えてください。

以上です。

**○総務課長（中谷大潤）** まず、働き方改革に関する取り組みについてお答えいたします。

働き方改革とは、2016年8月に閣議決定した安倍政権による経済対策の一つで、労働力人口が想定以上に減少していることに伴い、働き方の抜本的な改革を行って、多様な働き方を可能にするとともに、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとされ、具体例として長時間

労働の改善、正規と非正規職員の格差是正、高齢者の就労促進が上げられています。

垂水市としては、これまで長時間労働を改善する対策として、本年6月から毎週水曜日を一斉定時退庁日、ノー残業デーを設けて、長時間労働を削減する取り組みを実施し、また、夏休みについては、連続しての取得を奨励しています。正規と非正規社員の格差是正につきましては、これまで臨時職員や一般非常勤として任用しておりました職員を、会計年度任用職員として任用することとする地方公務員法の改正に伴い、業務内容の状況調査を実施した上で、処遇の改善につながるような制度改正に取り組んでまいります。

高齢者の就労促進につきましては、職員の定年退職後の再任用制度や臨時職員等の65歳任用などに取り組んでいます。また、介護に係る時間休暇及び期間内分割休暇の取得、待機児童養育者の育児休業再度取得ができる改正を行って、働き方改革の一環として処遇の改善を図っております。

市役所職員として職務を全うするためには、心身ともに健康でなければなりません。職員自らが健康管理をすることはもちろんですが、組織として職員の健康を守ることも大切です。労働安全衛生法により、条例で安全衛生委員会を設置し、また衛生管理者及び産業医を選任して、職場健康診断、メンタルヘルス診断、ストレスチェックを実施して、職員の健康管理に取り組んでいます。

また、生活習慣病予防対象者には、産業医による健康指導を実施して、一人一人の健康状態の把握に努めております。人間ドック受診者に対しましては、職員厚生会から費用を一部助成しております。

次に、登記名義人が死亡して、未登記のままの土地所有権者は誰になるのかということに一般的な見解をお尋ねですので、お答えいたしま

す。

土地の名義人、いわゆる所有者が死亡した場合は、原則として、法定相続人が所有権者となり、法定相続人が複数の場合は、法定相続人全員が承継することになります。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、働き方改革、このほうを質問いたします。

今、答弁で、垂水の取り組みは、毎週水曜日はノー残業デーというふうにお聞きしました。その中で、垂水は労働人口が減っているから、高齢者対策として定年の方々を再雇用して、そのような方向に進んでいると、また職場ではいろいろな改善とか、ストレス解消のために取り組んでいるということをお伺いしました。ありがとうございます。その点は。

それでは、2問目に入ります。

働き方改革では、長時間労働が大きな課題であるのはもちろんですが、長時間労働により、皆様方も御存じのとおり、広告大手の電通の女性の方が過労自殺された。また、NHK記者の過労死などがいずれも長時間労働による残念な結果の死亡となっております。

我が垂水市では、私も二、三の人とお会いして話していただけなんですけど、公職という名のもとで、サービス残業あるいは長時間労働をしろという声も聞こえてきました。そういうことで、サービス残業があるんだなと実感したわけなんですけども、その中で、平成27年度、28年度、どのような、その長時間労働者の何か比較するあれがあれば、また教えてください。

また、29年度半ばですけども、どのようにまたそれが、なお一層改善されたかをお聞かせください。

○総務課長（中谷大潤） それでは、長時間労働についてお答えいたします。

時間外勤務の状況ですが、繁忙期により残業している部署、また恒常的に多忙のため残業し

ている職員がいる部署とさまざまでございますが、1カ月当たりの平均時間は平成26年度が635時間、27年度が624時間、28年度が1,458時間となっております。各年度それぞれの要因がありますが、特に、平成28年度は台風16号襲来による避難所開設や近年類を見ない大災害に見舞われ、休日を返上しての災害調査等により、9月だけで3,158時間、その後の災害復旧事業のための災害査定準備を初め、市税の減免事務等の業務で11月から12月にかけて1カ月あたり約2,500時間の時間外勤務が発生しています。

個人別の時間外勤務の状況は、災害復旧事務を担当する農林課、土木課及び税務課の職員が上位を占め、臨時福祉給付金を担当する福祉課、続いて、企画政策課や水産商工観光課の職員となっているようでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** これ、今、時間的に言われた、年度別に言われたのは、全職員のトータルの数ですね。ここで、私が聞きたいのは、個人で長時間労働というか、一番多い人でどれぐらいされているか。先ほど言われました、繁忙期あるいは、あのときの土木課等の対応は大体わかるような気がするんですけども、その中で、1人で最高どれぐらいされる方がおられるのか、それを教えてください。

**○総務課長（中谷大潤）** 申しわけありません。ちょっとうっかりして手元に持ってくるのを忘れておりましたけども、災害復旧事務にかかる担当部署が多いということをお申しましたわけですけれども、平成28年度におきましては、やはりその部署でございまして、最高で962時間、それから続いて819時間というのが非常に多くて、やはり農林課の職員におきましては、600時間を超えている職員も複数いるようでございます。次いで、土木課の職員が約500時間をちょっと超える時間が記録されております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 災害のは、大体わかるような気もいたしますけども、繁忙期になれば、これからは税務課なんぞが忙しいふうになると思いますけども、また、今、大きな問題を抱えている南の拠点の部署も大変忙しいところであると思っております。

そういう中で、今、この、1人で一番多い800から900時間ということでしたよね。これはもう過去のことですけども、年間ですよ、これ。これは、年間ですけども、月平均でも、この忙しいときは、四、五十時間ぐらいはあるような気がいたします。

来年度ですかね、今度、改革によって労働時間の、その残業時間も、政府なんかが目標というふうにしておるのは、月40時間でしたかね、大体、そのようなのをちょっと聞いたような気がするんですけども、それに対しても、かなり忙しいところは、1カ月の労働時間がかなり長いと思うんですよ。これによって、長時間により心身の疲労が蓄積していくと思うんですよ。そういう長時間の労働の背景には、やはり、今さっき言った、繁忙期の職員の仕事量が多いためは、もちろんわかるんですけども、そういう形で事業計画が遅れを来し、また、与えられた仕事が消化できずに、その計画どおり事業が進まないから、市長を初め、上司からいろんな注意等があるような気もいたします。事業を進めるには、それぐらいの圧力というか、指導も必要かもしれませんけども、個人さんによりやあ、それが大変重圧になって、耐えられず、心の病や体調不良を訴える方もおられるんじゃないかと思うんですよ。

そういう方々の対策を今、心を病んでいる人、体調不良の人もちろんですけど、どういう対応、対策をされとるか、お聞かせください。

**○総務課長（中谷大潤）** 先ほどの答弁の中で、災害復旧に関する時間外が多いのはやはり突発的な事例なので、特殊ということ、御理解、

まず、いただきたいと思います。

それでは、職員の健康管理につきましては、血液検査や心電図検査を初めとする職員健康診断の実施のほか、パソコン業務に従事する職員に対する眼科検診や職員メンタルヘルス対策事業としてストレスチェックなど、職員の心身に関する健康チェックを実施しております。

身体的健康チェックにおきましては、健康診断の検査結果を確認の上、安全衛生管理者及び産業医による再検査指導や健康指導を行うとともに、外部講師を招いて健康教室を開催するなど、職員の健康に対する意識の向上を図る取り組みを行っております。

メンタルヘルスに関する予防の観点からは、職員自らが自分の心の健康状態を把握するためのストレスチェックを実施し、各職員が作成したチェックシートを総務課で取りまとめた上、委託先に送付して、結果を各職員に配付しております。

一連のチェックについては、プライバシーに配慮し、本人以外には知り得ることができない仕組みになっておりますが、衛生管理者による内部の相談窓口や医療機関などにおける外部の相談窓口を設置して、職員がいつでも相談できる体制を整えております。

また、職員が病気休暇を取得することになった場合には、症状やその経過を定期的に確認し、病状が回復してきた段階においては、職場復帰に向けた試し出勤の計画策定や実施状況などについて、情報共有や意見交換を図るなど、適宜適切な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** そのほかでは健康チェックやストレスチェックをしておると言われたのは、それは当然のことだと思います。また、相談も受けておる、それも当然のこととと思っています。しかし、職場において相談ができるようでしたら、そういう心の病の方も発生しないと思うん

ですけれども、相談できないようなその職場の雰囲気があるのかなとも考えられるんじゃないかと。だからそういうのは、心の病に侵された方は、職場でのメンバーでも大体そのようなことはわかっておるんじゃないかと思うんですよね。本人がもがき苦しんでいるのを気づかずに、多くの仕事を押しつけてはいないのか。その一番大事な上司がその人の健康状況やその態度を毎日見たら、ある程度のことは把握できると思うんですよね。だから職場で、先ほども言いましたように、もがき苦しんでいる人を早く発見するのはもう一番大事なことですけど、それ以外はやはりその中の職場での雰囲気づくり、コミュニケーションがちょっと劣っているんじゃないかなと僕は思うんです。だから長期休暇をしておる職員が今いると聞いておりますので、その悩みを解消することをまず第一に置いて、心がけていただきたいと思います。そして職場復帰に対して、その方々との面談、相談をされると思いますけども、どのような形でされておるのか、もう一度伺わせてください。

**○総務課長（中谷大潤）** 精神的不調、いわゆるメンタルヘルスによる病気休暇、退職からの職場復帰につきましては、主治医による診断書をもとに判断していますが、管理監督者が行うべき役割などについて学ぶメンタルヘルスマネジメント実践研修会等にも積極的に出席して知識の向上を図り、職員の職場復帰を円滑に行うよう支援しているところであります。

特に、病気休暇が長期にわたる職員に対しましては、円滑な職場復帰と再発防止を目的として、本人及び主治医と協議の上作成した復職プランに沿って、まず試し出勤をおおむね4週間程度実施して復職を判断することとしており、この試し出勤による復職判断につきましては、主治医による診断書だけではなく、仕事に対する意欲、注意力、集中力の回復状況や対人関係能力の改善状況などを十分に見きわめて、適切

に対応しているところであります。

また、本人の希望を尊重して、身体的負担を考慮した職場配置を心がけております。

今後、生活習慣病の予防はもちろんのこと、メンタル的な体調不良に陥らないよう、所属課の職員同士が、一個人ではなく、チームとして業務が遂行できるように指導してまいります。

**○北方貞明議員** わかりました。

そしたら、最後のほうになりますけども、ちなみに今現在、そういう心の病で長期休暇されているのは、おられるかおられんかは別として、何人ぐらいおられるかな、おられたら教えてください。

**○総務課長（中谷大潤）** メンタルによる体調不良や生活習慣病などの身体的体調不良を訴えて長期の病気休暇や休職を申し出る職員も少なからずいるところで、メンタル不良を理由に1カ月以上休暇を取った職員は、平成27年度が4人中3人、28年度が4人中2人、今年度は現在のところ、3人中1人でございます。

**○北方貞明議員** こうして毎年何人かがそういう長期休暇をされておるわけですけども、今、職員も大分、合併ができなかったから50人ほどですか、削減して仕事量が大変多いと思うんですよね。それは理解しますけども、その中でやはり今こういうふうな一人でもこういう人が出たら業務に差し支えるわけですから、もうこういうことは絶対ないように改善していったほうがいいと思います。

要望ですけど、要望を言いますけども、職員長時間労働により長期休暇、あるいは心の病を侵された方々、こういう方が発生するには、今さっきも言いましたように、業務の停滞があり、そしてまた事業の遅れにつながっていきます。ひいては市民サービスの低下となっていくわけです。だから職場ではやはり雰囲気づくり、そういうことが明るい職場であるのが一番いいと思っております。そして明るい職場こそが本当

に市民サービスの向上になっていきますから、よい方向に改善していけるように要望しておきます。よろしくお願ひします。

それでは、次に入ります。

先ほど一般論として、相続の関係者というふうな答弁でした。ということは、その登記人の関係者というふうに判断してよろしいんですか。

**○総務課長（中谷大潤）** 繰り返しになりますが、土地の登記名義人が死亡している場合ということでしたので、そこは登記人が死亡されておれば、原則として法定相続人が所有者となっていると思います。

**○北方貞明議員** 所有者としての地権者、所有者、どういうふうな区別をしたらいいんですか。現在所有して売買は済んでおる、ただし名義が変わっていない。それは、どちらのほうに権利があるんですか。

**○総務課長（中谷大潤）** 土地所有者に相続が発生しても、登記がなければ、誰が土地を相続したのかは正確に把握することは困難だと思います。ただ、遺産分割ができていれば遺産分割によって土地を相続した人が法定相続人になるかと思ひます。

また、固定資産の課税台帳の上で所有者が死亡した場合、本来であれば相続人が所有者名義の変更を行い、課税台帳上の所有者も変更されるわけですけども、何らかの事情で死亡者名義のまま登記が変更されない場合に、現所有者納税管理人届け出というのを提出いただいておりますけども、これはあくまでも納税管理人を特定することを目的としていることでありまして、相続手続とは関係のない届け出であると理解しているところでございます。

**○北方貞明議員** だから、登記人の方々が、さっきも言ったように、死亡されておるんですよね。そしてその家族の方々も死亡や行方不明、所在がつかめない。だけど、そこでは既に売買は成立しておるんです。だから、もうはっきり

言いますけども、これは今度の南の拠点の位置に私の畑があります。それが名義が変わらないから言っておるんですけども、私もこの質問に対して個人的なものを、こういうところで質問していいかなと迷ったんです。ただし、一般市民の立場として聞いておるつもりでおります。だから、50年前買ったというのは、ここにちゃんと50年前の資料があります。この中に、もうその登記人は亡くなっています。子供さんたちにも発送するように、こんだけの書類はもう既に50年前に用意しておりました。ただし、一人の所在がわからずに送れないから、いまだかつてこういう状況になっておるわけです。この中には、文面を読んでみれば、もう50年前の資料ですけども、この土地は誰々さんが買ったので、名義を変えるためにあなたの印鑑証明を1通つけてこちらに送ってくださいというような内容です。だから既にこれは司法書士が書いた、これによりますと松原の司法書士池田さんの名前が載っています。そういうふうにして、既にこの人にも、私の物と僕は思っているんですけども、そういう形で役所の方々は私との交渉に入っておられたはずですけども、それをまた確認します。

**○企画政策課長（角野 毅）** まず、総務課長が先ほど申しましたとおり、我々が土地の売買の交渉を行う相手といたしましては、相続人または法定相続人の方と土地の売買についての交渉は行っております。今、北方議員が御自分のことということでお話をされましたので、我々のほうもお話をさせていただきますけれども、この件に関しましては、既に現所有者としての納税管理人としての届け出が20年以上前から行われております。ですので、我々としても法的な書類云々につきましては確認をしておりますけれども、そのような状況の中で法的な手続をとられると、当然その相続というものについては地権者の移動というものは可能になるので

はないかというような想定はいたしております。ただ、現時点におきまして、北方議員との土地の売買交渉というものは行えない状況であるということでございます。

**○北方貞明議員** わかりました。所有者としては認めますか。権利じゃなくて所有者。

**○企画政策課長（角野 毅）** 先ほども総務課長のほうからも出ましたけれども、納税管理人を特定することを目的とした現所有者、納税管理人であることは我々としても認識をいたしております。

**○北方貞明議員** この開発に、開発同意の同意書をお互い交わしましたよね、同意書。交わしていますよね、それを、ちょっとここに、交わしていますよね。

**○企画政策課長（角野 毅）** 現在、農地を使用されておりましたので、同意書はいただいております。

**○北方貞明議員** ということは、この同意書は私の所有物と思って、こういうことを交わした、もらえたと思うんですけども。

**○企画政策課長（角野 毅）** 今も申しましたとおり、現在あの土地を使用されているということで同意書をいただいたところでございます。

**○北方貞明議員** この同意書に僕も捺印した。私が権利を有する次の物件となっておりますけれども、それに同意しましたと。権利とうたっていますけれど。

**○企画政策課長（角野 毅）** 当初、北方議員のほうに土地の所有者であるということでございますので、我々としてもそのような手続に入りましたけれども、台帳上全ての資料を確認させていただきましたところ、現所有者であり、また納税管理人であるということを確認をいたしておりますので、現在その土地を使われている現使用者としての位置づけで、我々は北方議員と、いわゆる売買に関する交渉は行っていないということでございます。

○北方貞明議員 行っていないと言いましたよね。ことしの8月15日、課長と2人、家に見えられました。そして、そのときに土地のことで交渉をしましたよね。

○企画政策課長（角野 毅） 土地の交渉はいたしておりません。我々が出向きました趣旨につきましては、先ほども申しました現所有者として、納税管理人としてもう20年以上の経過をしているということで、北方議員の意向があれば法的な措置をとられて地権者としての位置づけをとられる方法もあるということをお伝えしました。その中で、北方議員から金銭の交渉のお話がありましたので、そのことについては現在その交渉をするべきではありませんので、相手としていないのでということで、その交渉は一切行っていないところでございます。

○北方貞明議員 交渉は一切行っていないと今言われましたけれども、その来られたときですよ、おたくが言われたのは。僕の権利が移るように、登記できるように時効取得をしてくださいというふうに言われましたよね。

○企画政策課長（角野 毅） 時効取得をする権利があるということをお伝えしたところでございます。

○北方貞明議員 そういう中で、時効取得をしてくださいと、それで裁判をしてくださいと。それからだということと言われましたけれど。そして、裁判をして、その費用がかかっても、あなたの取り前はありますよと言われました。これは、もう既に交渉をしておるんですよ。

○企画政策課長（角野 毅） まず、裁判をしてくださいというようなお願いはしておりません。土地について所有権を現所有者になるためには、このような手続があるというお話をしているところでございます。

また、その金額については私のほうから申したものではありませんけれども、うちの同行した職員が、現在の評価額としてはこの程度の

評価額でございますという話を、そのときには土地の交渉ではなく、伝えているところだったと私は認識しておりますし、その際に裁判の経費というのはこの程度かかりますよというお話をしているところでございまして、それを差し引いたらプラスになるからやったほうがいいですよみたいな話は一切やっております。

○北方貞明議員 私は今、絶対していません。まだこっちには金額提示もされていません。したという言い方だったけれども、していません。それで裁判費用というのも聞いていません。ただし、それは残りますよと。おたくの主事とか主査とか来ました、2人。だから、私は同じようかどうかしてくださいと、来ました2人が。あのねと。今言うたように、土地のあれも提示されていないんだよと、聞いていないよと。そうやって、裁判の費用はかかっても残りますよと。これには俺も頭にきたんだ、というふうにちゃんと帰って伝えておきなさいと。こう言うたから恐らくそれは、おたくには伝えておると思うんですよ。聞いておるはずなんです。その辺はどうですか。

○企画政策課長（角野 毅） 土地の価格交渉は一切しておりません。ただ、我々としましては、購入予定の全筆につきましては土地鑑定士において単価の設定を行っております。ですので、当該地がどの程度の価格で売買の交渉を行っているかということは、我々として手持ちとしての資料は持っております。ただ、その値段で売ってくださいとか、そのことをお願いしなさいといったような話は一切しておりません。逆に金銭のことを言われたので、8月15日、お盆の日、奥様のちょうど仏前でございましたので、私はこのような場所で金銭の話はやめましよう。また、できませんよということで帰宅しております。

○北方貞明議員 だから、今言うたように、そういうことで私が気を悪くして主査と主事が来

たときに伝えて、それを聞いていますでしょう。

○企画政策課長（角野 毅） 帰ってきたころはそのような話をしておりましたので、それは北方議員の勘違いであろうということで私は捉えております。

○北方貞明議員 勘違いですというふうにおたくは言われました。そして、その後、副市長も見えました。話の内容は、今僕が質問したような内容でした。そのときも文書をこうこう言われて僕もちょっと気持ちが、気分が悪いんだというふうには話をしました。副市長からも誰からも、市長も課長も聞いていませんか、僕がこう言うたということ。

○企画政策課長（角野 毅） 副市長が帰ってこられたときもそのような話をされたので、されているのは北方議員ですので、私はこういう経緯はございましたというお話を、先ほど申したようなお話の経緯を副市長にも伝えております。

○北方貞明議員 私は、副市長が、おたくやら市長にそういう伝達をされたかと、僕の気持ちを。市長は聞きましたか、そのことを。市長、聞きましたか、今のことを。副市長からの報告。

○市長（尾脇雅弥） 細部にわたっての詳細は聞いておりませんが、今お話ししたような話があるということは聞いております。

○北方貞明議員 先ほどから言いますように、私は土地の金額というのはまだ一切の交渉はしておりません。だから、そういうことで、おたくらは登記人のとか何か言われるけれども、私の持ち物と思っていますから、これは。この土地は。そういう形で同意書にもしておるんです。

ちょっと話は横に置きます。このことはまた後で聞きますけれども、開発行為のこの同意書は、私が交わしたのは正式なものを受け取ってよろしいんですか。

○企画政策課長（角野 毅） 北方議員が自分

の現所有者としての手続が終了すれば、その書類には当然、開発行為を提出する段階で公印について正式なものとなると考えております。

○北方貞明議員 これはちょっと些細なことかも知れませんが、この同意書には私は実印を押しておるわけですよ。実印を押してくださいと書いてあるから。それで、なぜこの正式なものか聞くかといいますと、先ほども村山議員が言いましたように、いろいろ不備があることもさっきの契約書で言われましたけれども、このことに関して市長の印鑑が押していないんですよ、これには。なぜなのかな。

○企画政策課長（角野 毅） 今も申しましたけれども、開発行為の許認可を申請するための手続でございますので、ここについてはまだ開発行為の申請に至っていないエリアでございます。ですので、開発行為の申請、タイミングで公印について正式な公文になると認識しているとお伝えしたところでございます。

○北方貞明議員 そうしたら、もう一遍、8月の時点に戻ります。時効取得の裁判をしてくださいと、これは間違いなく言われました。そして、その中で、この裁判が長引く、またはその登記が遅くなったら金額は登記人へ行きますよと。これで私はキレたんです、正直言うて。登記人と交渉しますよと言われたからキレたんです、僕は。それは家に来た3人に全部、言うています。それは伝わっておるはずだ。それを言わなかったとなれば、僕には、誤解ですよ、それは間違っていましたよと。8月から今日まで、そのことで訂正があってもおかしくないと思うんですが、なぜここまで長引いたんですか。

○企画政策課長（角野 毅） この期日までにされなければ、これは現所有者にお金を支払うとか、そういったことはあり得ないことでございますので、そういうことは発言をしておりません。

北方議員がおっしゃることは、要するにこの

法的な手続をなされなければ現在の所有者は今登記をされている所有者になりますということでは発言をしておりますけれども、もし北方議員が法的なことをされなければ、お金をそちらに払いますよというような話は一切しておりませんし、そのようなことはできないことなので、現実的にはないと。

○北方貞明議員 おたくは今、違うと言いましたけれど、さっきもこれで私はキレたと言いましたよね。だから、僕は言われたときにすぐに自分でメモをしたんです、それは。ということは、言うた、言わんということになるから。本来なら録音機、ボイスレコーダーがあれば一番いいんでしょうけれど、そういうのを持ち合わせていないから。だけれど、法的なそういう根拠はあるわけですよ、そういう開発をするために現所有者である僕を差しおいて登記人のほうに交渉していくというのは。それは法的根拠があるから言うわけですね。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほどから申し上げておりますけれども、土地に関しては、きちんとした登記がございます。北方議員が言われます現所有者、納税管理人というものは、あくまでも納税管理人を特定することを目的としたものであって、このものを受けて我々が用地交渉を行ったり、土地の売買を行うことは違法になりますので、まずは確実に法的な登記をなされている現所有者としての位置づけを確立されない限りは、我々としては交渉は一切できないということでございます。

○北方貞明議員 先ほども言いましたように、何遍も何遍も。これは50年前の書類ですと。これで明らかに売買したというふうにして書いてあるわけです。それを差し置いて、登記人のほうと今後される予定ですか。

○企画政策課長（角野 毅） そのような売買契約といったようなものがあって、そして名義が北方議員の名義になっているのであれば、

我々も当然、北方議員と調整をいたします。

北方議員が言ってらっしゃるその書類は、非常に重要な書類だと思いますので、ぜひ北方議員の名義にするために御活用いただけると、より有利な証拠になると思いますので、その際には活用していただければと思います。

ただし、現段階で私どもが北方議員と用地交渉、金銭の交渉、売買の交渉を行うことはないということでございます。

○北方貞明議員 あのですよ、最初、前に返りますけど、私はこの土地に関しては、こういういわくつきの土地だからいいですかと、これも見せたよな。見せましたよね。これを持っていて僕は話したんですから。

そしたら、いいですよと、そういうものは全てこちらでやりますからということで、それではお願いしますと、これをちゃんと見とりますよ。そうして言われたから。そして、今度は登記人のほうにしますよと。それはちょっとどうしても僕は解せんとですよ。

○企画政策課長（角野 毅） このような個人的なことを議場の場で言うのはいかがなものかと思っておりますけれども、議員自ら言われておりますので、お話をいたしますけれども。

まず、その書類は持ってこられましたけれども、我々はその中身を見せていただきましたけれども、そこで我々が確実に理解したものは、北方議員が現在の所有者ではないと、名義、法的な手続の中での地権者ではないということを確認をさせていただきました。

その中で、北方議員の、例えば、そのことを自分のものにするための裁判経費といったようなそういうものを含めて、我々が全て責任を持って行いますということは話してはおりませんし、それは個人の資産形成に当たる部分ですので、当然、公的な部分の資金で行うことはできません。

ただし、北方議員が現所有者の方と相談をし

て、現所有者のもとに売買契約を行うための、お知り合いということでございましたので、そういうお話をさせていただくために行っていただく旅費でございますとか、そういった部分については、我々のほうがきちんと準備をいたしますので負担をかけないようにいたしますよというお話はしております。そこはきちっと区別をしてお話をさせていただいておりますので、現在、その裁判経費を出してくれないことにいら立っていらっしゃるという話を私は聞いておりますけれども、そのようなことはないということでございます。

○北方貞明議員 あの前裁判費用とは僕は言っていない。ただし、来た人が四、五十万ぐらいかかるということは、向こう、おたくのほうから言われました。それは間違いのないと思うんですよ。僕はまず裁判費用とは言ってません。

○企画政策課長（角野 毅） 裁判費用に関しては、我々もどのような手順でどのような経費がかかるかというのは、当然お調べをして、お話をすべきことだと考えておりますので、当然、実際にどの程度の費用がかかって、どの程度の期間がかかって、その手続が終了するものなのかというものは確認をして、北方議員のほうにお教えした経緯がございます。

○北方貞明議員 そしたら、もうおたくのほうでは結論は出てますね。ということは、登記人のほうと接触するというふうな結論が出るとですね。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほどから何回も申しておりますけれども、北方議員は、非常に本来の現所有者、土地の所有権のある方になる資格をお持ちであろうということは認識しております。ですので、北方議員は当然、売買で購入したということも自分の中では書類としてあるんだということを言ってらっしゃいますので、その法的な手続をとっていただき、そしてその名義が北方議員の名義になった折には、

北方議員と当然、売買の交渉について入らせていただくということになります。

○北方貞明議員 この土地は、今度は私的なことをちょっと言いますけども、これで終わりますが、私的なことをちょっと述べさせていただきます。

この土地を求めたのはですね、僕が求めるに至ったのは、うちは家庭は出稼ぎ家庭だったんです。それで、そのときにうちのおやじが、私たちが少しでも生活ができるようにとって、その出稼ぎに行ったお金で土地を求めて、それで私たちは少なくともそこで生活し、命をつないだど、大げさになるかもしれませんが、したわけです。だから、そこら辺はものすごく愛着があるんですよ、僕らにしても。そういうのを、余りにも簡単に登記人のほうと行きますよと言われたら、気持ちを逆なでされたような気がして、ものすごく腹立たしいわけなんです。

あの当時は、今の土地からすれば、価値は下落してますから。だけど、昭和の30年代は右肩上がりの土地やったから、今のレベルでしたらかなり高かったということは小さいときに聞いております。だから、そういうのを僕らが一生懸命、そういうふうに親子で生活してきた土地を、そういう簡単に僕の代で手放すのを、親に対してすまんという気持ちもあるんですよ。

だけど、皆さん方が、垂水市の策定に寄与するんだったら、お手伝いしますよってこういうふうに同意書もしとるわけです。決して、私はこの開発には反対はしていません。協力はしたいところはします。

だけど、今まだ僕は納得行かないから、当分の間、この件に関しては考えさせていただきますよということで、この質問を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、13番、篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 お疲れさまでございます。早

速、質問に移らせていただきます。

先ほど、働き方改革という北方議員の質問がございましたけれども、働き方というのは、いろいろあるかと思いますが、11月30日、先ほど気がついたんですけれども、土地開発公社の理事会がございました。現在、南の拠点事業の工事が着々と進んでおりますが、今進んでいる工事の予算の内訳、公社の部分、また一般会計の土木の部分の内訳をお示しく下さいとお願いをしたはずでございます。まだ2週間たっても、お返事がないわけですが、市長、お答えができたなら、指導は、どういうふうに職員の指導はなされているのかお答えいただきたいと思います。

それでは、以前からお願いしております漁礁設置についてを質問いたします。

市長は、就任以来、6次産業と観光振興を施策のトップに挙げられ、特に水産業の6次産業化の推進や観光振興のための修学旅行生による漁業体験の充実など、水産振興における事業には御尽力されております。

しかしながら、漁業体験等を中心とする修学旅行生の観光振興については、ここ近年は桜島の警戒レベル4の引き上げや、昨年4月に発生した熊本震災、また9月の台風16号の自然災害により、修学旅行生の受け入れが減少しているとお聞きしております。

また、水産業におきましても、「統計たるみず」を見ますというと、年々右肩下がりで水産業の水揚げ量が減少し、将来、深刻な状況になるのではと、大変危惧をしている次第でございます。

本市の基幹産業である水産業、特に養殖業のカンパチ養殖においては、生産量日本一でもあり、また、ブリ養殖においては、北米を中心に生産量の約60%、金額にしますと40億円程度、国外輸出しておるとお聞きしております。日本有数の養殖産業が盛んな地域とも言われておりますが、一方、養殖業以外の漁業、特に底引き

網を初めとする小規模漁業や、一本釣りを主としている生計を営む漁業者は、近年の温暖化等による異常気象や海水温度の上昇、それに伴う水揚げ量の減少、また燃料の高騰による影響、さらには高齢化や後継者問題などによりまして、10年間で約100名の個人漁業者が廃止や廃業をされたとも関係者からお聞きしております。今後、このような状態が続きますと、一層廃止、廃業に拍車がかかりまして個人漁業者が激減するのではないかと大変心配をしております。

市も漁業者、特に一本釣り漁の方々を支援する対策事業だと私は考えておりますが、昨年度から実施されております漁礁の設置事業につきまして、お尋ねをいたします。

この事業は、予算といたしまして100万円でございますが、事業の内容と事業の目的及び効果、また漁礁設置場所、種類についての協議、特に地元漁業者の意見が反映されているのか、さらに、いつごろ設置されるのか、お尋ねをいたします。

続きまして、垂水南中学校の閉校記念碑についてお尋ねをいたします。

私も今回10月に同窓会があったり、卒業生の皆さんに大変お叱りを受けているわけですが、校門横に北側を向いて設置をされておりますが、国道から見えるように設置できないかと、多くの卒業生に、先ほど申し上げましたとおり、お叱りを受けておりますので、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、これは私も含めまして、地域の方々のお願いでもございます、柗原小学校の海岸整備でございます。

行政連絡会でもお願いがあったと思いますけれども、返事が来ないと、行政連絡会でただ言ったばかりで返事が来ないというようなことで、役所の仕事に、これはやっぱり働き方改革、ゆっくりするのが働き方改革じゃないと思うんですよね。もっとこういうことにも取り組んで

いただきたいと思います。

柗原海岸は全長約2キロ、その海岸で昔から数々の行事が行われ、子供たちの遊びの場となっております。また、伝統行事「おろごめ」や浜駅伝、ジョギング大会、砂像づくり、キャンプ、朝夕のジョギング等の場所でもあります。

沖合にテトラ工事がなされた後、浜の幅が狭くなったところや広がったところもありますけれども、現在でも四季折々に行事や活動が続けられております。

その浜が、海岸線は年2回の浜掃除できれいになっておりますけれども、どうしてもこの、人力ではできないところが柗原小学校の浜、海岸でございます。約250メートルほどでございますけれども、どうかこの場所を、重機を投入していただいて、整備していただきたいと、多くの学校関係者、また地域の方々からお願いがあるようでございます。

また、環境が整えられるというと、現状、浜に上がってきた亀が産卵場所を探しても場所がなく、とぼとぼ海に引き返しているとお聞きしております。そのウミガメの産卵場所にもなりますので、どうかこの場所を整備していただき、子供たちがのびのび遊び、行事ができるよう整備していただけるよう、くれぐれもお願いしますという言葉いただきましたので、市長、よろしく願いをいたします。

それと、次に土捨て場でございますけれども、これも前、委員会でお願ひしたんですけれども、お返事がないので、お返事があれば、わざわざ一般質問で質問する時間はいただかなくても済むわけですが、また、質問をさせていただきます。

以前の一般質問における答弁で、土捨て場は山に返すと答弁だったわけですが、返すなら返すなりに今後の計画を作成すべきではないかと、お尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

それでは、最後になりますけれども、交流人口につながる交流施設、交流事業を展開されているが、どのように検証をされているか、お尋ねをいたします。

まず、市長が公約といたしまして、「元気な垂水づくり！1.経済・2.安心・3.未来からなる3つの挑戦！」を挙げ、特に経済への挑戦として、交流人口の増加に御尽力をされておられます。

この政策実現のため、交流施設として位置づけられている道の駅たるみず、森の駅たるみずが、これまでどのような交流事業が展開され、どのような検証が行われたか、お聞かせいただきたいと思います。

また、未来への挑戦という公約のもと、スポーツ振興策といたしまして、このたび、たるみずスポーツランドが10月1日にオープンをいたしました。垂水中央運動公園の各施設は、市民の健康増進、交流人口の増加を図るための建設改修であろうかと思いますが、今後の事業展開についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 篠原議員のほうから、資料の提出ということでお話がありました。指示、命令系統のお話であろうかというふうに思います。

資料等に関しては、出せるもの、出せないもの等はあることは御理解いただけたと思いますけれども、出せるものはできるだけ速やかに提出をしなきゃいかんというふうに思っております。

また、その相談受けに関しても、私の知りうる範囲内で、例えばこういう公の場とか、こうやりますということに関しては、しっかりと責任を持って対応していかなくちゃいけないというふうに思っております。できるだけ、以前も御指摘がありましたので、そういったものに関しては、しっかりと、その後どうなったのかとい

うところも含めて、しっかりと対応するようという話はしておりますけれども、足らざるところがあれば、また改善をして、しっかりと対応するようしていきたいというふうに思います。

○水産商工観光課長（森山博之） 篠原議員の御質問にお答えをいたします。

漁礁設置事業であります広域漁業整備事業は、議員御指摘のとおり、昨年度から実施をいたしております。本事業の負担率は、国が10分の5、県が10分の4の補助があり、市の負担は1割と、大変有利な事業でございます。

本年度の全体事業費は、1,000万円を予定をしており、市の負担は、1割の100万円を予算化いたしております。

事業の目的及び効果につきましては、漁礁設置等による広域的な漁場の整備を行い、水産資源の維持、増大と、漁業経営の安定化を図ることを目的としております。また、その効果につきましては、漁礁を設置することにより、海底部の海流が上昇し、光合成を行う植物性プランクトンが海面付近で発生をいたします。これを捕食する動物性プランクトンが増え、その食物連鎖により魚が増え、新たな漁場が形成をされることにより、水揚げ量が増加し、漁業者の所得向上並びに経営の安定が図られるものと考えております。

次に、漁礁の設置場所及び石種類の協議、特に地元漁業者の意見が反映されているかにつきましては、垂水市漁協が地元漁業者から漁礁設置に関する要望を募り、希望があれば、地元漁業者と協議の上、両者が最適と思われる漁場に漁礁を設置することとしております。

さらに、漁礁の種類につきましては、以前設置をした漁礁と比較し、集魚効果や水揚げ量の実績の高い漁礁を、地元漁業者と漁協が協議し、選定をしております。

なお、最終決定は、県が委託をしております

設置委員会が行いますが、これまでの事例では、地元の要望に沿って設定場所に漁礁が設置されております。

なお、今回、地元の漁業者及び漁協より要望がありました漁礁は、縦6.7メートル、横6.7メートル、高さ3.5メートルのシェルナース3.5型と呼ばれる漁礁2基と、縦3.6メートル、横3.2メートル、高さ2メートルのセルブロックと呼ばれる漁礁6基を、柘原地区沖、水深約43メートルに設置する予定でございます。

最後に、設置につきましては、昨年度、牛根境沖に設置した時期が年度末でありましたことから、県に対しまして、今年度は早期着工ができないか要望をいたしました。発注時期につきましては、製作等の工程により、昨年と同時期になる見込みであるとの回答をいただいております。

以上でございます。

○教育総務課長（池松 烈） 篠原議員の、垂水南中学校の閉校記念碑につきまして、お答えいたします。

これまでの経過を大まかに報告させていただきます。

平成26年4月に、株式会社財宝さんからの進出計画提出の後、垂水南中学校跡地利用計画に係る住民説明会、新城地区、柘原地区及び南中学校閉校記念事業実行委員会から、記念碑移設に関する意向、要望が上げられていたところでございます。

平成27年に入りましてからも、閉校記念実行委員長をはじめ、柘原地区行政連絡会、県外からの帰省者からの再設置に関する要望があり、平成27年10月6日付、その当時の教育長名で、株式会社財宝代表取締役社長宛てに、再設置に係る要望を文書にてお願いをしているところでございます。

内容的には、設置場所を敷地入り口北側へ、配置イメージ図は別添イメージ図のとおり、工

場新設時に駐車場を整備される際は、記念碑来訪者が利用させていただけるような配慮をしていただきたいなど、6点のお願いがなされております。

その後、平成28年3月末時点での再設置確認後、現在に至っているところでございます。

自分の巣立った中学校があった場所を大切に思い、そして、そこでさまざまな思いを浮かべるなどの母校愛は、皆さん同じであると考えます。しかしながら、現状の記念碑の向き等を考えますと、民地への立ち入り等が頭に浮かび、足を踏み入れられることに戸惑い、ちゅうちょなされるお気持ちもあられるのではないかと思います。

そこで、議員御意見を参考にしながら、卒業生や閉校記念実行委員長の意見を聞いてみたいと思います。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 3番目の、柘原小学校前の海岸整備についてお答えいたします。

御質問の柘原小学校前海岸の草木でございますが、全長が約250メートル、幅が約20メートルあるようでございます。ここの海岸部分は、海岸保全区域の垂水地区海岸として、県の管理となっておりますので、大隅地域振興局へ問い合わせましたところ、草木があることで周辺家屋や国道220号への砂の飛散防止になっていること、防災対策上問題がないことなどにより、県での除去対応は難しいとのことでした。

しかしながら、環境や景観面での問題があることから、地域の子供たちが砂浜での遊びで触れ合える場や、特に伝統行事であるおろごめをこの場で行いたいとの計画も要望の中にあるようでございますので、市としましても、地域からの強い要望があることを伝えましたところ、地域の皆様方がボランティアで実施されるのであれば、県が支援するみんなの水辺サポート推

進事業で、海岸の除草作業も対象になるとのことですので、活用していただければいいのではないかと思います。

この事業では、県管理の河川や海岸が対象であり、100メートル以上、年1回以上の美化活動をしていただき、年間上限3万円で、混合油、軍手、草刈り機の替え刃、鎌、飲み物代や重機、運搬車両のリース料、収集した草木等の処分手数料が対象で、補助金とは別に、ボランティア保険料も助成していただけるようでございますので、活用していただければいいと思います。

現在、この事業では、水之上地区の本城川とか市木地区の河崎川も堤防の除草作業を実施されて、積極的に活用されておりますので、ぜひ活用していただければいいと思います。

次に、4番目の土捨て場の今後の整備についてでございますが、議員御指摘のとおり、年間計画を作成し、年次的に実施すべきではないかとの御質問でございますが、残土処分場がほぼ満杯になっておりますので、残土処分場の土砂が流出しないように、平成26年度に幹線となる排水路の敷設工事を実施いたしました。

計画といたしましては、北側の排水路敷設と、場内の調整池を整備する計画としておりますが、少しでも計画どおりの実施ができるように、関係課とも協議してまいりたいと考えております。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 交流施設、交流事業の検証についての御質問にお答えをいたします。

道の駅たるみずは、道路を利用する方々に良好な休息の場を提供するとともに、垂水市の地域情報の発信、地域の特産品の展示及び販売等により地域振興を図り、また地域間の交流促進による観光振興を行うことにより、地域の活性化を促し、あわせて市民の健康増進と福利厚生を図ることを目的に、平成17年4月に開設した施設でございます。平成23年10月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営

を行っております。

利用者数につきましては、平成27年度、平成28年度におきましては、自然災害を起因とした利用者の減少があったものの、年間平均約75万5,000人の交流人口があり、中心的役割を果たしているものと考えております。

検証につきましては、現在、全国にあります道の駅、1,134カ所でございますが、旅行サイトや雑誌で上位にランクされた実績や、創業祭、子供夏祭り、収穫祭、さらにはグラウンドゴルフ大会など開催し、地域と密着した取り組みもなされておりますことから、設置目的を十分達成しているものと考えております。

また、垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設につきましては、これまで生じておりました約300万円の赤字解消に向けて、公募の結果、平成28年度より株式会社財宝と管理運営に関する協定書を締結し、指定管理を行っております。

平成28年度は、指定管理者の選べるめん流し、マス釣りなど、さまざまな取り組みや、近隣民間施設との連携により、猿ヶ城全体の交流人口は、平成27年度に比べ、約2.5倍に増加しております。

また、昨年度9月に発生いたしました台風16号の影響により、周辺施設が大きな被害を受けたにもかかわらず、森の駅自体の来館者数及び宿泊者数は約5万人と、前年の約2.3倍の実績であるとの報告を受けております。

平成29年度におきましても、来館者及び宿泊者数ともに、前年度を上回る実績となる見込みであるとの報告もいただいております。

このようなことから、民間の経営能力や創意工夫を行い、利用者に対するよりよいサービスの提供が行われているのではないかと考えております。加えまして、地域情報の発信並びにスポーツ合宿等の活動拠点としての役割も果たしているところでございます。

今後とも、検証につきましては、指定管理期間3年を経過する時点におきまして、協定書に基づき、管理運営や維持管理、さらには来館者数や宿泊者数等の実績などの状況を総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 篠原議員の御質問にお答えいたします。

まず、垂水中央運動公園内各施設の改修状況等についてでございますが、旧陸上競技場を多目的利用型施設へとリニューアルいたしました。たるみずスポーツランドの整備をこのたび完了し、また昨年度、平成28年度においては、庭球場のテニスコートの整備も行いました。

現在においては、市体育館を国体への対応も含め、安心安全な施設として、また施設の機能と魅力を高めるため、耐震化や外壁改修、その他、照明、床、会議室等の改修を計画しているところでございます。

これらの施設の改修や整備に当たっての基本的な考えといたしましては、平成25年度において御審議いただいた、同公園のあり方検討委員会におきまして、少子高齢化などの時代の変化や建設当時とは異なるスポーツ利用状況の変化への対応が、今後の施設整備に求められるとともに、スポーツ大会等の誘致の検討として、市の活性化を図る上からも、さらにスポーツ合宿等の交流人口を増やすことにより、経済効果を図ることが求められているとの提言をいただいたところでございまして、それに沿った改修や運営に努めているところでございます。

篠原議員御質問の交流人口増による検証につきまして、各施設の整備後の利用状況等により、説明させていただきます。

まず、たるみずスポーツランドにつきましては、10月1日オープン以降の利用状況を見ますと、これまで御利用いただいていた大会はもちろんのこと、新たに球蹴男児アンダー16

リーグ、アンダー15サッカー九州ユース県代表決定戦、シニアサッカー大会、全日本少年サッカー大会県予選と、昨年まで垂水市で開催されていなかった大規模な大会が開催されました。

また、ソフトボール競技においては、新たに肝属地区少年ソフトボール大会が開催され、約30チーム、選手関係者を含めて約500人が参加されました。関係者からは、ソフトボールの試合場が8面とれるようになったので、このような大会ができたとか、市外の方からも、広くて使いやすいとの声をいただきました。

これらのサッカーやソフトボール競技の10月以降の新しい大会分だけでも、利用者は約3,000人増えております。

また、グラウンドゴルフ競技においても、10月4日にオープニングイベント関連事業として実施いたしました第1回垂水グラウンドゴルフ大会の際にも、参加者からよい施設ができたとか、これで特別ルールを設けることなく、大きな大会が垂水市で開催できるなどの声をいただいたところでございます。

また、12月1日には早速、第33回大隅ミート杯垂水市グラウンドゴルフ協会大会が開催され、59チーム295人の方に御利用いただきました。

今後、たるみずスポーツランドの予約状況を見ますと、垂水アンダーテンサッカー大会、垂水水協ソフトボール大会、県アンダー13サッカー大会、九州女子トレセンサッカー大会と、新たな大会も含めまして、年明けからも大きな大会が開催される予定でございますので、さらに交流人口の増加が見込まれております。

次に、庭球場につきましても、整備後のテニスコートは、関係者より非常に状態がよいとの声をいただいております。また、鹿児島市の東開コートが、かごしま国体に向けた改修工事が始まり使えないこともあり、ソフトテニスの大会が垂水の庭球場で新たに開催される予定でございます。

この12月には4日間の日程で、南九州中学校選抜ソフトテニス大会男子の部が、ここ垂水市で初めて試合会場となり、男子と女子の部を合わせて、延べ利用者が1,300人と予想されており、今後もソフト競技においても、交流人口が増加する見込みでございます。

このように、利用者が増加した要因として、施設の魅力が高まったことや、スポーツ団体と誘致実行委員会や、水産商工観光課をはじめとする垂水市側のスポーツ合宿の受け入れ体制が整っていること、そして、これまでの誘致活動の成果が出てきたこと、また市内のスポーツ競技団体や観光施設等との連携が効果を出してきたものと考えております。

また、垂水中央運動公園の改修整備を市民の健康づくりや憩いの場として、さらにはスポーツ振興の場として、役割をさらに高めております。

今後も利用促進につきましては、水産商工観光課をはじめとする関係各課や民間と連携を図りながら、交流人口の増加や人事交流の拡大、そして地域及び経済の活性化につながるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫）　ここで暫時休憩します。次は、13時15分から再開いたします。

午後0時2分休憩

午後1時15分開議

○議長（池山節夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、篠原静則議員の質問を許可します。

○篠原静則議員　2回目ですけれども、その前ですので、企画課長も市長の言うことは早速聞いていただきまして、ありがとうございます。私の言うことを聞かないで、どうも。

漁礁設置についてでございますけれども、漁業者や漁協の意見を聞き、漁業者が必要とする、

漁協が必要とする場所に設置されることは非常によいことだと思っております。

私がかねてより、市民の意見、市民の要望を聞きながら、市民のために働く、これが本当の行政、市職員の役目だと思っております。

今後も、事業の実施に当たっては、漁業者や漁協の意見を聞きながら進めてもらいまして、少しでも漁業者の所得向上や経営の安定化に努めていただきたいと思っております。

最後に要望ですけれども、農業者関係については就労支援に関する補助金ができていると思っておりますけれども、水産業については支援がないようでございます。本市は養殖業が盛んであり、会社形態、法人が多いかと思っておりますが、なかなか厳しいかもわかりませんが、一本釣りに関しては個人的なものでありまして、支援ができるのではないのでしょうか。

支援としては、漁船の購入の一部支援、漁具の購入の一部支援、さらには後継者育成等を実施しているところもあるようでございますので、先進地をよく参考にいただき、漁業者の方々にも就労的な支援ができるよう、施策を考えていただきたいと思っております。

ぜひ頑張ってくださいたいと思っております。これは要望ですけれども、要望は終わりじゃございませんで、また二、三カ月後にはお答えをいただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、南中の閉校記念碑でございますけれども、教育委員会の総務課長が答弁なさったわけですけれども、私的には、もう教育委員会じゃないのじゃなからうかと思うんですけれども、教育委員会になった経緯を誰か教えていただければ。もう教育委員会からは手が離れているんじゃないかと、私的には思っております。いや、教育委員会だといえ、それでいいので。

**○副市長（長濱重光）** 26年の6月19日であったと思っておりますけれども、南中跡地を市のほうか

ら株式会社財宝さんのほうに売買契約をして譲り渡したわけですけれども、そのときにまず思いましたのは、私も南中の卒業生ですけれども、あの記念碑がどうなるんだろうかということを実先に心配をいたしました。それが教育委員会の教育長としての立場でございました。

その後、閉校の実行委員会の皆様も御心配をされて、当時の教育委員会の教育総務課長のほうにおいでになって、どうなるんでしょうかということで、問い合わせがあったのを記憶しております。

そのときも、私自身も、あの土地が行政財産から普通財産に変わってございましたので、教育委員会で担うべきなのか、それは自問自答したことは確かでございます。

しかしながら、あそこが南中学校の卒業生にとりましては、やはり母校でありますし、そしてまた卒業生の皆様方の思いというものが、非常に強いものがございます。

そういうことを考えますと、やはりあの時点では、教育委員会で担って、また教育的観点からも、当然、実行委員会の皆様方や卒業生の皆さんの御期待に添えるのが役割ではないかなということで対応をさせていただきました。

今後のことにつきましては、今、篠原議員からもそのようなお考えもございまして、そういったことも含めて、また担当課等もどこにするのか、このまま教育委員会でいいのか、また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** 今、副市長のお考えをお聞きしました。

先ほど申し上げましたとおり、私的には、もう教育委員会から離れているんじゃないかろうかと考えておりますけれども、結論を言いますと、どこがしても卒業生にとってはいいわけですよ。ぜひ、閉校記念碑については、前向きに対応し

ていただきたいと思いをします。

幸か不幸か、議場に南中卒業生が五、六人いらっしゃるようですので、南中の卒業生の方に、この閉校記念碑はこのままでいいのか、どうすればいいのか、かねがね関心があると思いをしますので、お考えがあれば教えていただきたいと思いをします。

**○総務課長（中谷大潤）** 私も南中の卒業生ということで、実はことし還暦でございまして、先月10月25日に、南中の還暦同窓会をしたところでございます。

そのことにつきまして、ここにいる土木課長も私と同級生ということで、一緒に実行委員会つくって、同窓会いろいろしたところですけども、まずやはり、南中の跡地というのは、我々も地元に残る人間として非常に気になって、市外、それから県外から帰ってくる同級生も、多分気になるだろうということで、10月25日の1カ月前に記念碑を見に行きました。

というのも、やはりせっかく気になって跡地を見に行く同窓生がいたら、やっぱりきれいにすべきじゃないかという意見があったので、見に行ったわけです。

そしたら、きれいに草が払ってあって、ちょっとびっくりしたところでもございまして、ただそれが、1週間、10日ぐらい経っていたのか、ちょっとやっぱり気になる箇所も、やっぱりもう1回直前にやっぱりせにゃいかんよなということを実行委員会で話をしたところなんです。そこで、1週間前にまた見に行ったら、またそれよりきれいになっておりまして、財宝さんがちゃんと維持管理してくれているんだなということで御礼の電話だけはしたところでもございました。

そこで、同窓会のときに私の市外、県外からの友達に会い、南中跡の話をして、それから一応気になる人は記念碑があるので見に行ったらどうですかということも話をしました。そしたら、もう既にやはりもう気になって見に行った

同窓生もおって、いいのを建ててもらったなという、私につきましてはそういう意見がありまして、我々も、私も何回か見ているんですけども、売却した当初はなかなか建ててもらえずに、イライラというか、個人的にいろいろ思うこともあったんですけども、最近はきれいに建立されているようで感謝しているところでしたが、私の同級生もいい具合に建てていただいているなということを言っていたようでございますので、同窓生としても非常にうれしいことであると思っております。

**○篠原静則議員** 全員の卒業生にお聞きしたいわけですが、時間が足りませんので総務課長が代表でしていただいたということにしたいと思いをします。

卒業生の来る方の御意見を聞けば、今現在の設置してある場所に人様のお屋敷に入らないかんわけですよ。それがなかなか苦痛であるというようなことで、ぜひ表を向けられないかとか、あそこの場所がちょっとだめならば、西側の角はどうかとか。いろんな御意見を聞いております。そこら辺で執行部といたしまして、移転した場合とか、向きを変えた場合とか、それ相当の予算が必要と思いをしますが、そんな見積りなんかはされたことはないのか、お聞きいたします。

**○教育総務課長（池松 烈）** 当時の経緯から言いますと、財宝さんのほうで実施をしていたということで、うちのほうでは見積もりをとった経緯はないようでございます。

**○篠原静則議員** ぜひ会社側に負担をかけるのも厚意で設置していただいたということでございしますが、もし今後そういう移転とか向きを変えろとか、やっぱり市のほうで予算化してこうしてしますから協力していただけませんかというお願いをするべきじゃなからうかと思っております。

もし、そういうことが実現するようであれば、

その記念碑の後ろに市の木とか市の花を植えるような計画をしていただきたいと思います。

これはこれで終わります。市長、よろしくお願いたします。

○議長（池山節夫） 市長、答弁はいいですか。はい。

○篠原静則議員 それから、椋原小学校の前の海岸の整備でございますけれども、先ほど課長のほうから答弁がございましたけれども、県のほうである程度助成してやってくださいませんかということで、これ私、想定内でございまして、市で何か協力できないかということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池山節夫） 答弁が要りますね。

○篠原静則議員 はい。

○土木課長（宮迫章二） 市のほうで協力をということだと思っておりますが、私も現場を確認しているわけなんですけど、大分、250メートル間は茂ってあるようであります。それから、50メートルぐらい南に行けば、まだかねて管理をされているのか、そこまでまだ高くないようですので、そこについてはある程度できるのではないかと思います。

しかし、全て市のほうでということにはちょっとなかなか厳しいところもございまして、やはり地元で作業すれば、ある程度の協力はできるのではないかと思います。

○篠原静則議員 このことについて市長、お尋ねしますが、かねがね青少年育成に結構言葉が出るわけですが、そういう観点からもぜひあの浜をきれいにさせていただいて、青少年の活動の場にさせていただきたいと思うわけですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 私も地元でございまして、現場の状況はよく理解をしております。

先ほど土木課長のほうでほかの事例を申し上

げてこういう形でやっておられますというお話がありました。

ただ、地元の皆さんだけで難しいという状況もあるんだというふうにも理解をしておりますので、どちらかだけということではなくて話し合いをしながら、協力しながら条件を整えればきれいにしていくというのは十分検討できることだというふうに思っております。

○篠原静則議員 ぜひふるさと納税などを有効に使っていただいて、これはもう市長、政治判断だと思っております。だから、市長のやる気、やれというような判断、それと土木課長が先ほど答弁されましたけれども、これも県がこう言ったからじゃなくて、かねがね県とのパイプがあるとされるわけですから、パイプを有効に使って前向きに進めるようにしていただきたいと思っております。

時間もないですけれども、こういうこの海岸でいろいろな行事がされておりますけれども、ちょっと紹介させていただきます。

学校行事では6月に海岸清掃とか、浜辺を利用したサンドクラフト制作、7月には魚釣り大会、また漁船の乗船体験、それから12月には小学校の1,600メートルから2,000メートルの持久走大会があるようございます。また、3月にはお別れ遠足をかねたカレーづくりとか、砂浜で遊んで行事があるようございます。

また、育成会の行事といたしましては、毎年1月2日に新年の健康を祝う行事として椋原海岸を走る小学校親子海浜駅伝が現在でも40数年続いておるのは御存じのとおりでございます。現在では、小学校の児童数が少なくなりまして、振興会チームとか消防団チーム、中学生チーム、高校青年チームなど、多くのチームが結成されて実施されております。また、この浜歩き、この駅伝が済んだ後、城山学園の生徒さんとか老人クラブさんとか一緒になって浜歩きがなされております。

また、おろごめも四百四、五十年前から行われているようでございます。また海遊び、これも親父の会なんかが中心となってやっているようでございます。

こういうふうに小学校の下がきれいに復活させていただいたら柘原の人だけじゃなくて市内外の方々が遊ぶような広いスペースがあるんじゃないかなろうかと考えておりますので、市長、ひとつよろしく願いをいたします。これは終わります。

次に、土捨て場についてでございますけれども、現在は仮置き場状態であるわけですよ。もう大体、捨て場、捨て土、そのスペースはもうなくなったんじゃないかなろうかと。ただ、行政の勝手に、ただシラスを仮置きしてあって、あれは何すつとよっち言えば、南の拠点に持って行くんだとそういう感じで土捨て場を、ちょっと産業委員会でもお願いしているわけですから、いついつどうして山に返すとか、いや、転用ができるようになりましてとか、そういうのがあれば別に質問をせんでいいわけですが、この仮置き場状態が今後どうされる気かお尋ねいたします。

**○土木課長（宮迫章二）** 今、議員の言われますように残土処分場はもう少しで満杯になるわけなんです、今のところは、例えば上野台地の草刈りをするとか、各振興会の草刈り、学校関係の草刈りをしたときに今仮置きをして、最終的には処分をするようにしているわけですけど、それとか、今現在は大型ダンプが土砂を運搬しているところでございますが、今現在は急傾斜事業の工事の土砂を仮置きしまして、南の拠点で盛土材として再利用するために運搬しているところでございます。

1回目でもお答えをしましたが、あとは残土処分場の最終としましては、今幹線の配水は整備してありますので、下側の配水とか、あとは調整池をつくって植林をした上で山に返すとい

うふうになっています。

**○篠原静則議員** ということは、まだ計画はできていないということですね。

**○土木課長（宮迫章二）** 今の計画の中では、計画はある程度つくっております。ただあともう少し高さが東側のほうに盛って行くということになりますので、それを見ていただいて計画の高さにきた段階で調整池をつくって排水路の整備をしたいと考えております。

**○篠原静則議員** 山に返すなら山に返すなりの計画を作成すべきだと考えるわけですが、今現在、クロガネモチ、それからツツジが一部植えてあります。それも管理が全くできていないんで、草が巻きついている状態でございます。そういう感じの現在でございますけれども、それを山に返して管理ができるかと私は思うんです。何かいい方法はないかと。山に返せば、前も言ったかと思うんですが、鳥獣害の繁殖地になるだけで、いいことはないなと自分は考えておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

私、この土捨て場に関しては開設当時から用地交渉とか携わっておりまして、面積が3万6,440平米、山の登記面積はこんだけですけれども、実績面積はまだ広いと思うんです。山の場合。それで地権者が33人でありました。大体、自分の周辺の方でございましたんで、用地交渉もお手伝いしたわけですが、そういう中でこういう地権者の魂が入ったこの土地でありますので、やっぱり大事に計画を立てて使っていただきたいと思います。

土捨て場については、これで終わります。

最後になりますけれども、交流人口の検証についてお答えをいただきましたけれども、運動公園をはじめ、道の駅、いい方向で検証されているようでございまして、何かデメリットは全然ないように聞こえたわけですが、まず簡単に、もう時間がございませんので、丁寧に

簡単に御答弁していただきたいと思います。

稼働状況とか経営状況、こんなのはどういう視点から検証されたのかお尋ねいたします。

○水産商工観光課長（森山博之） 稼働状況ということでございますが、道の駅たるみずにつきましては、ほぼ年中無休で稼働しております。その稼働状況という、1年間にどれぐらい稼働したかというようなことにつきましては、なかなか今、現在ここで細かい数字は持っておりませんが、基本的には年中無休で稼働しておるといふうなことで御理解をいただければと思います。

○社会教育課長（野嶋正人） 中央運動公園の稼働状況につきましては、年末年始を除いては開館しております、休館日を除いてということで御理解いただきたいと思います。

○篠原静則議員 次に、スポーツ合宿などにより森の駅と運動公園の連携は、感じたところうまくいっているように思えるわけですが、道の駅と運動公園はどういう感じなのか、検証されたことがあるのか、お尋ねいたします。

○水産商工観光課長（森山博之） 運動公園と道の駅たるみずの関係でございますが、御承知のとおり道の駅たるみずには宿泊施設がございません。そうしたことから、運動公園利用者が道の駅たるみずで昼食あるいは夕食をとることがあるかとは思いますが、実際のところ、その辺の因果関係につきましては、申しわけございません、把握をし切れておりませんので、この程度の御答弁で御理解いただければと思います。

○篠原静則議員 観光課長が一人でもう十分な感じでございますけれども、企業の経営については、それぞれの企業のノウハウ、経営感覚が存在すると言われますが、これまで経営体の違う企業が指定管理者になっていた道の駅と森の駅は、本市の交流人口増のために北の拠点、中央の拠点、点を線でつなぐ経営の交流、実践、

普通にいえばしっかりとお互いが協議し納得の上で一緒にやってきていかなきゃならないと思いますけれども、自分の我がとこばかりというようなことはなかったのか、お尋ねいたします。

○水産商工観光課長（森山博之） 御承知のとおり道の駅たるみず並びに森の駅たるみずにつきましては、水産商工観光課で所管をいたしております。今度新たに建設予定であります南の拠点、3つの施設につきましては、当然、これまで2つでありました施設が3つになるわけでございますので、当然緊密な連携を図っていき、さらなる交流人口の増加を目指していかなければいけないというふうに強く考えているところでございます。

○篠原静則議員 今回、議案が可決されれば、北の拠点、中央の拠点の指定管理者が同一経営体になり、3つ目の南の拠点とトライアングルが完成するわけですが、交流人口増のためにこれまでの検証からこれからの15年の南の拠点、方向性が合致していくか、3つがいい方向を持って行政と市民が、そして本市への来訪者が納得ができ期待できるものになっていくかと思っております。絵に描いた餅にならないように願っているわけですが、課長のお考えをお聞かせください。

○企画政策課長（角野 毅） 連携につきましてはこれまでもいろいろ協議を行ってきております。また、今回新たに指定管理の議案が出ているようでございます。今後、お互いそれぞれが事業者である意識を持ちながら切磋琢磨しながら、我々もその連携のあり方については、いろいろと提案をしながら協議を進めていきたいと思っておりますので、いい3つの拠点の連携というものを模索していきたいと思っております。

○篠原静則議員 よかふうに行くようにということでございますけれども、やっぱり責任を持

って、かねがねも仕事をしていただきたいなど考えております。

ちょっと昔話をしますと、いろんな方がございまして、やっぱりトップの方が最終的な用地交渉に行くとか、そういうことも考えていただきたいと思います。

最後ですけれども、市長、交流人口の成果が市民にとってどのように影響したのか、成果を生んできているのか、お尋ねいたします。

それと政治は、市民の所得が向上して幸せになることをお手伝いするのが政治の一番の仕事じゃないかと思いますが、交流施設、交流事業で市民の方が大方の方が幸せになったのか、そうとは思わないのか、お答えいただきたいと思います。

最後に、観光課長にお尋ねしますけれども、きのう、千本イチョウの来場者が5万3,300人であったということでありましたが、コンビニエンスストアとか飲食店にお客さんも流れてきたと答弁がございました。そういう中で森の駅、道の駅、そういう流れはなかったかお尋ねしまして、私の質問を終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** 私もそうでありますし、議員の先生方も基本的には同じだと思いますけれども、垂水市がよくなるように、市民の皆さんが幸福であるために、立場の違いを越えてどうしていくのかというのが共通項だろうと思います。

私は今、経済政策として、6次産業化と観光振興への挑戦というのを掲げております。人口減少社会の中で垂水に多くの人を招き入れることによって経済を活性化させて、そのことでいろんな意味でプラスの波及効果をとというふうに考えております。

きのう、池之上議員の御質問にもありました、一定の成果は出ているよねと。しかしながら、課題があるのではないかと。それもそのとおりだというふうに思っております。

例えば、きのう話がありました、この時期の千本イチョウに関しては、期間中約5万3,000人、前後まで合わせますと7万弱ぐらいの人が来ていただくことによって、結果として、いろんな飲食店がもうかったり、温泉に入っていたりしていらっしゃる方もいらっしゃる。そういう意味では、それはプラスの効果だろうと思いますけども。じゃあ、全業種がそうかといえばそうじゃないところもありますので、その辺のところをどうつなげていくかというのが、これからの課題であると思います。

人口減少社会の中で、その辺の知恵を、私は私の立場で課長さんたちと一緒に考え、また議員の先生方の提案もいただきながら、前向きに検討していきたいというふうに思っているところでございます。

**○水産商工観光課長（森山博之）** きのうは池之上議員の御質問にもお答えしましたとおり、全てのコンビニエンスストア並びに飲食店等、電話調査等を行ったわけではございませんが、電話をして聞き取りをしましたコンビニエンスストア全てがお客さんが増えているという報告でございました。

また、道の駅につきましても、通常、特に12月3日につきましては、通常、週末2,000人のところが3,872人来場者がありましたということからしましても、来場者は多かったのかなというふうには認識をいたしております。

**○篠原静則議員** いろいろお答え聞きましたけれども、市民の自然減はしょうがないと思いますけれども、転出ですね、こういうことで人口が減らないような施策を考えていただきたいなと思っております。

終わります。

**○議長（池山節夫）** 次に、5番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

**○感王寺耕造議員** 皆さん、お疲れさまでござ

います。昼食が済んだ後、あと2名ということで、マージャンでいえばラス前です。オーラスのときトップとれるように頑張っている質問していきたいとも思います。質問に入らせていただく前に、ちょっと前語りさせていただきますけども。

財政課長、今、各課ヒアリングで来年度予算の編成で大変な時期を迎えていらっしゃると思っております。各課長とも、あれもこれもという事業出してきた予算獲得ということで、また、我々市議も常日ごろの議会活動の部分で、この事業せんかと、こういう形で持っていったほうがいいんじゃないのという部分でいろいろ事業提案をしているところでございます。

ただ、各担当課も、我々議員の提案も全て聞いておれば財源に限りあるわけですから、本市の脆弱な財源のもとではパンクをしてしまいます。どうか市民ニーズに合った、また、市政の発展、経済発展に合った、また自然災害の備えですね、子育て支援もそうですけども、本当市民ニーズに合った事業なのかどうか、また歳入についても、より有利な歳入をとということで、最後の大事な仕事が残っておりますんで一生懸命頑張っていたきたいと思っております。来年のきちっとした予算案のもとで予算委員会を迎えることを期待しまして、エールを送りたいと思っております。

また、市長も当然ですから、市長のほうも頑張っている指示して、いい予算書をつくっていただけるようお願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず、新城・牛根支所の職員配置と証明書交付事務の取扱件数をお示しください。また、今後、日本郵便、コンビニエンスストアなどへの証明書交付事務の委託の考えはないのか、市民課長に伺います。

次に、農林課長に伺います。本年6月議会で

新規就農者の育成、また農業振興策についての質問いたしましたが、その後の進捗状況についての質問です。K-GAP取得の状況と今後の対応について答弁ください。

また、異業種間連帯、市内飲食店、学校給食等での食材の活用、ふるさと納税の返礼品の活用状況はどうなっているのかもあわせて答弁ください。

また、あわせて商工観光課、企画政策課等との連帯状況と今後の事業展開について、以上3点答弁願います。

また、今年の台風16号災害における農地農業用施設災害の復旧状況について答弁ください。市長は、今年の田植えに間に合うようにと強く指示された記憶しておりますが、いまだ復旧が終了していない農地もあります。復旧が遅れた原因について答弁ください。

以上3点、農林課長に答弁願います。

次に、所有者不明地について質問いたします。本市の所有者不明地の件数について、税務課長答弁ください。

また、今年の台風16号災害でもそうですが、災害復旧時に所有者不明で問題点がなかったのか、土木課長、農林課長あわせて答弁願います。

最後に、南の拠点事業について企画政策課長に伺います。今議会でも再三再四、多くの議員がこの問題について指摘されましたが、また答弁願いましたが、最後の確認という意味でも答弁願います。

まず、土地の取得状況についてお示しください。取得断念した土地、現在交渉中の土地等について詳しく説明願います。また、土地取得できなかった場合、事業に支障は出ないのか、設計変更もあり得るのか、明確に答弁してください。

時間の制約がございまして、担当課長の答弁には修辭句は要りません。明瞭な答弁と、あと耳が最近遠くなっておりますんで、大きな声

での答弁をお願いいたしまして、以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○市民課長（和泉洋一） 新城・牛根支所についての御質問にお答えいたします。

まず、職員配置と証明書交付事務の取扱件数についてでございますが、職員配置は両支所とも現在3名体制となっております。内訳は、1支所当たり週4日勤務の再任用職員が1名、月18日勤務と13日勤務の臨時職員が各1名でございます。

証明書交付事務の取り扱い件数は、平成28年度の実績で、新城支所が有料件数2,362件、無料件数1,205件の合計3,567件、牛根支所が有料件数1,867件、無料件数の141件の合計2,008件でございます。

次に、日本郵政への証明書交付事務等の委託の考えはないかについてお答えをします。

支所の業務は、垂水市役所、支所設置条例施行規則で定められており、証明書等の発行業務を初め、印鑑の登録業務、市税及び税外収入等の収納業務などを行っております。

近年、自治体の住民票の写し並びに税務証明書等は、住基カードやマイナンバーカードを利用して発行できる仕組みが確立されており、一般的にキオスク端末と呼ばれる自動発行機を公民館や駅、郵便局などの公共施設に自治体が設置し発行する仕組みや、コンビニエンスストアが設置する同等の端末で発行する、いわゆるコンビニ発行といわれる仕組みにより、利便性向上の事実は、年を追うごとに進化しているようございます。

本市においては、このような仕組みは導入されておりませんが、両支所の業務は住民票の写し等の発行業務だけではないため、住民サービスの維持向上とコストの両面から、慎重に検討が必要と考えております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 感王寺議員からの農業施策について、K—GAPの取得について、現在の取り組み状況と今後の対応についてお答えさせていただきます。

K—GAP鹿児島の農林水産物認証制度については、消費者に安心して農林水産物を購入していただけるよう、鹿児島県が安心・安全の基準を作成し、その基準に沿って生産したものを、第三者機関が認証する制度となっております。K—GAPの認証期間は1年間でありまして、生産者は毎年認証取得の審査を受けなければならず、その意味でも、高度な安全性が確保されることとなりますので、バイヤーの方々はK—GAPの認証で、産地監査が不要となるため、効率的で付加価値の高い製品の調達が可能になったとの高い評価を得ております。

現在の県での取得状況については、平成29年10月末現在で、43市町村のうち38市町村で取得されており、64品目258団体、個人305件、延べ約1万人が認証を受けておられます。

本市では、K—GAP取得を希望する女性新規就農者の方より、タマネギでの認証取得支援の要請がありましたことから、大隅地域新興局農政普及課と連携して検討会を実施し、取得のための研修や指導を行っております。

来年1月に、県農業農村協会にK—GAP取得のための書類申請を行い、早ければ2月には取得できる予定となっております。本市で初のK—GAP取得農家となる予定でございます。

今後のK—GAP取得のための対応としましては、現在ふるさと納税の返礼品も出品されていらっしゃる生産農家の方々に本制度の説明を行って、取得へ向けた取り組みを開始したいと考えております。

また、垂水市内でも多くの栽培面積がございます、サツマイモ紅はるかでK—GAP認証取得をしていただける農家をお探ししたいと考えているところでございます。

また、今後、技連会だよりなどで周知を図り、K-GAPを取得する農家を増やして認証された安心・安全な農産物を、より多くの消費者の方々にお届けできるように、生産者の方々と連携して取り組み、結果、栽培農家の方々の所得の向上につながるよう努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、異業種間連帯、市内飲食店、学校給食等での食材の活用、ふるさと納税の返礼品の状況、あわせて水産商工観光課、企画政策課等の連帯状況とこれからの事業展開についてお答えさせていただきます。

まず、地産地消の推進を期待できることといたしまして、市内ホテルや飲食店等の3社の方々から今年度に入り、新たに公設卸売市場における買い受け人登録申請があり、これが承認されたところでございます。

新規参入による卸売市場の取引量増加は、市場活性化の観点からも望ましく、新たな買い受け人には、積極的に競りに参加していただくことで、出荷者の所得向上に貢献していただきたいと考えているところでございます。

これが同時に農家の方々が農産物の出荷先の1つとして、卸売市場を見直す動きにつながれば、将来的には市場全体に活気が戻り、ひいては市民の皆様が地元の農産物を食する、あるいは食材として購入する機会が増えるきっかけとなるのではないかと考えているところでございます。

学校給食につきましては、地元農業者団体である、百笑俱樂部が学校給食センターで行われる毎月の定例会において、翌月分の食材の運用の計画等につきまして、栄養教諭らと協議を行っており、季節に応じたさまざまな品目を供給しております。

本市教育委員会学校教育課によりますと、本市学校給食の県内産地場産物の割合は、過去5

年平均で約80%と、県目標の70%以上を大きく上回っている状況でございます。

これは、学校給食に携わる方々の日ごろの努力の成果でございますが、一方で、百笑俱樂部をはじめとした生産者の子供たちへの思いの深さのあらわれであると考えております。

先般、東京都で開催されました、第12回全国学校給食甲子園において、本市の学校給食が全国大会出場を果たし、入賞されておりますけれども、その審査に付されました献立の中の大豆につきましては、水之上の三和営農組合によって、ことし生産された秋大豆を使用させていただいております。

審査の過程では、大豆は食材としてだけではなく、三和営農組合から提供いただいた茎やさや、根の部分を含めた現物を見せることでの活用されております。食育の観点で、他の出場者からも評価をいただいたそうでございます。

農林課といたしましては、第2次食育地産地消計画の推進施策に掲げました、地産地消の推進や、学校給食での地場産物の活用に直結するこれらの取り組みを、生産者や農業者団体とともに、これからも進めてまいりたいと考えております。

議員御質問の異業種間連帯につきましては、運送業を主体とする事業者の方からより、農地所有適格法人の資格取得について御相談をいただいております。防災営農対策事業への取り組みや、オリーブ栽培等について、金融機関と連携して情報収集を行われているようでございます。

また、再生エネルギー事業に取り組まれる事業者の方からは、水耕栽培への参入と合わせて、農地所有適格法人の資格取得について御相談をいただいております。企業参入による活性化と雇用の確保など期待できますので、先々の農地中間管理事業の活用等も含め、助言や支援を続けてまいりたいと考えております。

これまで申し述べましたように、農林課といったしましては、公設市場関係者や学校給食センターなど、食に深くかかわる関係機関等と市内の農業者、農業者団体等との橋渡し役を担いながら、地場農産物を使っていただけるような取引や、新たなビジネスが生まれる可能性を、引き続き探ってまいりたいと考えているところでございます。

ふるさと納税の返礼品につきましては、企画政策課との連携のもと、今年度1名のメロン生産者に出品していただきました。季節物であるために、期間限定、個数限定の取り組みとなりましたが、納税者の方々から選んでいただける返礼品として実績を上げたところでございます。

来年は、さらにもう1人のメロン生産者と交渉を行い、既に御了承を得ておりますので、来期はことよりも多くの方々が高品質の垂水産メロンを選んでもいただけるものと期待しております。

鹿児島きもつき農協からは、牛肉など、主に肉類で新規に出品をいただいております。牛肉日本一の効果もあり、順調に件数を伸ばしている状況とお聞きしています。

現在、市内の柑橘類を生産される農家の生産品でありますポンカン、アンコール、デコポンも鹿児島きもつき農協から出品していただくよう調整中でしたが、つい先般、ポンカンにつきましては、新たに産品として登録していただいたところでございます。

次に、水産商工観光課、企画政策課との連携状況とこれからの事業展開につきましてお答えさせていただきます。

10月2日から3日にかけて、東京都内で開催されました、食材PRイベントに市長、水産商工観光課に合わせまして、市内の女性農業生産者1名が同行する形で行ってまいりました。

イベントでは、来場者が垂水産の産物でつくられた食事をとりながら、食材を提供した農業

者本人と直接語り合う場面も演出され、好感触を得ましたことから、いわゆる口コミ等による垂水産食材の宣伝効果が期待できるのではないかと手応えを感じたところでございます。

また、イベント後、農業者と会場となった飲食店との取引が開始されましたことから、販路拡大の第一歩といえるのではないかと考えているところでございます。

さらに、農業者にとりましては、大都市圏の消費者や取引先が、どのような垂水産食材を求めておられるのか知る機会ともなったようでございます。この取り組みによって、農業者が一層の品質向上に努められることはもちろんですが、新たな生産品目の検討や発送時の荷姿に至るまで、今後の農業経営を改善する一助となり、次の機会にはそれらへの改善点が反映されるような目標設定には役立ったのではないかと考えています。

以上のように、関係課の連携により、実現した今回の取り組みを通じ、得られた成果は大きいと考えております。このため、農林課といったしましては、協力いただける農業者や、品目の掘り起しなどを主体的に進めながら、ふるさと納税の返礼品やイベント参加をはじめとする取り組みを関係課と連携して進め、生産者が農業のやりがいや成功を実感いただけるような支援のあり方を、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、昨年の台風16号災害について、農地農業施設の復旧状況についてお答えさせていただきます。

今回12月15日の入札をもって、農地農業用施設災害復旧工事の補助事業分の発注は完了する予定でございます。

また、単独災害分の農地農業用施設災害工事についても、年度内の工事完了を目指して、随時着手していただいております。これからも、

建設業組合の皆さんとも連携して、年度内の完成に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

特に、農地災害復旧につきましては、来年の作付には必ず間に合うように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、復旧が遅れた原因についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、農地復旧工事につきましては、本年度作付できるように、年度早期の発注に取り組んだところでございますが、排水路の復旧を伴う農業施設と合併して発注しました農地災害につきまして、3回にわたりまして1社しか応札がなく不落となり、4回目でも落札され、着工が遅れまして、農家の方には本年度の作付を断念していただき、大変御迷惑をおかけしたところでございます。

設計金額に基づき、クラスごとの発注を行っておりますので、年度当初からしばらくは国、県、市、土木の工事発注が集中して、受注超過による工期の減少を危惧されました事業所の方々の辞退などもありまして、受注までにしばらく期間を要したところでございます。

基本的には設計金額に応じてクラスごとの発注を行っておりますが、今回のような際には、設計金額が下位クラスの設定額とそれほど大きく差がない場合などにつきましては、複数のクラスの事業所を指名して、入札に望むなど対応を早目に指名委員会に諮るなどしまして、早期着手、早期完了を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○税務課長（楠木雅己）** 感王寺議員の本市の所有者不明地の件数は、についての御質問にお答えいたします。

本市の納税義務者のうち、土地の課税があり、納税通知書の送付を行ったが、宛先不明で返送

されたものを所有者不明と定義した場合、平成29年での対象、納税義務者は46名、対象土地筆数は272筆となっております。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 災害復旧時に所有者不明で問題はなかったか、今後の対応はということについて、土木課所管の公共土木施設災害復旧工事においてお答えいたします。

所有者不明地により、問題はなかったかとのことでございますが、道路災害や急傾斜工事におきましては、全て所有権移転登記を行い、実施できましたので、所有者不明地により、未実施となった事例は現在のところございません。

次に、今後の所有者不明地の対応でございますが、道路災害復旧工事等で承諾が必要となる場合は、土地の所有者から道路用地として認めていただき、所有権移転登記を行った上での実施となりますので、仮に工事の範囲内に所有者不明地があった場合は、現行制度では実施できないことも考えられます。

以上でございます。

**○農林課長（二川隆志）** 同じように、農林課所管の災害復旧時に所有者不明で問題点はなかったかと今後の対応についてお答えさせていただきます。

災害復旧工事におきましては、地元の皆様方から御協力をいただきましたことで、所有者不明の関係で着手できなかったなどの工事はございませんでした。

しかしながら、今後予想される問題点は何かあったところでございます。農地農業用施設の災害復旧工事において、農地復旧は地権者及び耕作者等の申請がなければ復旧が行われぬものでございます。仮に被災地域に所有者不明の土地があった場合、もちろん復旧の申請が出されない可能性がございます。その際に被災地域の農地、農業施設を復旧しようとする場合に、所有者不明の土地を工法的な関係で工事用道路

としてどうしても利用しなければならなくなった場合など、土地の立ち入れ許可が得られず、工事が着手できないケースも出てくる可能性などが考えられます。

また、治山林道の災害復旧工事においては、山林の境界や現所有者の所在などを明確に知っている生存者の方々が、年々少なくなってきたということがございます。山林の境界など御存知なのは、ほとんど地域にお住いの高齢者の方々が頼りな状況でございます。

工事を施工する際は、地権者の承諾をまず得た上で着手することになりますが、市内の山林部分は、国土調査も終わっていない部分が多く、地権者を特定するには境界がわからず、壊れた箇所が誰の土地に該当するのか特定できず、苦慮する場合がございます。

今後、このような問題は工事を行う上で、年々非常に重要な問題となってきますので、土地改良区や森林組合での関係団体の皆様方や地域の皆様方との連携体制を早目に構築するなどの対策が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

**○税務課長（楠木雅己）** 感王寺議員の災害復旧時に所有者不明で問題点がなかったか、今後の対応はについての、税務課での今後の対応についてお答えいたします。

御存知のとおり、登記名義人が死亡されたり、相続や贈与がまたは売買等によって、所有者の変更があった場合は、本来、不動産登記法に基づき、親族と相続人関係者やその他の権利者が各種所有権移転登記を行うこととされております。

しかし、登記名義人の死亡後も、所有権移転登記手続きが行われず、結果、名義人が死亡したままで放置されてしまい、いわゆる所有者不明地となるケースが現状としてございます。

相続登記が行われず、死亡者名義のままでの登記の状態が続けば、管理者の所在が不明とな

った際に、土地が放置され荒廃したり、災害復旧等の各種公共事業の実施に際し支障を来す場合もありますが、税務課におきましても、納税通知書発送時に宛先不明となってしまう、課税に支障を来す場合がございます。

税務課では、所有者不明地の発生を防止するため、死亡届が提出された際に、市民課窓口等と連携して、固定資産現所有者相続人代表者の届け出作成依頼を御親族様等を通じて行っており、また窓口相談対応時におきましても、相続登記手続の勧奨を行ってきております。

今後も引き続き、相続登記手続の勧奨及び固定資産現所有者、相続人代表者の届出作成依頼を行ってまいります。なお、国におきましても、国土交通省が所有者不明土地の有効活用に向けた新法案の骨子がまとまっており、また法務省におきましても、所有者不明土地の解消に向けた取り組みの検討がなされておりますので、今後、動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 感王寺議員の御質問でございます。土地の取得状況につきましてお答えをいたします。

土地の取得状況につきましては、池之上議員の御質問でお答えをしたところでございますが、当初計画においては、市が取得を行うエリアは40筆、2万2,290.8平米でありましたが、そのうち34筆は土地売買契約が締結され、2筆は契約の交渉を継続しております。残り3筆につきましては、事業同意が得られていない状況でございます。この事業同意が得られていない3筆でございますが、同一の法定相続人であり、3人中2人は契約の合意をいただいておりますが、1人が交渉に応じていただけないことから、事業を推進するにあたり影響があると総合的に判断し、当該地をエリア外とする開発行為の変更申請の手続を進めていくところでございます。

なお、変更計画後における市が取得する土地は、区域変更による3筆、3,027平米の減少と、国エリアの整備に伴う2筆、1,308平米の増加により、39筆、2万571.8平米でございます。

また、設計変更もあり得るのかということでございますけれども、用地取得が困難となりました3筆を計画エリア外といたしましたことから、一部配置計画の設計変更がございました。

変更内容でございますが、エリア外となった3筆は、当初グランピングエリア及び子供広場エリアの一部でございましたが、グランピングエリアは南の拠点エリア外の隣接地で、再検討することとし、子供広場エリアはエリア南側へ配置する設計変更を行っているところでございます。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** それでは、一問一答方式で進めさせていただきたいと思います。

まず、両支所の配置をお聞きしました。またあと日本郵便ですね、あとコンビニエンスストアでの証明書の部分が、住基カードであったりとか、マイナンバーの分でできるわけですけども、これについては、当面できないという答弁いただいたんですけども、これについては後で議論させていただきます。

市民課長の答弁の中に、確かに私もちゃんと条例読んでいます。条例も規則もちゃんと読んで、その中で垂水市役所設置条例というのありまして、その下に設置条例施行の規則がきちんとうたってあります。今、支所長はいないでしょ。支所長いないですよ。その中で、第2条の部分で、支所に支所長、係長、その他必要な職員を置くということになっているんです。さっきの説明のとおり、職員も支所長もいないし、係長もいないんですよ。こうなったら、今後もちんちんと変更しなさいよ。それがまず1点。

あと確かに証明書事務だけじゃないっていうんなら、私も十分認識しております。その中で

ちょっと上げてみますと、文書の受け付け、発送及び保管に関する事、災害報告に関する事、管内各種団体との連絡に関する事、本庁との事務連絡に関する事、埋葬許可に関する事、人口動向調査に関する事、身上照会その他市の照会に関する事、国民健康保険にかかわる諸届け出受け付け及び被保険者証検査証の作成・再交付に関する事、これはちょっと今あれだね、国民年金課の諸届の受け付けに関する事、国民年金の分はちょっと変わってきていると思いますけども。こういう証明事務だけではないというのは十分認識しています。それであつたら、所掌事務にかかわる担当課長です。今、例えば牛根、新城支所を廃止することになったら、それぞれの担当課の所掌事務のほうに、影響は出てくるのかどうか。それに対する影響が出てくるのであれば、それに対応する方策はないのか、明確に答弁ください。時間ないですから明確に。

**○市民課長（和泉洋一）** 両支所を廃止した場合、支障があるのかの市民課所管分についての御質問にお答えします。

先ほど感王寺議員のほうから質問がありました。所長については、私市民課長が兼任でございます。係長については、市民係長が兼任しております。両支所での市民課所管分の業務は、戸籍、住民票の写しの交付などのほか、各種異動の受け付けや、国民健康保険、国民年金に係る諸届出の受け付け業務内容等がございます。単に証明書等の発行業務であれば、キオスク端末等による対応も可能ではございますが、各種異動の受け付けや国保、年金等の業務については、本庁の担当係と連携して窓口サービスを行う必要がございますので、現段階においては、支所を廃止した場合の代替策等については、なかなか難しいのではないかと考えており、住民サービスに支障があるというふうなことを考えております。

以上です。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、今御質問になりました施行規則の中で、両支所の市庁舎管理という面がございましたので、所管が社会教育課になるのでお答えさせていただきます。

まず、牛根支所、新城支所は、それぞれ牛根地区公民館、新城地区公民館内にありますことから、建物全体の維持管理につきましては、社会教育課の予算で対応しております。

内容といたしましては、電気、水道料等の費用及び建物、電気等の保守点検でございます。なお、両支所が廃止された場合でも、地区公民館の機能は維持することとなりますので、社会教育課といたしましては従前のおりの要領で維持管理を行ってまいります。

また、施設全体が地区公民館となった場合の施設の運用につきましては、その他の各地区公民館と同様になるものと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 時間がないから。ほかの税務課長らいろいろ担当課があるんですね。保健課長、福祉課長とか生活環境課長とかもろもろ出てくるんですね、関係が。いいですから。

ただ、私何でこんな質問したかと言いますと、新城地区が今1,027人です、現人口が。牛根地区が1,630人なんです、はっきり言って。その中で有料件数、市民の方々が利用をする件数が新城支所に関しては、わずか2,362件なんです、要するに。これは稼働日でいくと、これは平成28年度の数字ですけども、243日稼働しています、支所が、市役所の。

そうすると、3名体制で、常時は大体2名だと思う。2名でやっているんだけども、それでも1日当たりの証明書件数、9.7件しかないんです。あと牛根に至っては、これも3名体制ですから、1日に全体の有料件数、市民の方々がお金を出してやって部分が1,867件、1日当た

りわずか7.6件なんです。

行政にはコストパフォーマンスは求められません。それでまた証明事務だけじゃないということは十分認識しています。でも、いつかこの体制、私は改めなきゃいけないと思っているんです。私もこの質問するとき、私の支持者の先輩やら後輩やら、いろいろ相談しました。してええもんかねと。平成の大合併前は、旧牛根村、新城村だったんです。やっぱり旧行政区としてもプライドあるんです。皆さん持っているの。そういう部分でなかなか難しいと思っているんですけども、今この問題を俎上に上げないことには、未来永劫こうしていくんですかということも提起しているんです。その上で質問しているということをわかっていたらいいと思います。

それで、現在コンビニの分については、ちょっと調べられなかったんですけども、日本郵便のほうについて、ちょっと調べてきたんです。そしたら、戸籍の謄本、抄本ですね、戸籍の付票の写し、納税証明書、住民票の写し等、印鑑登録証明書、こういうの証明事務を極めて安価な価格で値段はあえて言いませんけども、極めて安価な価格で取り扱っております。

そのほか、本市でもチケット販売委託されているでしょ、もう。チケットの販売委託されているんですよ、垂水市。その他にもごみ袋の販売であったりとか、地震保険の申し込みの受け付け、敬老乗車証、これはうちはないけど、いろんな部分、日本郵便さんも受け付けているんです。大体、証明書交付、九州管内で見ますと35市町村が委託しております、証明書交付事務ね。この部分で171の郵便局で受け付けているんですよ。バスの回数券も結構あるね。そういう部分もあるんです。

だからキオスク端末機を設置することによって、マイナンバーカードを使っていただいて、その委託された部分で端末機の設置場所は無償

で設置される、その部分で随時取得していただくという方策もあるわけです。

コスパの問題も含めて、所掌事務のほかの部分については、別の代案ができないのか、この辺については、今の議論をちょっと聞いていただいて、市長のこれは最終的な考えですから、市長の答弁を求めます。

**○市長（尾脇雅弥）** 感王寺議員の考え方と私も基本的には同じであります。ただ、現在のところは考えておりませんが、将来にわたっては人口減少また業務量の縮小ということを考えますときに、今のあり方でいいのかという課題は当然出てまいりますので、ほかとの組み合わせも含めて、いい方法というのは、今後検討していかなければならないというふうに思っております。

**○感王寺耕造議員** 市長、ぜひとも調査研究していただきたいと思うんです。結局、災害時もそうでした。今の企画政策課の人員足りない状況なんですね。県、国の権限移譲もありますよね。その中で、3名体制で果たしてやっていいのか。再任用された優秀な方々も新城、牛根支所、両支所いらなわけです。その人たちを証明書事務の部分は民間に委託して、別な形で本所の部分で使ってもらおうとか、そういうこともやっぱりやっていかないといけないと思うんです。ぜひとも前向きに検討いただきたいと思うんです。

あと、条例であったりとか、条例の施行規則、支所長とかそういう部分はもう使わないんですよ、それだったら早目に消してください。それだけお願いして、この問題については終わります。

あと、農業政策についてですけども、懇切丁寧に教えていただきました。まず、K-GAPですけども、県内で述べ1万人ですか、やっているということで、今まで本市の取り組みが遅かったから、新しく1名頑張っていたらと

いうこと、認証間近ということですので、また今後の部分についても、紅はるか等、啓蒙されていくことですのでけれども、この分についてちょっと質問しますけども、審査料J-GAPの場合は、ものすごい高いわけですが、K-GAPの場合、申請料等を含めて、いかほどお金がかかるのかという部分について、まず教えてください。

**○農林課長（二川隆志）** 御質問にお答えします。

このK-GAPにつきましては、毎年5,400円の更新手続きが必要になります。とにかく毎年更新をしていただくというのが、この計画の性格でございます。

**○感王寺耕造議員** 公設市場の分にも触れられましたですね。また新規で3社申し込みがあったということで、大同青果さんの方で一生懸命頑張っているんですけども、転送の市場ということで、ちょっと特殊性があったんですが。今後、新規3社取り入れられるということで期待しておりますので、公設市場、本市の農業施策でもありますし、市民の胃袋を満たすという役割も帯びていますので、公設市場の維持ということも含めて、新規参入の業者さんに期待したいと思っております。頑張って取り組んでください。

また、学校給食ですか、公設をきちんと守っていただいて、これは民営化しないで公設守っていただかなければいけないんですけど、職員、非職員の方などの頑張りや、全国大会で優秀な賞を取っていただいたということで、大変ありがたく思っておりますし、これからも子供たちの食の安全、また食育も含めて、職員の皆さんと一緒に教育長のほうも頑張りたいと思っております。

また、学校給食での食材の活用ということが、市内産が80%ということで、両漁協、また百笑倶楽部等頑張っていていただいておりますので、そ

っちのほうできるだけ、調理師さん大変なんです、地元食材使うということは、また一手間、二手間加えて調理していかなきゃいけない、きれいにしていかなきゃいけないってことはありますけども、その辺も合わせて、これをお願いにします。

ふるさと納税の返礼品についても、現在1人ですね、1人、それでまた新規に1人ということで、この辺の部分についても頑張っていたきたいと思っています。

また、この市長が進められる6次産業化、6次産業化の場合に1次産業がないとだめなわけですから、この点については、農林課任せにするんじゃなくて、横との連携ですね、今現在もやってらっしゃるんでしょうけども、水産商工観光課、企画政策課、その辺の部分について、市長の思いを1点聞かせてください。これは、答弁求めます。

あと、ごめんなさいね、もう1点なんですけども、きのう、おとといですか、ちょっとテレビを見ておりましたら水之上の青年が頑張っておりますけども、テレビに出ておりました。

彼の製品を見てみると、パッケージがものすごくきれいなんです。それで、インスタ映えという部分もすごい見てみると、インスタ映えするような感じで、写真のとり方も知っているんです。

それで、市場単価で売るんじゃなくて、お金持ちに買ってもらうという部分の発想も持っています。やっぱりそういう部分の勉強というのは、やはり一つ一つスキルアップしていかないとできないんですね。

だから、例えば名前は出しませんが、鹿児島市内のある有名百貨店に行って、地下の売り場を見るだけで、贈答品売り場を見るだけで、これはものすごい勉強になるんです。

だから、そういった、市長、ソフト事業であったりとか、あとさっき言っていたK-GAP

の取得です。毎年5,400円、それ誘導するためにも、5,400円といえども安いかもかもしれませんけども、大体往々にしてオーガニックする人たちは、なかなか金銭的な部分にも困っています。ある程度その辺の部分で助成できないのか、この辺については農林課長でいいですから、その2点、答弁ください。

○市長(尾脇雅弥) いっぱい御質問ありましたので、足らざるは、また御指摘をいただければと思います。

私が目指す6次化、一言で言うと儲かる仕組みのことでございます。その上で大事なことというのは、出口ニーズをしっかりと捉えると、そういう意味では今御提案いただいた有名な店舗なんかを見ながら、先進地事例を検証しながら、しっかりやっていくというのは大事なことだというふうに思います。

6次化の中の分野においても、例えば水産、例えば農業、この2つがあると思いますけど、水産に関しては両漁協を中心に、カンパチ、ブリ、特にブリなんかに関しては40億輸出ということでありますので、ある程度、目指すべき方向性というのは見えているのかなど。これに対して少し遅れをとっているのが農業だったというふうに思っております。どうすればいいかという模索の中で、業種も多岐にわたって、なかなかまとまってというのができないというのが、垂水の農業の課題でございました。

ただ、農業、水産に負けないぐらいの従事者がいらっしゃいますので、これやっぱりしっかりと解決していこうということが課題でありまして、昨年は災害の復旧等ともございましたけれども、歴代の課長さんなんかは努力、工夫をさせていただいて、先ほどの答弁にもあったような、1つ、3つの方向性が出ていると思います。

1つは、新しく市場の中においても新しく購買層が出てきたということもありますし、ふるさと納税、ことしは10億を目指しておりますけ

れども、半分の5億というのは返礼品ということでありますので、そこに我々を介して商品として参入していただくという新しいやり方も、1つ、2つ増えてきておりますので、これをもっと増やして行きたいと思えます。

それから3点目におきましては、例えば東京あたりにおきましても、レストランとかそういったところに活用していただくケースがありまして、高い評価を得ていただいておりますし、一方で地元の給食センターが食材に入れていくということも大事だというふうに思えますので、農業の分野においては、特にいろんな対策を講じながらやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、また御指導いただければというふうに思っております。

**○農林課長（二川隆志）** 支援についてですけれども、一方的にこちらのほうから認証をとれ、とれと言うだけではなくて、やはり何らかの形で支援というのは、今後考えていかなきゃいけないと思っております。

その中でもまたこの認証につきましては、農業生産のみならず水産物、そういった観点も関係してまいりますので、関係課と調整をしまして、またどのような形での支援がいいのか、全額というのはちょっと無理だと思いますので半額になるのか、そういったところも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 打ち合わせも余り十分しなかったような気がするんですけど、申しわけなくは思っているんですけども、K-GAPの申請料であったり、ソフト事業の分で対応できる部分は対応していただきたいと、これはあくまでも要望ですから、また、ことしは無理でしょうから来年、再来年に向けて。

あとパッケージ力というか、そういうような表現力という部分も大事だと思うんです。県でもやっぱり事業展開、事業いろいろ組んでいる

みたいですので、そういう事業も活用しながら、ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。

また、市長からもロットの問題出たんですけども、ロットも大事ですけども、限定商品という部分が結構大事にされるんです。四国あたりは何かかわいい女性のキャラをタオル販売とか、そういう部分が一番人気で、限定品という部分が、とにかく。そういう部分に飛びつき、すぐ入っていただける人もいますので。

メロンとかすごいメロンつくる人いるんです、本当。ベテランの方には、地元にもすごい人いるんです。パッケージも切るでしょ、マスクメロン、上にきれいなリボンをつけてあげてすごいです。そういう部分もありますので、ロットだけではなくて、そういう観点から取り組んでいただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

時間がありませんが、台風16号災害ですね。ほとんど発注されたら、復旧が遅れた原因を業者さんがない、材料がないという部分もありますよね。Aクラス、Bクラスのすみ分け部分でやったという部分、また市内業者の部分で賄うということで、ほかの業者、市外からの業者、できるだけ入れないようにしたという部分はわかるんです。

ただ、耕作者は一作一作つくらんと、売り上げどんどん減っていくんです。だから臨機応変に、僕はやってほしかったなという部分が1点あります。

また、激甚の部分についても、ある程度スムーズにいったという部分も、この間の答弁も土木課長も農林課長もおっしゃったんですけども、じゃあ市単独事業の分で、果たしてどうだったのという部分が、僕は疑問に思っています。

申請漏れですね、申請漏れがあつてできなかったんですね、申請漏れがあつたんならしょう

がないです、農業者のほうにも責任があるわけだから。でも申請、市単独事業に入れたのに発注していないんです。それで一作お米をつくれなかったという例も実際起きているんです。これは何が原因があったのか、僕はわからないんです、はっきりいって。

人事の問題も指摘しましたけども、もう通告していませんから、この部分には触れませんけども、1点だけ、今回のまず市長、災害が起こらないようにするということは、訓練から一生懸命やっていらっしゃると評価するんです。ただ、災害復旧後、どうやって復旧していくのかという問題点については、今回の台風16号災害を受けて、今回の台風16号の工事のあり方、また申請のあり方、またあと地元の農業委員さん、地元の市議との連帯とか、こういう部分、やっぱり総括しないと、次のステップに私は上がれないと思うんです。

だから、こういう問題については、私が言ったことについては、庁議の総括は行うのか、それでまたもし行ったものであれば、今回の教訓を、今後、災害復旧終わったその後、経済に影響があることですから、いち早く農業の災害復旧するためにはどうするかという方策をするため、庁議を開くべきだと思うんですけども、この点については大事な問題ですので市長に答弁願います。

**○市長（尾脇雅弥）** 私にということでございます。先ほどからお話ありましたけれども、想定を超えちゃうとは言いませんけれども、大変な災害がございました。私も常日頃、人災を出さないと、災害そのものは防げない部分がございますので、結果として人の命を守るんだということを一番、一丁目一番地に掲げているわけでございます。

しかしながら一方で垂水市の地形上、いろんな災害のケースがあるということはやむを得ないということだと思います。そういう意味にお

きまして、昨年の災害復旧対応に関しては、100点とは申しませんが、しっかり担当職員が頑張ってくれて、できる限りの努力をしたというふうには思います。

ただ今おっしゃったような個別のケースもあることも事実でありますので、そこをしっかりと検証しながら、次へ向かって行かなければいけないというもおっしゃるとおりだと思います。

庁内においては、いろんなことをシミュレーションしたり、いろいろやってはおりますけれども、今おっしゃったような対議会あるいは業界だったりしたようなことに関しては、まだ本格的なそういう検討というのは、十分はできていないと思いますので、今後庁内でどういう方法があるかっていうのを考えながら、いざ災害が起こったときの協力、連携のあり方というのを検討していかなければならないというふうに考えております。

**○感王寺耕造議員** 市長がおっしゃったように、農林課、耕地係の職員ですね、土木課の職員の皆さんですね、一生懸命やっていたっていうのは十分わかっているんです。ただ、いろんな、さっき言った横との連帯、地元との連帯とか農業委員との連帯、市議との連帯っていう部分もありますんで、その辺の部分を中心にやっぱり検証して行って、さらにスキルアップしていくってことが大事だと思いますので、これは切にお願いして、この点については終わります。

所有者不明地について税務課長にお答えいただきました。これは、所有者不明の定義っていう部分、納税義務があるっていうことに関していうことですよね。これについて、対象納税者のうち46名、272筆っていうことなんですよ。ただ、御承知のとおり、当然私も分かっていますけど、30万円未満の免税の部分がありますね。宅地、ある程度の立派な建屋が建って

いないと、農地とか林地っていう部分は課税評価ゼロなんですよね。納税義務ないんですよ。だから、そういう部分から見ると、物すごい数の所有者不明地が存在するという事なんですよ。

1点だけ税務課長には振っておきますけども、この272筆、この分、大体市町村税収入の中で、固定資産税の占める割合、全国の部分で4割ぐらい占めているといわれますね。貴重な財源なんですよね。この分の財源を担保するように、どのような施策を行っていくのか、具体的にもう1回示してください、具体的に。

それで、あと1点、ちょっと長くなりますけども、現在、有識者会議でつくっております所有者不明土地問題研究会、座長は増田寛也さんですね、前総務相。この方が、本年、6月発表されたんですけども、現在の所有者不明地、推測ですけども約410万ヘクタールあるんじゃないかと、総面積。これは九州の面積なんですよね、はっきり言って。あと、2040年には、北海道本島の面積に迫る720万ヘクタール、現在の1.8倍近く広がるんじゃないかという推測をなさっております。12月にきちんとした、また見解を示されるということなんですけども、これについてはあえて触れませんが、この場合の経済損失の定義は、土地を使えれば得られる利益や、所有者調査のために必要な人件費、この辺まで含めると、現在16年度分で1,800億円あると、単年度です。それで、40年になると、これが単年度で3,100億円になると。それで、本年から平成40年まで累計で言うと5兆円、経済的損失が出ると言われているんですよ。

こういう見解も受けて、提言も受けて、国交省、市民課長もさっきちょっと申されましたけども、公共事業の防災的なもの、この部分について、来年に向けて特別措置をつくらうとしていますよね、御承知のとおり。——ちょっとごめんないね、公共事業や防災などの公共目的

に収用手続きを簡素化するよう特別措置法を来年の通常国会に提出されることにされているようでございます。土地使用の簡素化を図るということとともに、公共事業の中でも、行政が公園とかつくる場合、利用権の設定っていう部分も考えられていると。それで、5年経過した後、また利用権設定が相続権者から異議申し立てがあった場合は更地に返すとかいう部分も協議なさっているようでございます。

また、相続登記の場合についても、財務省は税制改正を考えておられるようでございます。法務省も登記の義務化とか考えておられるようで、よかったですね。これからの推移を見るということですけども、現在、もう實際上、問題が起こっているんですよ。この間もちょっと相談を受けました、田んぼをどうしようかなって。亡くなったお父さんの田んぼが2筆あるんですよって聞いて、まあ何とか売ってみましょうかって相談を受けたんですけども、そうしたら、驚くことに、家も土地も宅地も田んぼ畑も山林も、みんな相続放棄しましてね。相続放棄した後で、私も田んぼの利用をどうするのかって諮れんわけですよ。

今後、こういう部分も難しい問題は多々出てまいります。各省の特別措置法の制定を待つ前に、例えば地籍調査ありますよね、地籍調査の部分をきちんとフィードバック、各課にしているのか、その辺の分について、現状とこれからの対応を、できれば地籍調査の部分を法務局の部分で登記が終わった段階で、きちんとデータ化すべきだと思うんですけど、この点については今すぐできることなんですけど、その点について考えはないのか、担当課長の答弁願います。

○税務課長（楠木雅己） 感王寺議員の4割を占める固定資産税の今後の取り組みといえますか、それにつきましては、随時追跡調査等を行いながら、今、宛名不明で返ってきた分については追跡をしております。ただ、今後もこのよ

うな基幹税であります固定資産税を守っていくためには、今、国においても、先ほどおっしゃいましたが、所有者不明土地問題につきましては取り組みがなされておりますけれども、今のところは動向を注視しながら、何らかの支援がないか、できないか、登記の関係に何らかの支援ができないか等を他市の状況等を調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** この点については大事な問題です。私も空き家の問題で、特定空き家の問題、いろいろ指摘しましたが、なかなか進んでおりませんね。この分しっかりと対応していただきたいと思います。

南の拠点ですけれども、担当課長の部分では、了解しました。ただ、市長、昔の事を持ち出して悪いですけれども、南中売却するときも、当初の部分で調査費つけましたね。そして、そのときに、もう売却を、そうして撤回してやられたと。

南の拠点の今回の部分も、そのときに議決を得たからいいという問題でもないと思うんですよ。それで、今回の場合も、課員の方は一生懸命やってくれているのはわかります。でも、1点だけ、時間短いけど、教えてください。本当、市長、例えば土地の取引って、これは、最も大変なことなんです。この点について、市長、東京には行かれたと聞いております。難しい案件については、あなたが決めた公約なんだから、信念を持ってそういう対応をすべきだと思うんですけれども、そして今、その計画について、信念、責任、土地の使用の対応について、時間の限り答弁願います。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、公約、信念、どうなんだという話でありますけれども、もちろん私自身、信念を持ってこの事業に取り組んで、ただ、土地の交渉とか専門的な手続云々もござい

ますので、担当課がまずは行って話をしながら、先ほどお話ありましたけれども、今、事業同意が得られないところの同一法定相続に、3人のうちの1人という方の交渉が難航しておりました。東京在住の方でありましたので、担当としては、昨年の10月から機会を捉えて、5回、6回と足を運んでおりました。その経過を見ながら、私自身もなかなか難しいというような思いがありましたので、機会に触れて、私、行くよと。いよいよというときに私も直接行って、3時間、店舗展開をされておられましたから、お店の外で立ちながらでございましたけれども、お話をさせていただきましたけれども、もうなかなかちょっと思想的に難しい部分があったので、難しいという判断をして、今回の経緯に至っております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 東京だけじゃなくて、ほかの分も自分で足を運ばれたんですか。

**○市長（尾脇雅弥）** ほかの部分に関しては、今のところ私が出ていくような局面はないということでありまして、足を運んでおりません。

**○感王寺耕造議員** 市長、市長の公約に基づいた、きちんとした計画だとは思っているんですが、時期尚早っていう部分もちょっと感じた気がしました。だから、企画政策課の職員だけに任せず、市長が先頭に立って計画を進めるように願ひまして、私のことし最後の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（池山節夫）** ここで暫時休憩します。次は、15時から再開いたします。

午後2時47分休憩

午後3時0分開議

**○議長（池山節夫）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 9月議会のある件で、感王寺議員が、財源はどうするのかという指摘をされました。そのとき私も、ああ、なるほどと、思いを新たにしました。

きのう、垂高の補助金の話で年間900万という話がありましたけれども、こういうのは恒久財源であります。10年たちますと、1億にならないとする金であります。こういう弱小自治体では大変貴重な1億円であります。当然、費用対効果の話にもなってくるんでしょうけれども、きのうも確たる回答がなかったように感じました。できれば数字で費用対効果を出せる仕組みをつくらなきゃいけないのかな、そういった観点で、私たちも、それから市民の皆様方も、常に財源ということを頭に入れて質問をしたり要望をしたり、また執行部の皆さん方は、そういう雑多な要求に対して、しっかりと厳しくやっていくことが、今後の大きな垂水の財政運営に影響を来すんだろうと思います。

これから質問もしますけれども、古い建屋の解体にも必ず金は掛かります。ここが、私たちと執行部が車の両輪たる一番の基本になるんだろうと思います。副市長は事務方が非常に長くいらっしゃいます。通告はしておりませんが、そのことにコメントがあれば、いただきたいと思います。

それでは、通告に従って質問をしてみたいと思います。

まず、1点目の公共施設の現状と今後についてでありますけれども、前回も指摘を申しあげましたが、荒崎の塵芥処理場、本来ならば28年度で撤去工事が完了している予定でありました。経緯については申しあげませんが、その後、いろいろ考えてみますと、協和中学校の建屋であり、それから、市民館もかなり古くなりました。耐震をやるという話も聞いておりますけれども、新城と中央地区の憩いの家も、かな

り古いんだろうと思います。そういったことに手をつけていかないと、次世代に大変な負担を強いることになります。

今、私から言いますと、前回も申し上げたとおり、スクラップ・アンド・ビルドに対する考えがほとんどできていないし、ただ漫然と先送りをしているとしか思えないのであります。ぜひ、ここいらについて、現状を教えていただきたいと思います。

2点目でありますけれども、グラウンドゴルフ専用施設の整備についてでありますけれども、いきなり唐突感もあろうかとは思いますが、最近、年賀状の欠礼のはがきをいただきました。そうしますと、死亡された方はほとんど90歳代です、私のところに届くのは、高齢化社会なんだなとつくづく痛感をしていて、そのとき亡くなられた方を思い出しますと、ああ、寝たきりでなければよかったのになというふうにも思います。

今、国が、人生100年時代ということをおっしゃる前に、必ずそういう時代が来るんだろうと思います。そうしたときに何が重要なのか、健康で日常生活を送ることが肝要なのであります。

今、グラウンドゴルフもいろいろやっていて、たるスポもできました。多分そういう類になってくるんだろうけれども、全然視点が違うことをあえて申し上げます。ここで、競技としてグラウンドゴルフを捉えてみたいんです。今先ほどから交流人口の話も出ておりますけれども、垂水でグラウンドゴルフの冠大会をやります。そうすると、人がいっぱい来ます。そしてまた、垂水のお年寄りもほかへ出向いて競技をする。非常に全然モチベーションが違ってくるんじゃないかと。市長が、健康と長寿ですか、鹿大と組んで推進をされておりますけれども、これに全く合致するもんだと、そういう観点からの質問であるということをお聞きいただきたいと思

います。

それから、南の拠点の整備事業でありますけれども、これについては、もうあえて小さいことは、もう申し上げません。ただ、政策として、二、三点、市長と話をしてみたいと思います。

市長、きのうからきょうにかけて、半数の議員の皆さん方が南の拠点について質問をされました。仮契約で、議会が通れば契約という時点において、半数もの議員が質問をする。このことについて、まず市長にお伺いをしたいと思います。

それから、管理公社及び維持班等の高齢化に伴う問題、前からこのことも申し上げているんですけども、いよいよマンパワーが不足してきます。今までは、65歳、年金を満額もらうまでは働かせていただきたい、それなら考えましょうということが、このことの基本にあるはずであります。ところが、人がいなくなりますと、立場が逆転しちゃうの、どうか働いてくださいって。お願いします、じゃ、しょうがねえやなっていう感じになりつつあります。本来ならば65歳まで働いて、家族との時間、お孫さんとの時間、残り少ない人生を有意義に過ごすために使いたい時間であるんだろうと思います。そのための年金制度であります。

そこで、提案でありますけれども、65歳までの給与水準であり、これは今のままで結構である。ところが、65歳越しちゃいますと、ここには休みを増やしてあげるとか、余暇を有効に使うため、もしくは金銭的にもそれなりのこと、この2つだけに限らないんでしょうけれども、福利厚生もひっくるめて変えていく必要があると思いますが、これはまず総務課長に現状についてお伺いをしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

**○副市長（長濱重光）** 御質問の趣旨は、いろいろな事業展開をしたり、それからいろいろ改修等をするときの財源確保についての考え方で

はないかというふうに捉えましたので、私なりの見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、市の発展を考えますときに、私どもはビジョンを立てて、そして、そのビジョンに基づいて施策や事業を企画立案し、その実現に向けていろいろと進めるわけですけれども、それを事業推進するに当たりましては、当然ながら財源が必要ですし、そして予算化が必要であります。

そのような中で、それではどういった財源の工夫をするか、見つけてくるかということでありますけれども、その事業そのものが長期に及ぶものでありますと、そこにはやはり基金を想定して、設置して、財源を確保していくという方法があると思います。そのほかに、いかにその一般財源の支出を少なくしていくかという観点におきましては、国の補助でありますとか、交付金でありますとか、そしてまた有利な起債でありますとか、そういったものを充当することも一つの手法だと思えます。そのほかに、県におきましては補助事業等がございますので、そういった県の補助等も活用しながら事業を展開していくと。ただ、今後、今ありましたその新設の場合はそれなりの国なりの補助等もあるわけですけれども、それでは改修したり維持補修したりした場合にはどういった手だてを講じていかなければならないか、それを有利にするためには、やはり長寿命化計画をつくって、今、新設しますと相当な予算を伴いますので、今、投資をして後世の市民の人たちのために残していく手だても講じていかなきゃならないというふうに思います。

ただ、悩ましいところは、県の補助だけを頼ってしまいますと、私どもの市のほうに回ってこない場合があります。そういった場合は、緊急性とか必要性に応じて、思い切って一般財源を投じることも視野に入れながら、柔軟に対応することが必要ではないかというふうと考えて

おります。

以上でございます。

**○財政課長（野妻正美）** 公共施設の現状と今後の方針、方向性についての御質問にお答えいたします。

公共施設の整備は、昭和29年ごろから始まった高度経済成長期の急激な人口増加や社会状況の変化に伴い、全国的に進められてきました。本市においても市制施行の昭和33年から整備が始まり、昭和50年代に多くの施設を建築しております。そのため、築30年以上の建物は全体の61.5%を占め、旧耐震基準の昭和56年以前に建設された建物については耐震性能等の安全性を確認する必要が今後あるところです。

また、今後、施設の維持管理していく上で多額の費用が発生するものと考えられることから、人口減少や少子高齢化を鑑み、施設において中長期的な維持管理、長寿命化、統廃合を通じ、トータルコストの削減や厳しい財政状況の負担軽減、平準化を図るため、財政課としては、公共施設全体の基本方針を示した公共施設等総合管理計画をことし3月に策定したところです。

今後の具体的な方針については、この公共施設等総合管理計画を踏まえ、所管課において施設のあり方について検討することになり、必要に応じて、各課において、具体的な方向性を示した個別計画を策定することになります。施設となりますと、ほとんどの課に関係しますが、この後、主要な課から説明があります。

**○土木課長（宮迫章二）** 土木課所管の公共施設の現状と今後の方針、方向性についてお答えいたします。

まず、橋梁につきましては、国土交通省より今後老朽化する道路橋の増大に対応し、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えにかかる費用の削減を図りつつ、地域の道路網の安全性、信頼性を確保するため、橋梁点検の実施を求められていました。そのため、土木課関係に

つきましては、市の公共施設等総合管理計画に先駆けて、平成21、22年度に目視による橋梁点検を実施し、その結果をもとに、平成23、24年度に橋梁長寿命化計画を策定したところでございます。

この計画では、市で管理します橋梁が、建設後50年経過するものが、20年後には全体の約60%を占めることになり、近い将来、一斉にかけかえ時期を迎えることが予想されたため、修繕及び架け替えに要するコスト削減と事業量の平準化を図る計画としております。平成26年度より補修工事に着手し、年次的に実施しているところでございます。

また、道路施設に関しましては、トンネルは点検を実施しておりますが、トンネルを含めまして、桜島口の洞門や道路照明などの付属物や舗装につきまして、計画を作成することとしております。

次に、公営住宅でございますが、同じく平成24年度に公営住宅等長寿命化計画を作成しました。この計画は、入居者の公営住宅に対するニーズや財政状況を考慮しながら、既存の公営住宅を効率的に活用して、将来にわたって安全で快適な住まいを確保していくため、市内全域の将来人口から将来世帯数を算出し、公営住宅の必要戸数を推計し、団地ごとに大規模改修や建てかえ、用途廃止など定め、長寿命化のための予防保全的な維持管理による更新コストの削減と事業量の平準化を図る計画としております。

垂水中央運動公園につきましては、平成26年度に長寿命化計画を策定し、その計画に基づき、公園内の施設整備計画を作成し、平成28年度より陸上競技場の改修工事や体育館の改修工事に着手し、今後も公園内の施設の改修工事を計画的に実施していく計画としております。

次に、浮津港の長寿命化計画につきましては、平成24年度に策定しましたが、今のところ特に補修工事をしなければならない箇所はござい

せん。

そのほか道路以外では、河川構造物や海岸保全施設など、市民生活に必要なインフラ施設につきましても、今後作成することとなっております。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** 川尻議員の御質問にお答えいたします。

社会教育課所管の施設につきましては、先ほど財政課長の（発言する者あり）（「要点だけ言って」と呼ぶ者あり）はい、説明にありましたとおり、同計画に示された今後の管理方針等に基づきながら、社会教育課では今後のあり方についてまとめていくこととなります。また、合わせて、安全面等に配慮した修繕等につきましては、公民館と財政状況等勘案して、予算枠内で施設の修繕を行ってまいります。

また、昭和56年以前の旧耐震基準時に建築された市民館及び6地区公民館につきましては、耐震基準に基づき耐震補強が必要とされた場合には、財政状況を勘案し、計画的に実施していくこととしております。

以上でございます。

**○生活環境課長（高田 総）** 私のほうからは、垂水市公共施設等総合管理計画にあります生活環境課所管の3施設の現状についてお答えいたします。

まず、清掃センターにつきましては、昭和55年10月に稼働、平成14年11月に稼働を停止し、現在は資源物の保管場所として利用しているところでございます。

清掃センターの今後の方針、方向性につきましては、今年度の政策方針の協議事項において、清掃センター安全対策管理事業として掲げ、事務を進めているところでございます。具体的には、庁舎内における協議のほか、今年度、県内の全42市町村へアンケート調査を実施し、稼働停止後の施設の利用状況について、また、施設

の解体に係る手続や手法、並びに、その事業費等について幅広く情報収集を行い、現在、類似施設等の解体工事の事例について、情報の収集、分析を行っているところでございます。今後も、引き続き、調査、研究並びに関係課との協議を進め、具体的なスケジュール等を含めた方針や方向性を明確にし、適正な事業実施に向けて進めていきたいと考えております。

次に、環境センターにつきましては、平成12年3月に稼働を開始しており、現状におきましては、センター内の機器等について定期的に修理等が必要であるものの、施設本体については問題はないと考えております。

また、火葬場につきましては、平成17年1月に稼働を開始しており、現状においては、環境センターと同様、施設本体については問題はないと考えております。

今後も個別計画の策定と、垂水市公共施設等総合管理計画に基づき適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、福祉課所管の施設についてお答えをいたします。

福祉課所管の対象施設としましては、高齢者福祉施設としての錦江町の垂水地区老人憩いの家と、新城地区にある南地区老人憩いの家の2施設が、幼児児童施設として子育て支援センターの1施設がございます。

先ほど財政課長からもありましたように、今後、施設管理の具体的な方針については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、所管課において施設のあり方について検討することになりますことから、福祉課といたしましても、今後、同管理計画に基づいて個別計画を策定することといたしております。

老人憩いの家は、入浴や交流、憩いの場としての利用のほか、老人クラブのいきいきサロン、子育てサロン等の利用もございます。子育て

て支援センターについては、ファミリー・サポート・センターの機能も併せ持つことになり、子育て支援の中核施設として有効利用をされています。

したがって、平成28年度において、ふるさと応援基金を活用し、垂水地区老人憩いの家、ボイラー取りかえ修繕を実施いたしましたように、これらの施設は今後も継続利用が求められる公共施設と位置づけ、緊急性、重要性を勘案し、耐震診断に基づく耐震補強を含めた必要な維持、保守及び長寿命化を検討していくことを念頭に、今後、利用者の意向、財政状況を踏まえながら、個別計画の策定に向けて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** それでは、川尻議員御質問のグラウンドゴルフ専用施設の整備について答弁させていただきます。

まず、たるみずスポーツランドの多目的利用型施設の改修に当たりましては、グラウンドゴルフ関係者の要望を可能な限り取り入れて改修いたしております。

ポイント的には2つございます。1つ目は、試合場としての広さでございます。旧陸上競技場では8ホールを4面しかとれませんでしたけれども、要望を取り入れまして、2倍の8面とれる施設となっております。この8面とった場合には、最大128チーム640人の競技が可能でございますが、今、過去2回行われたグラウンドゴルフの大会では、それぞれ4面で済んでおり、58チーム290名、または295名の参加ということで、まだまだ参加チームには対応できる余裕がございます。

ポイントの2つ目としては、練習場としての広さです。現在、グラウンドゴルフの方々練習として使っているのは、週、今、4日です。午前中のみ、しかも、たるみずスポーツランドの3分の1の広さのみを使用されてお

り、練習場としてもまだ余裕がございます。おまけに使用料金のことも配慮いたしております。1ブロック3分の1を半日占有した場合でも250円でありまして、現在は来年3月まで利用促進を兼ねて使用料無料としています。そもそも、たるみずスポーツランドが多目的利用型施設と改修いたしました背景には、市民や時代の多様なニーズに合わせた施設の効率的で有効な活用という面もございます。

以上のような、現状では、たるみずスポーツランドのグラウンドゴルフ競技場の練習や大会会場としての御利用には、現況ではあることから、議員御質問のグラウンドゴルフ専用施設の整備につきましては、まずは、たるみずスポーツランドの今後の利用実績や利用者の声などをお聞きし、今しばらくは見極める時間が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 川尻議員から私のほうへ、南の拠点に関してどうなんだという御質問でございます。南の拠点に関しましては、これまで申し上げております6次産業化と観光振興の観光振興で3つの拠点をつくる3つ目の拠点として紆余曲折ございましたけれども、南の拠点整備を行って、定住人口が減る中で交流人口200万人を目指して、医療、介護、福祉の財源として充てていく等々の話をしてきたところでございます。その考え方、信念に関しては、微動だにするとところもございませんし、間違っていないというふうに思っております。

ただ、今回の一番の問題は、わかりにくさなんだらうというふうに思っております。以前、例えば例をとりますと、道の駅の場合は、約15年前に市が全面的に段階を経ながらわかりやすくやったというのが時代の流れであります。今回の場合は、15年経過をして、新しい時代の流れの中で、例えば地方創生、あるいはその民間との資金、アイデアを活用した経済のやり方

等々、手法においてはわかりにくい部分があるんだらうというふうに思います。機会を捉えていろんな場面でいろんな方々に説明をしてまいりましたけれども、それでもわかりにくいことがあるのも事実だらうと思います。

また、委員会等もございますけれども、これまで同様しっかりと説明を果たしていきながら、仮に今回の議案が議決いただいたとしても、その後にもいろんなまた説明責任というのがありますので、そういった場面に関してもしっかりと説明をしていくということやっていかなければいけないというふうに思っているところがございます。

○総務課長（中谷大潤） 管理公社、環境整備班の高齢化に関する現状についてお答えいたします。

今の日本では、高齢者の約7割が、65歳を超えても働きたいと考えていることが国の調査で判明しているようですが、本市においては、公営施設管理公社も含め、臨時職員の定年につきましては、現在のところ、原則65歳としております。

今後は人材確保が難しくなることが予想されるため、政府が掲げる働き方改革の一つである高齢者の就労促進にも鑑み、年齢や体力に即した職場の確保や環境整備、勤務時間短縮制度の導入など、雇用の延長について検討しておりますが、臨時職員の定年は、当面は原則65歳を堅持しつつ、退職者の補充につきましては市報、ホームページで随時募集し、業務に支障を来さないように配慮を行い、採用に当たっては市内在住者を優先しているところです。また、資格取得者や特殊技能を要する業務において、後任に適材がない場合は、延長して雇用することで円滑な業務運営に努めております。

以上でございます。

○川尻達志議員 公共施設の件でありますけれども、財政課長、いただいた資料の中で、人口1

人当たりの施設保有量、本市では1人8平米、全国平均で3.2、大きな隔りがあるが、原因は何と考えるか。

○財政課長（野妻正美） 本市の人口1人当たりの公共施設面積となりますと、今、議員御指摘の8.28平米、全国平均で3.24、県19市の平均では5.03でございます。この平米数の差となりますと、市の地理的な特異性もございますが、そこを考慮したとしましても見直す施設が多いというふうに捉えております。

○川尻達志議員 ということは、本来、スクラップ・アンド・ビルドのスクラップが足りていないという理解でよろしいか。

○財政課長（野妻正美） そこについては、今、個別計画、各課がこれから検討に入るわけなんです、その中で施設のありようがあるかどうかと思いますので、その位置づけ、必要であるのかなのか、あるいは、当初、施設の建設当時と、目的あるいはサービス、利用者数が、現状では変わっていると思います。それに、議員御指摘のように、将来に向けてどうなのか、そこまですを踏まえて、各課所管課が持っているデータ、あるいは国の指針、あるいはニーズ等を踏まえて、今後その個別計画の中で精査していくものと考えております。

以上です。

○川尻達志議員 答えにくいところだということはおよくわかります。ただ、こういう数字を皆さん方が、それぞれの各課がどう認識しているかなんです。前も言いましたけれども、つくれつくれということではまっていますけれども、後ろを全然振り返っていない、このこともこの数字にあらわれているんだらうと思います。

財政課長、この取りまとめについてはいつごろを予定しているの、各課の取りまとめはいつまでか。

○財政課長（野妻正美） 先ほど土木課長からも説明がありましたとおり、各課、今現在ある

計画もあります。この計画は施設の上位計画となります。そのために、今現在の計画を見直す時期がありますので、そこのところは課によって変わります。

ただし、最終年度を32年度、これが最終ということでもう決まっております。ですが、財政課としましては、その課によって、ちょっと実情は違いますが、早目の見直し、そういうところに合わせて個別計画を、すみません、個別計画ちゅうのは、私が言っている個別計画ではなくて、今ある既存の施設の計画、そういう見直しのときに合わせて検討をお願いしたいと考えているところです。

○川尻達志議員 そうしますと、まだ、あと3年かかると。市長、こういうことについてはスピード感を持ってやっていくべきだと。1年でも早くこれをまとめさせるつもりはないのか。

○市長（尾脇雅弥） それぞれの事情はありますけれども、やるべきことは決まっておりますので、できるだけそこは、短縮できるものは短縮していきたいというふうに考えております。

○川尻達志議員 市長の力強い答弁をいただいたというふうに理解をいたします。

少なくとも、何回も申し上げますけれども、我々の世代の負の遺産は我々の世代で解決をしていくんだという強い思いを、答弁をいただかなかった課長さんもいらっしゃいますけれども、いただいた課長の話の話を総合しますと、大体それぞれ、特に生活環境課は前に進んでいるように、遅れているところをハッパをかけていただいて、スピード感を持って対応していただくことを心からお願いをし、そしてまた、早く、例えば今、総合計画も策定中であります。どこに位置するかわかりませんが、総合計画の中にも、こういったことを盛り込んでいくのが本来の総合計画であると考えます。

何回も申し上げます。スクラップ・アンド・ビルド、スクラップの部分も計画にしっかりと

のつけて、みんなの共通認識として、しかも市民にもしっかり知らしめる、ここに責任が出てくるんだろうと思います。ぜひ、これについては口をすっぱく、早くとりまとめて、市民にも議会にも提示をしていただくことを重ねてお願いを申し上げます。

次に、グラウンドゴルフの話ですけれども、想定内の答弁であります。しかし、冒頭申し上げましたように、私が言っているのは本格的なグラウンドゴルフ場であります。例えばスポーツ少年団で冠大会というように、これをグラウンドゴルフでもしていただきたい。モチベーションも違ってくるんだろうし、大会やりますと、全国それぞれの地方からも出てきます。県内に専用コースが9つぐらいあるんですか、何ですか、よくわかりませんが、大体半数ぐらいの市が持っておるようであります。そういったところとしっかりと連携をとりながら、お年寄りを、高齢者にそういうことをさせて、そうするためには、山あり谷ありの本格的な施設でないと、これはなかなか来てくれないんじゃないか。社会教育課長の答弁でも、サッカーがあり、何があり何があり、非常に忙しいというふうな答弁も聞きました。そうすると、なかなか割り込む余地はないのかな。時期によってはスポーツ合宿があり、当然そちらを優先しなければならない。

そうして、このグラウンドゴルフ、そういったものの聞いた話ですけれども、九州でも大会があるようです。県内では大会がある。今しっかりと我々が、高齢者が人生100年時代にしっかりと生活を営みながらやるためには、ぜひここいらについても取り組みをすべきだ。ましてや、さっきも言いましたけれども、長寿と健康ですか、これにも合致する話であり、先ほど財源の話もしましたが、恒久財源となると、なかなか厳しいのでしようけれども、こういった施設は、そこんところだけの出費で済む

んだらうと思います。

篠原議員がおっしゃってございましたけれども、土捨て場のことであります。土捨て場にそういう施設をつくるのも一つの方法であるし、そしてまた協和中の跡地でもいいだろうし、本格的なことをやるのが、市長のやはり今取り組んでいらっしゃることに裏づけとして納得がいくのかな。そういったことで、いきなりやりますということは言えないんでしょうけれども、市長、方向性としてはどうなんですか。

**○市長（尾脇雅弥）** 現時点の状況は、先ほど担当課長が答えたとおりでございます。

私自身も小さいころはよくゲートボールに行っておりまして、若いころはゴルフに行っておりまして、最近はまだグラウンドゴルフをする機会が多くなりました。本当、楽しいなということで、計画のときも大変多くの方が参加をされておられるということでしたけれども、ここへ来て本当に大変多くの方が、若者からお年寄りまで参加できるという意味では、グラウンドゴルフは重要だなと。

前後しますけれども、先ほどスクラップ・アンド・ビルドの話がありました。ある意味、これはビルドに関することにはなるとは思うんですが、そこは分けて考えんといかんだらうというふうに思います。老朽化する施設とか時代に合わないものはしっかりとスクラップしながら、このグラウンドゴルフ、例えば、先ほどお話をさせていただきました垂水市が目指す健康長寿の中で、鹿大の大石先生と話をすると、2つ大事なことがありますよと。一つは食事なんだとおっしゃいます。そのとおりであります。垂水の食材をしっかりといい形で摂取すること。同時に、もう一つは運動だとおっしゃいます。

じゃ、運動の中で、高齢者の方が多い中でマラソンとかそういうわけにはいかないんで、グラウンドゴルフというのはいろんなところでされておられるところがございまして。新城地区

においては専用コースを地域振興計画の中でつくられて、恐らくほかの部分は学校の土日に利用されたりとか、空いた時間を利用しておられるということだと思います。

そういった意味でニーズもございまして、全体的に多目的ということで改修をしております。現状の利用状況は先ほど申し上げたようなとおりなんですけれども、今後、スポーツ合宿等も、非常にグラウンドがよくなったということで、お問い合わせも含めて、利用の数もすごく増えております。そうなりますと、どうしてもバッティングするとか、日常的な練習の部分でそれぞれの地域についてということもあろうかと思っておりますので、その部分に関しては、先ほどお話も出ました財源の問題がありますので、一財というよりは、ふるさと応援基金なんか、地域の皆さんの健康とかいろんなそういったものに使ってくれということでもあろうかと思っておりますので、その辺をもう少し時間をいただいて、いろんな形で、声も私自身も聞いておりますので、検討を重ねて、どういう方法があるのかということを考えていきたいというふうに思いますので、そのように御理解いただければというふうに思います。

**○川尻達志議員** 今、市長がいみじくもおっしゃいましたけれども、健康で長生きするためには、当然、個人個人の努力、家庭の努力が必要である。食事もそうであり、いろんな刺激を受けたり、ただ、公として、今、国が100年ということをやっているんで、公の出番も多くないといけなかな。なぜならば、有権者のほとんどは、そういう方々なんです、垂水では。ここも民意として捉えていく必要もあるんだらうと思います。

ぜひ、たくさんの高齢者の方が、1人でもそういう思いでいらっしゃるし、私もそういう声を直に聞きましたので、私もしっかりと御支援も申し上げたいと思います。これについては皆

さん方もぜひ心を一つにして頑張っていたければありがたいと思います。

次に移りますけれども、市長、南の拠点のことですけれども、実は、私は、牛根の道の駅をつくる時に、当時の矢野市長、それから船間企画課長でしたか、ここでもかなり厳しいやりとりをしております。あそこに海釣り公園をつくるという話もあります。ところが、とんでもないと。冬場にあそこは北西の風が吹けば、とてもじゃないが大変だよということを繰り返し何度も申し上げて、方針転換をさせていただきました。まだほかにも二、三そういうことがあるんですけれども、今回のこの道の駅に関しては、全くそういう姿勢が見られなかったことが非常に残念である。要するに、菅さんがつくられた案をそのまま、私が申し上げたいことは、垂水に合致した、そして市民の意見を考慮した南の拠点になればいいなという思いで質問も何回もしたんですけれども、今さらという感じがしないでもありませんけれども、ここいらについて、今後できるところは手直しをされるつもりがあるのかどうか、市民の要望なり議会の要望、そしてまた何よりも皆さん方が本当にこれでいいのかという思いがあるとするならば、今からでも計画の変更は問題はないんだろうと思いますが、そこら辺についての御意見をお伺いしたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的には、これは、これまで、先ほど申し上げたような考え方に沿って、垂水市にとって必要だという気持ちで提案をしたことでもあります。また、細部にわたって全く何もないかといえば、時代のその時々指摘によって、必要に応じて変更する場面はあると思いますけれども、基本的な考え方というのは、これまで御提案をさせていただいた内容でございます。

また、民間エリアも含めて、全体的にまだまだいろんなこれから手がけていかなきゃいけな

い部分もありますので、民間エリアの部分は、基本的には民間ではありますけれども、我々の思いも含めたいろんな提案も話し合いもできると思いますので、いずれにしても、最初申し上げました3つ拠点をつくって、交流人口を増やして、垂水の発展に資するんだという一つの3つ目の拠点ということでもありますので、これまでの説明同様、これからは必要に応じてしっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。

**○川尻達志議員** くどくどこのことについては申しあげないんだけど、今後いろんなこういう事業展開をしていく必要は私も認めます。ただ、そのときに、しっかりと垂水の風土になじむのか、ここいらの検証をすることをしっかりと頭に置いていただきたい。

皆さん方がやられることは、これは私は法的にも瑕疵は、ないんだろうと思います。当たり前なんです。税金を使う以上、手続きに瑕疵があれば大変なことでもあります。ただ、今回、途中で変更があったけれども、だから厳しく言いましたけれども、そういったことがないようにした上でほとんどやってきておられる。そして、垂水がこういう沈滞する中で、先へ展望が見えない中で、何かやらなきゃいけないという、皆さん方の気持ちも重々わかるけれども、先ほど申し上げた、本当に垂水市に合った施設なのか、東京でつくったやつを、またはほかの人がつくったやつをそのままやっていく、こういうことは余りよくないんじゃないかと、このことについては、今後のことに警鐘として申し上げておきたいと思います。

それから、4点目ですけれども、ここは今、人がいない。確かに総務課長の答弁を聞いていますと全くそのとおりだけれども、実態と合うのかという話。働く人がいるのって。65歳以上になりますと、みんな待っているんです、年金が満額になるのを。そうしたときに、どうやっ

て過ごすか。ここの時間をあえてそういうところで働いてもらっているという観点が、ちょっと足りないのかな。今、時代はそういう時代じゃないんですよ。働き方改革にしてもそう。まず、ここもしっかりともう1回、あと、市長にもお伺いをしますけれど、もう1点、土木課長、維持班のことで、いつだったかな、忘れたけれども、夏場にビーバーを背負って、高いところを払う、大変でしょうっていう話をしました。そこで機械化はどうかという話をしました。ここいらについても、けさほど心の中の話もありましたが、肉体的なことも大変なんです。65歳がこうした真夏の暑いときに試験をされたという話を聞いているが、その結果はどうだったのか。

**○土木課長（宮迫章二）** 川尻議員の御質問にお答えいたします。

その機械導入の試験ということですよ。機械の導入につきましては、以前から感王寺議員のほうからもございまして、試験的に重機の先につけるやつでしたこともありましたが、これについて余り効率はよくなかったんですけど、つい最近、草木を砕くやつをつけてしたら、それについては大変効率がよかったというふうに聞いております。

**○川尻達志議員** まず、市長、先ほど言いましたけれども、65歳までの雇用形態というのは、それでいいと思います。先ほど申し上げましたけれども、65歳、年金まで働かせてくださいよという思いのところ、65歳を過ぎますと反対になるんですよ。働いてくださいというのは、皆さん方のほうからお願いをしなきゃいけない。そうなりますと、ここには、先ほども言ったけれども、何らかの雇用形態の変更ということをしていかないと、なかなか人が集まらないでしょう。これは、よく考えてみてください。いずれ、そういう人もいなくなるの。そうしたときに、どうするのか。長期的な展望に立ちますと、

外注に出すとか、将来的にはそういう方法しか残らないだろうと。火葬場にしても、いろんなところで。そこまで考えたときに、その間をいかにしのいでいくか。私は、今、そのことを問うているのであります。ぜひ、ここいらについて、むちゃなことを言っているわけじゃないんで、市長もここらについてどのようにお考えなのか。

**○市長（尾脇雅弥）** 昔はよく仕事がないという話でありましたけれども、今、人が足りないということでもあります。よく東京に行くこともありますけど、コンビニは全部外人さん。外人さんすらいなくなるというような状況でございしますので、いわんや我々の地域にとっても、そういう労働力をどうやって確保していくのかということでもあります。

一つは、さっき言った機械化とか、いろんな方法もありますけれども、なかなかそうやってもカバーしきれない部分がございます。

先だってシルバー人材センターの忘年会に御案内をいただきましたので、行ってまいりました。皆さん、大変若々しくお元気で、まだまだ働いていただかなきゃいけないと、そういう層に対して、どうやって頑張ってくださいかということなんだろうというふうに思います。現行は、今言ったような課題がありますけれども、時代の中で見直す必要があるという部分に関しては、そういう感覚的なものは持っておりますので、ただ、ルールということになりますと、やっぱりいろんな事情がございますから、まずはその部分をどうやって活用していくのかと、体制も含めて、御指摘はそのとおりだというふうに思いますので、今後またその分も検討させていただきたいと思います。

**○川尻達志議員** 今、市長がおっしゃったとおりだと思います。いきなり回答をせえということじゃないので、ぜひ、ここいらについて、働く人たちの意見やいろいろ聞きながら、これ

についてもスピード感のある対応をしていかなきゃいけないんだろうと思います。できれば総務課長がいらっしゃるうちに、方向性をきっちりつけていただく。お願いをしたいと思います。そうすれば、またやる気が出て、いろんな、皆さん方、執行部は聞いてくれたって、こういう思いが一番励みになるんですよ。スピード感ということを忘れないようにしていただきたいと思います。

それと、機械の話ですけれども、聞くところによると500万ぐらい掛かるという話を聞いております。安いもんですよ。夏場にあちこちから要望があるんです。私たちも毎年ボランティアで出ますけれども、毎年、毎年大変になって、出てくる人も少ないんです、今。そうしたときに、おのずと機械にシフトするのは当然のことです。財源についても、ふるさと創生の中で十分対応ができる数字だろうと思います。こういったことについても、スピード感のある対応をしていただきたい。ことしの夏はそれぞれの自治区、その前に機械で、だあつとやっていく。これでまた役所は変わったなど。ここもスピード感なんですよ。何千万もという金でもない。市長、繰り返して申しわけないが、こちらについてもトップとしての政策判断ですので、御意見を賜りたい。

**○市長（尾脇雅弥）** 先ほどありました、先ほど語ったようなことでありますけれども、今、予算編成、来年と大詰めでございます。ある程度積み上げたものの考え方もありますので、新年度の当初というわけにはいかないとは思いますが、おっしゃった御指摘の部分はよく理解するところもありますので、その辺のところを検討しながら、議員の先生方の後押しもいただいて、前向きに進めればというふうに思っております。

**○川尻達志議員** 今、市長からそういう答弁をいただきましたので、財政課長、もしそういう

依頼があったときに、財政としてはどういう対応をされるか。

**○財政課長（野妻正美）** 今ちょっと申し上げにくいんですが、十分、関係課と協議してまいります。

**○川尻達志議員** はい、ありがとうございます。

これで私の質問を終わりますけれども、きのう池之上議員が、言葉についても目を見ながらという話をされました。私もこういうことは大好きなものですから、ただ、きょうについては、私がことし1年、非常に感動的なことを少しだけ話をさせていただきたい。それは、今上陛下の御退位が決まったということでもあります。報道でもされておりますけれども、民間から初めてお妃をもらわれた初めてのこと。さらには子育ても、乳母制度を廃止して、ナルちゃん憲法ですか、私も覚えておりますけれども、そういったこと、そして、災害のたんびにお出ましをいただいて被災地を励まされた。何よりも感動的なのは、ペリリュー島に戦地の慰問に行かれたことであります。天皇陛下万歳と言って亡くなられた英霊に、天皇として、ここも私は非常に感動的なことで、今上陛下の行いは、多分、日本の歴史の中でも残っていくぐらいの大きな業績なのだろうと思う。退位の日までしっかりと象徴天皇としての務めを果たされ、そして、健康で過ごしていただくこと、皆さん方と御祈念ができればいいなあと思います。

合わせて、ことしもあと何日かであります。この席にいる皆さん方が、ことし1年の御労苦と、そしてまた来年がそれぞれにとって、本市にとってもいい年であることを御祈念を申し上げて、私の質問を終わります。

**○議長（池山節夫）** 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

**○議長（池山節夫）** 明14日から12月21日まで

は議事の都合により休会とします。

次の本会議は12月22日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会します。

午後 3 時53分散会



平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日



本会議第4号（12月22日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年12月22日午前10時00分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

△議案第66号～議案第74号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第1、議案第66号から日程第9、議案第74号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第66号 垂水市南の拠点事業（B棟）の契約について

議案第67号 第5次垂水市総合計画基本構想について

議案第68号 垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定について

議案第69号 垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定について

議案第70号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第71号 平成29年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案

議案第72号 平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第73号 平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第74号 平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

---

○議長（池山節夫） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、堀添國尚議員。

〔産業厚生委員長堀添國尚議員登壇〕

○産業厚生委員長（堀添國尚） おはようございます。

産業厚生委員会審査結果を報告いたします。

去る11月30日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、12月15日に委員会を開き審査いたしましたので、その審査結果を報告いたします。

最初に、議案第68号垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定についてと、議案第69号垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定についてを一括議題として審議し、公募によらない方法で選定されたが、公募をした場合、応募者があったと思うかとの質問に対し、医師や看護師等の人材確保が難しい地域であることから、少し困難な状況ではなかったかと判断するとの答弁がありました。

また、経年劣化による大規模改修等の対策は、市と肝属郡医師会との間でどのような話し合いになっているかとの質問に対し、協議の上、対応していくことになるが、基本的には市の施設なので、市が負担するというのが本来の姿であると考えているとの回答がありました。

医療にしても環境は目まぐるしく変わるので、長期にわたる動向を踏まえた上で、いろいろなビジョンを考えてほしいとの意見もあり、そのほかにも各委員より活発な質疑が交わされた後、採決を行いましたところ、どちらも原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定については、新たに南の拠点ができれば、みんな新しいほうに流れるのではないかととの質問に対し、新しい施設に基本的には流れていくと推測するが、新しく指定を受ける業者が企業努力をし、行政としても施設の差別化を図り、新たな集客を見込む手だてを考えることは必要ではないかとの答弁がありました。

また、3年で期間が更新されているが、会社は計画は立てにくいと思うので、最低5年を検討していてもいいのではないかととの質問に対し、雇用の安定という視点において、5年とい

う期間も視野に入れて今後検討したいとの回答がありました。

審議の後、本案の採決を行いましたところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、子育て支援センターや老人憩の家の利用状況についての質問があり、新城の憩の家については、利用者が1日四、五人ということで少ないため、代替サービスを考えた上での廃止も検討すべき時期に来ているとの意見が出ました。

また、国レベルで生活保護費の見直しがあるが、垂水市はどうなりそうかとの質問に対し、都市部の削減は大きいですが、垂水市は微増で、1人あたり300円くらいであるとの答弁がありました。

保健課の所管費目については、説明後、特段質問はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目について説明があり、その他として、垂水市のリサイクル率は今の程度かとの質問に対し、28年度で資源化率が41.75%で減少傾向にあるため、リサイクル率を上げるための検討をしているとの答弁がありました。

また、清掃センターの移転や整備の計画策定についての要望や、ごみステーションの臨機応変な変更についての要望、ごみ袋の料金に差をつけて、燃えるごみは高く、リサイクルは安くしてはどうかとの提案もありました。

次に、農業委員会、農林課の所管費目について説明がありました。時間外勤務手当が費目別に400万円計上されているが、時間数にすれば何時間くらいになるかとの質問に対し、9月からの分で未払い金もあり、月ごとに1人当たり40時間に満たないくらいであるとの答弁がありました。

また、災害復旧の部分で、単独債のところは、

仕事の早い時期に終わっていたが、まだ納付書が送られていないところがあるのはなぜかとの質問があり、補助債を優先してもらったために、単独債のほうは業者からの書類提出が後になっており、現在精査中であるとの回答がありました。

少人数での耕地係の今回の災害対応について、最後にねぎらいの言葉もありました。

次に、水産商工観光課の所管費目について説明があり、水産業振興費について、全体の売り上げは幾らか、補正額は高過ぎると思う部分があるとの質問に対し、加工場の売り上げは、28年度で大体7億であるとの答弁がありました。

また、こもんそ商品券の販売方法が今年度改善されてよかったという意見や、新たな取り組みであるスタンプレシートラリーの詳細や反響についての情報提供もありました。

次に、土木課所管費目について説明があり、道路維持費の工事請負費が6,100万円は、南の拠点事業の関係かとの質問があり、南の拠点事業で整備区域内の排水路整備工事であるとの答弁がありました。

また、災害復旧費の重機借上料200万円は、どんな災害を想定されているかとの質問に対し、大雨による土砂流出を想定しているとの回答がありました。

そのほかにも、南の拠点の排水路整備や平面計画変更の子供広場に対する影響などについて活発な質疑があり、柘原小学校下の砂浜整備への要望や国土調査係の地籍業務へのねぎらいの言葉もありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について説明があり、原案のとおり可決され、議案第74号平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について説明があり、医療機器購入費は、機

械を購入し、残ったから減額ということかとの質問があり、病院からの資料をもとに積算し、当初予算を上げたが、不要なものや来年度に回すものがあり、変更が生じたための減額で、1月以降に入札し、3月までに設置する方向であるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、総務文教委員長、持留良一議員。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） おはようございます。

それでは、総務文教委員会の審査報告をさせていただきますと思います。

その前に、議案66と67については、できれば連合審査をやってほしかったなということを要望を付して、審査報告の中身に入っていきたいと思います。

去る11月30日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました各案件について、12月18日の委員会を開催し、付託案件の審査を行いましたので、論点の主な点について審査結果を報告いたします。

最初に、議案第66号垂水市南の拠点事業（B棟）の契約についてです。

この案件は、条例に基づき、議会の承認が必要なことから審査を行いました。

この契約書は、契約金額とともに公共施設等の管理者等の責任分担が明記されている必要があります。

PFI事業でのリスクとは、契約締結1年では、その影響を正確に想定できない、不確実性のある事由によって損失が発生する要素、可能性と言われております。

さらに、リスク分担の考え方は、従来、公共が全面的に負っていたリスクを民間に転換する

という発想ではなく、個々のリスクを最も効率的に管理できる自治体が負担するという、いわゆる適切なリスク分担が必要だと言われております。

このような観点、視点に立って、当事者双方負う負債事項及びその履行方法、さらにモニタリングのあり方などを中心に審査いたしました。

リスク分担につきましては、さまざまなケースにおけるリスクにおいて、対応問題が議論になりました。災害時や施設内の損害補償などの質問に対して、双方協議して決定していく内容との説明がありました。

そして、リスク分担の仕組みは、想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も管理できる者が当該リスクを分担するとの考え方で取り決めたということも回答がありました。その場合は、必要によっては、双方の弁護士にも相談して解決していく方針であることも示されました。

モニタリングは、いわゆる管理者等が選定事業者による公共サービスの提供等が適切に行われているかを確認する手段のことですが、基本方針等では、公共施設等の管理者等による立入検査等の事実確認や、事業者に対する財務状況の確認が必要なことが規定がされています。

この結果の内容によっては、サービスの対価の減額もあり得る制度です。この点については、体制等を中心に質疑がありました。特に、毎年するのかという質疑に対しては、問題のないように契約に沿って取り組んでいくという回答がありました。

経営の問題での破綻時の処理はの質疑には、基本として想定しにくい問題であるが、取り決めはしてあるとの回答でありました。

情報の公開については、市の情報公開条例に基づき、非開示もあり得る。透明性を確保しながら取り組んでいくという方針であることも示されました。

基本方針には、情報公開については留保条件が付されていて、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除くとなっています。

契約金額については、建設費についての削減率の価格、さらに入札時の価格は下がっているが、地域経済等への影響はないのかの質問には、影響はないという回答がありました。

テナント収入等、具体的な中身が知らされておらず、議論ができないという声も、さらにもっと慎重に進めてほしかったという意見もありました。

質疑終了後、異議はないかの問いに、異議ありとの意見があり、採決の結果、賛成多数で、議案第66号垂水市南の拠点事業（B棟）の契約については採択されました。

次に、議案第67号第5次垂水市総合計画基本構想について審査しましたので、主な質疑等について審査結果を報告いたします。

最初は、計画づくりの手續について、子供たちなど市民の多くが参加できる仕組みは評価したい。高校生については、市外からが多いのではないか、声が反映できるのかとの疑問があり、市内に住んでいる高校生が8割近くあり、高校生の声も十分反映できていると考えるとの内容が示されました。

次に、地域振興計画との整合性はどうか、現行の計画も現実に合っていない。この総括が必要だとの質疑に、基本計画で検討していきたい。連携がキーワードになるのではないかとこの回答がありました。

空き家対策等は、一層地域において重要な課題になってきている。市の取り組みは、調査等も含めて十分でないと考えている。法律も成立されたが、進んでいない。どう取り組むのかとの質疑に対して、調査等も含めて、民間委託等で対応していくことも検討をしていかなければならないと考えているとの回答がありました。

次に、人口設定問題についての、現状との大きな開きがあったことは否めない。案は、住民という点では物足りなさを感じるが、中高生の意見を取り入れて、将来像を強く感じるものになっているという指摘もありました。

さらに、各校区の特性を生かしたまちづくりは共感できる。さらにきめ細かな展開が必要であり、人材育成を重点に次世代に引き継げる施策を基本計画、実施計画にも盛り込んでほしいとの要望もありました。

このほかには、低成長時代における緊縮財政を常に想定した計画などの総合計画の考え方についての質疑もありました。

さらに、人口フレームだけでなく、財政、産業、土地利用などのフレームも示すべきではないかとの指摘もありました。

質疑後、採決に移り、結果、議案第67号第5次垂水市総合計画基本構想については、全会一致で採択されました。

次に、議案第71号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案、案中の各所管費目について審査いたしました。

主な審査内容について報告をいたします。

企画政策課では、ふるさと納税事業費について、ふるさと納税の目標額の根拠はの質疑に、前年度の実績や今後の取り組みで目標に近づけられるとの方向性が示されました。

議会事務局関係では、議会費で桜島火山対策協議会の陳情活動が、選挙に関係してできなかった。取り組みが可能ではなかったのかの質疑に、議長等で行った。今後の検討課題であるという回答がありました。

学校教育課では、小学校教育振興費に関して、指定寄附と各学校との関係について質疑があり、各学校との関係で配慮して対応しているとの回答がありました。

図書の選択については、子供たちも行っているとの現状の報告もされました。

教育費、学校給食費については、第12回全国学校給食甲子園決勝大会への参加と結果についての報告がありました。さらに、地産地消の推進を求める要望も出されました。

審議後、採決を行ったところ、原案どおり可決をされました。

次に、議案第72号平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決をされました。

以上で、総務文教委員会に付託された審査についての報告を終わります。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第66号から議案第74号までの議案9件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第74号までの議案9件については、各委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（池山節夫） これをもちまして、平成29年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

